

官報

号外 昭和二十五年四月九日

第七回 衆議院會議録第三十五号

昭和二十五年四月八日(土曜日)

議事日程 第三十三号

午後一時開議

第一 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 漁港法案(水産委員長提出)

第四 牧野法案(内閣提出)

第五 日本政府在外事務所設置法案(内閣提出)

第六 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案(内閣提出)

第七 株式の名義書換に関する法律案(内閣提出)

第八 貴金屬管理法(内閣提出)

第九 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件

第十 放送法案(内閣提出)

第十一 電波法案(内閣提出)

第十二 電波監理委員会設置法案(内閣提出)

第十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十四 図書館法案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

証券取引委員会委員長及び委員任命につき同意を求めるの件

鐵道建設促進に関する決議案(尾崎末吉君外四十三名提出)

伝染病治療にまつわる不正事件に關する緊急質問(岡良一君提出)

日程第一 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

水路業務法案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 漁港法案(水産委員長提出)

日程第四 牧野法案(内閣提出)

日程第五 日本政府在外事務所設置法案(内閣提出)

日程第六 電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案(内閣提出)

日程第七 株式の名義書換に関する法律案(内閣提出)

日程第八 貴金屬管理法(内閣提出)

日程第九 地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件

日程第十 放送法案(内閣提出)

日程第十一 電波法案(内閣提出)

日程第十二 電波監理委員会設置法案(内閣提出)

日程第十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十四 図書館法案(内閣提出、参議院送付)

日程第十五 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十七 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十八 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十九 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

條第四項の規定に基づき、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件

日程第十 放送法案(内閣提出)

日程第十一 電波法案(内閣提出)

日程第十二 電波監理委員会設置法案(内閣提出)

日程第十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十四 図書館法案(内閣提出、参議院送付)

日程第十五 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十七 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十八 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十九 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十四 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十五 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十七 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十八 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二十九 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十一 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十二 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十三 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十四 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十五 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三十六 学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時四十九分開議
○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。内閣から、証券取引委員会委員長に徳田昂平君を、また委員に島居庄藏君及び藤田國之助君を任命するたため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本件は同意を與えるに決しました。

鐵道建設促進に関する決議案(尾崎末吉君外四十三名提出)

(委員会審査省路要求事件)
○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、尾崎末吉君外四十三名提出、鐵道建設促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

鐵道建設促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。尾崎末吉君。

鐵道建設促進に関する決議案
鐵道建設促進に関する決議案
わが國の經濟的復興と人口問題對

策としては、国土の有効利用と国内資源開発が絶対に必要である。このために第一に必要なのは鐵道の建設であるが、現状は全くこれを停止しており、しかも既に路盤も完成し、採算も成り立つ優良な処さえも空しく放置せられておるものがあるのは、國民のために重大な損害である。

故に諸君の實情に照らして、必要な鐵道の新建設を可能ならゆる手段をもつて積極的に且つ速やかに実施すべきである。

右決議する。

(尾崎末吉君登壇)
○尾崎末吉君 私は、ただいま上程せられました鐵道建設促進に関する決議案に対する提案者として、自由党、日本社会党、民主党、国民協同党、農民協同党、労働者農民党、社会革新党、公正倶楽部、新政政治協議会を代表いたしました。その提案理由の趣旨を説明いたします。

まず決議案を朗讀いたします。

鐵道建設促進に関する決議案
一、わが國の經濟的復興と人口問題對策としては、国土の有効利用と国内資源開発が絶対に必要である。

一、このために第一に必要なのは鐵道の建設であるが、現状は全くこれを停止しており、しかも既に路盤も完成し、採算も成り立つ優良な処さえも空しく放置せられておるものがあるのは、國民のために重大な損害である。

一、故に諸君の實情に照らして、必要な鐵道の新建設を可能ならゆる

七五九

る手段をもつて積極的に且つ速やかに実施すべきである。
右決議する。

この決議案をお諮りいたしますゆえんのは、実にわが国の再建をはかり、当面の経済開発と文化、交通の向上をはかるとともに、引続き国内資源の開発を行い、かつわが狭小な国土の有効なる利用を試み、もつて人口問題の対策ともなし、国家永遠の安泰を期したためであります。

最近のわが国の実情にかんがみまして、国土の保全とか、国土の有効利用とか、資源の開発とかいう問題が、重要な国家的課題として真剣に取上げられておるのは御承知の通りであります。しかるに、その実情は、山には奥地輸送の困難さから、せつかく生産せられた林産物や薪炭等の滞貨が腐りかけておられます、また貴重なる鉱産資源はそのまゝに眠り、豊富な水力電気資源等も未開発のまま放置せられておるのであります。他面、漁村や海辺には、輸送と輸送力によつて生産とが困難なために、塩や海産物等の国民経済資源が眠つておる状況であります。ところが国有鉄道の昭和二十五年度の予算を見ますと、ただ一本の鉄道の建設線すら計画せられておらず、国有鉄道が独立採算制ということを経済に解釈いたしましたして、経済開発の問題、公益上の問題等いわゆる広義の解釈を怠つておるのかのごとく考えられることは、まことに理解に苦しむところであり

ます。

一体、鉄道の新しい建設線が鉄道の採算に及ぼす効果は、直接の利益のみではなく、列車が迂回していた特定経

路の廃止等によりまして鉄道全般に及ぼす利益や、鉄道が社会に及ぼす経済的効果や、文化の向上に及ぼす効果を十分に考えねばならないことはもとよりであります。また鉄道が国家経済に及ぼす影響を考えますならば、利用者が運賃支拂いに対する利益、すなわち鉄道がないためにトラック、バス、馬車、馬そり、索道等によるところの交通及び輸送の実費が、鉄道が開通したために低廉な運賃となり、輸送時間は短縮せられ、また輸送の安全と確実性は増すということなどの利益と、鉄道の開通によつて新しい生産ができることや、従来の生産物が増産せられるという利益や、また水力電気や鉱山、耕地等の開発が可能となることなどの利益は莫大なものがあることは申すまでもありません。

さらにまた眼を広く遠く注ぎますならば、現在鉄道がないためにトラックその他の輸送にたよつておるそのトラック等に必要なるゴム、ガソリン等、いわゆる輸入資材の消費が相当の数量に達するのであります。鉄道の開通によりまして、それらの輸入資材を少くするところの海外収支の効果、すなわちドルの消費を減少するという偉大な利益があるのであります。この前国会において承認せられた運賃の値上げによつて、ほぼ経営上の見通しも立つて来たのでありますから、政府も近年のやり方と異つた観点から国有鉄道を指導し、国有鉄道もまた国策の線に沿うところの計画が必要であると信ずるのであります。

わが国土は、その形が狭くて長く、また起伏が急であるという実情から考

えますと、道路輸送では、とうてい地方開発や国土の有効利用に重大なる役割を演ずることは困難なのであります。特に鉄道の輸送と利用にまつばかりではない状態でありまして、先般、予算委員会第五分科会並びに予算総会等におきまして政府当局にも質問を繰返した、また詳細に調査もいたしましたのであります。わが国有鉄道が建設に着手いたしましたおつた路線で、戦時中に中止いたしましたものが実に五十線ありまして、そのうちの三十三線は、路盤が五〇％以上でき上つたもの、または完成したものであり、キロ数におきまして、実に完成いたしましたもの三百六十五キロ、五〇％以上完成いたしましたもの百二十五キロに及んでおるのであります。

これらの路線中若干のものをここにあげて見ますと、赤穂線、窪川線、津軽線、日田線、川口線等のごときは、開通いたしますれば、ただちに独立採算が成立つどころか、たいへんな黒字になつて、鉄道全体を潤す結果と相なるのであります。このほかにも、これらに類似のものが別に二十数箇所の路線にわたつておるのであります。また特殊なる路線の例をあげてみますと、岩手県の小本線沿線のごときは、現在の日本の製鉄業維持のために絶対に必要な岩手粘土があつて、その搬出には、索道とトラックによつて宇野駅まで小運送いたしておるのであります。が、その輸送費はトン当たり約八百円という高いものでありまして、粘土原価の約三分の一に及んでおるのであります。この中止いたしましたおる小本線鉄道が開通をいたしますならば、その輸送

の量は増大し、時間は短縮せられ、非常な開発ができるのであります。しかしながら、普通の鉄道運賃で輸送をいたしますと、その鉄道の採算が成立たない、赤字となるのであります。かゝるにこの区間に、新しい試みといたしまして、一般鉄道運賃でない特定料金の規定を設けて、かりにトン当たり六百円となるいたしましたならば、鉄道の採算も成立つし、また粘土の方におきましてはトン当たり二百円安くなるといふ得をする結果と相なるのであります。まして、かような方法もこの種の路線には考えられることであるのであります。

前に申し述べました二十数箇所の路線及び今述べましたものに類似の十数箇所の路線、これらを中止のままで放置をいたしますのは、甚大な損害であるのみでなく、最近特に国民の間から強く要望せられるところの鉄道新設の声に対しても深く考慮せられねばならぬことと信ずるのであります。

もとより、右に述べました三十数箇所の中止線のみでなく、残余の十七線及びいまだ着手せられなかつたところ

で緊要と思われる地方への鉄道建設は絶対に必要であると信ずるのであります。これこそは、祖国再建のため、また平和日本、文化日本、生活安定のための緊要事でありまして、

しからば、いかなる予算、いかなる手段によつてこれらの建設に着手するかと申しますならば、一般会計による建設費の利子負担の方法も可能であり、また建設費の一部または全部を一般会計から国有鉄道に交付する道も開かれておるのであります。が、なおま

た幸いにして、日本国有鉄道法中には鉄道債券発行の道も定められておりまして、先般大屋運輸大臣が予算委員会において私の質問に答へられたところによりまして、この鉄道債券は、政府がこれを引受けることができるのであるが、なお鉄道建設の地方関係民及び一般国民もまた引受けることができるのでありますから、こうした可能なあらゆる手段方法をもつて、すみやかに積極的に鉄道の建設に勇ましく出発することが現下最大の緊要事であると確信いたしますのであります。

顧みれば、終戦以来五年、退嬰と自讓と陰鬱と消極的努力の中に、ただ一途、再建の道を開くことを念願いたして来た私どもは、ここにまず鉄道から積極伸展の道を開き、平和国家、文化国家に進む国民の心を明朗盛大ならしむべきときであると確信をいたしまして、あえてこの決議案を提出いたしました次第であります。わが祖国の再建を達を喜ばずして、これを阻害するかの

ごとくにも思われる共産党の諸君は、あるいはこの決議案にも反対せられるかもしれないが、先ほど申し述べました自由党を初めといたしまして、各党のこれらの人々とともにこの提案をいたした次第であります。

右提案理由の説明を終ることとしたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際運輸行政官から発言を求め

られております。これを許します。
運輸政務次官原健三郎君。

〔政府委員原健三郎君登壇〕

○政府委員(原健三郎君) ただいま鉄
道建設線の促進に關しまして、まことに
適切な御決議をいただきました。

御承知のごとく、戦時、戦後を通じて
まして、現在まで国有鉄道の建設線の
施行を実施することができませんでし
たのは、もっぱら資材と資金の關係が
らでございまして、必ずしも建設線が
不要であるという考え方からではなかつたのであります。政府といたしましては、ただいまの御決議の御趣旨にありましますように、建設線が国土の有効利用と国内資源開発上きわめて必要であることを痛感しておりますので、国有鉄道の経営状態の改善に伴い、一旦着手の上中絶いたしました路線、あるいは収益性のある路線等重要路線についての実施の促進をはかりたい所存でございます。さらに国民経済上または輸送系路上必要の路線につきましては、今後十分調査研究を進めて行きたいと考えております。要するに、ただいまの御決議の趣旨に沿うべく今後努力する所存でございます。

以上、政府の所信を述べた次第でございます。(拍手)

伝染病治療にまつわる不正事件に
關する緊急質問(岡良二君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、岡良
一君提出、伝染病治療にまつわる不正
事件に關する緊急質問をこの際許可せ
られんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

伝染病治療にまつわる不正事件に關
する緊急質問を許可いたします。岡良
一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君 私は、日本社会党の立場
から、わが国における公衆衛生の徹底
と、結核対策の充実という観点におき
まして、最近相次いで惹起されてお
りますところの二、三の不幸事件に關し
まして政府当局の責任を明らかにし、
またあわせて今後に處する責任ある措
置を要求したいのであります。

第一点は、本年の春、神奈川県及び
東京都におきまして実に爆発的に発生
をいたしましたあの発疹チフスの大流
行でありました。この流行に際しまして
の予防措置といはしましては、まず予
防注射の励行と、この病菌を媒介する
しらみの駆除であります。そこで当局
といはしましては、当人はもちろんの
こと、近隣、居宅、同居者等に対しま
して徹底せるDDTの散布をいたしました。
都といはしまして、神奈川県

の人間を費しまして、十万人のDDT
を散布いたしましたのであります。が、
しかしながら、結果におきましては何
らこれを予防することができなかつた。
一月の十五日に最初に患者が発生
いたしましたより、三月二日には、東
京都において二百六十六名、神奈川県
においては三百三十八名という大量の
民がこれに罹感したのであります。

一体、このように莫大な量のDDT
を散布し、四十万人からの人間がそれ
をまき散らしたために大わらわになつた
のに、どうして爆発的流行を防ぎ得な
かつたか。この点を調べたところ
が、結局DDTが何ら効力になかつた
といふことが発見されたのでありま
す。たとへば、DDTの有効成分であ
るとか、粒子の大きさとか、タールの
品質、湿度等において、きわめて粗悪
なものがあつたのであります。これは
笑い話であります。一例を申し上げ
ますと、神奈川県のある病院の婦長
が、試みに配給になりましたDDTを
ガラスのいれものの中に入れて、浮浪
者のしらみを十数匹これに入れてみる
と、あくる日もあくる日も、しらみは
依然として健在であつて、三日目に動
かななくなつたので、死んだのかと思
つて火ばちの上であぶつたところが、ま
たぞろ元氣を出して動き出したとい
う、実に笑えないナンセンスを起して
いるのであります。こういふ、うどん
粉のような、何の役にも立たないもの
を、四十万人の人間が、しかも六十萬
円からの金を使つてまき散らしておつ
た。これはまづたゞ世界の物笑いであ
ります。

いよく伝染病も今後ますます猖獗
しようとする時期を迎えております。
しかも、蚊やハエに對しては、現在日本
におきましてはDDTが最も有力なる
武器として、あらゆる家庭がほとんど
半強制的に買わされてゐるのでありま
す。かかるものが、現在厚生省の指定
生産として、四大メーカーの手によつ
て生産され配給されてゐるのでありま
するが、一体このように効力のないも
のが全国の家庭に配給されるというこ
とになりますならば、家庭の失費のみ
ならず、実に伝染病の蔓延防止のため
にも憂心すべき事態が起るうと思つて
おります。政府は一体いかなる具
体的な準備をもつてDDTの効力の判
定をしておられるか、かつまた、今回
のこの失態に對していかに責任を明確
にせられるか、また今後具体的措置を
講じて、こういふうどん粉のようなも
のではなく、ほんとうにきくDDTを
配給されるために、いかなる保証を與
えておられるかを、この席上において
明確にいたしていただきたいのであり
ます。

大体、近年におけるわが国の薬事行
政はまづたゞ乱脈をきわめて、不
祥事が続発してあります。ジフテリア
の予防注射を行つて、京都で何十人か
の子供が死んでおる。仙台では百日ぜ
きの注射をやつて、すべての子供が結
核にかかつておる。こういふようなこ
とで、その上ヒロポンの中毒だ、アド
ルムの自殺だ、まづたゞ乱脈をきわ
めてあります。ワクチン類の生産は別
といたしまして、多くの日本の製薬
は少数の独占的な製薬業者に依存し集
中されておるのでありますが、毎日一
名前だけをかけた新薬がどん／＼出
て来て、医者は薬剤師も覚え切れるも
のではない。しかも互いが販売を競つ
て、自由競争で膨大な広告料を使つて
おりますから、消費者は薬を買うのか
広告料を拂つておるのかわからない始
末である。こういふようなことであり
ますが、この際私は政府の所信をお伺
いたしたいのであります。

われ／＼は、製薬に對しては国家的
な、計画的な統制が必要であるという
ことをしみ／＼感じておるのでありま
す。原料を効率的に活用するためにも
、規格を一定の水準に維持するため
にも、需要供給のバランスを調整する
ためにも、また価格を低廉ならしめる
ためにも、当然製薬事業は公共的な性
格を持つべきものであり、国家がその
責任に任すべきものであらうと思つる
のであります。今日品質が粗悪とな
り、需要供給がアンバランスとなり、
価格が不当につり上げられておるの
も、ひつきようは、今日のように無計
画に、自由放任主義に、大資本の利潤
追求のままに放任しておるからであ
る。医療關係では、国立療養所、国立
病院が拡充され、社会保険の範圍が広
められ、保健所の充実がはかられる
等、着々医療の制度と機構は公共化さ
れながら、一方において、製薬方面は
依然として利潤追求の私企業に放任さ
れておる。これでは、今うたわれてお
るところの医薬の分業はおろか、むしろ
國民が製薬資本のものと、その收奪
の対象になつておるという事実をま
すます強く明らかにしておりますが、
厚生大臣の所信を伺いたいのは、わ
れわれが医療の社会化、公共化をうた
うためには、あくまでも製薬事業の公
共化をその運営の上において明確に打
出す必要があらうと思つてあります。
あえて大臣の御所見を承りたいと思
ひます。

次に私は、結核の対策につきまし
て、最近の国立療養所において発生し
たところの二、三の不幸事実につい
て、その責任の所在と今後の所信を承
りたいと思ひます。

第一は、昨年末、愛知県知多郡国立

法律（昭和二十五年法律第 号）公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは、第四條の改正規定中 「専任七百五十五人」「専任二千八百二十七人」「正規定中」「専任七百五十五人」「専任九百八十三級」とあるのは、「専任九百八十三級」とする。第五條の改正規定中「九人」「二人」とあるのは、「九人」「二人」とする。

定中「專任十一人 二級とある
專任四十二人 三級」
のは「專任四十二人 二級
專任五十六人 三級」と読み
替へるものとする。

裁判所法等の一部を改正する法律
案

右の貴院から送付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ
て国会法第八十三条により二二五

付する。
 昭和二十五年四月五日
 參議院議長 佐藤 尚武
 衆議院議長 幣原喜重郎殿
 （小字及び——は參議院修正）
 裁判所法等の一部を改正する法律
 案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律のうち、裁判所法第六十一條の二、第六十一條の三及び第六十五條の改正規定、檢察審査會法第六條第六号の改正規定中少年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は

公布の日
昭和二十五年四月一日から施行す
る。

2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に少年保護所に補せられてゐる裁判所事務官で、少年調査官に任命されないものは、別に辞令を発せられないときは、裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

3 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、少年調査官補に少年調査官の職務を行わせることができる。

○副議長(岩本信行君) 採決いたします。両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

水路業務法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から水路業務法案が回付されました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。水路業務法案の参議院回付案を議題といたします。

水路業務法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 原喜重郎殿

(小字は参議院修正)

水路業務法案の一部を次のように修正する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二條の規定による立入を拒み、又は妨げた者

二 第十八條の規定に違反した者

三 第二十四條又は第二十五條の規定により承認又は許可を受けなければならぬ事項を承認又は許可を受けなかつた者

第三十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

○副議長(岩本信行君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三 漁港法案(水産委員長提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第三は案

員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。

日程第三、漁港法案を議題といたしました。提出者の趣旨弁明を許します。

水産委員長石原圓吉君。

漁港法案

漁港法

目次

第一章 総則(第一條—第四條)

第二章 漁港の指定(第五條—第六條)

第三章 漁港審議会(第七條—第十六條)

第四章 漁港修築事業(第十七條—第二十四條)

第五章 漁港の維持管理(第二十五條—第三十九條)

第六章 雑則(第四十條—第四十四條)

第七章 罰則(第四十五條—第四十七條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄與するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。

(漁港の意義)

第二條 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の综合体であつて、第五條第一項の規定により指定されたものをいう。

(漁港施設の意義)

第三條 この法律で「漁港」施設とは、左に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ 外かく施設 防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こう門及び護岸

ロ くい留施設 岸壁、物揚場、けい、船浮標、けい、船くい、さん橋、浮き、橋及び船揚場

ハ 水域施設 航路及び泊地

ニ 機能施設

イ 輸送施設 鉄道、軌道、道路、橋りょう及び運河

ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の出入港のための信号施設及び照明施設

ハ 漁港施設用地 各種漁船施設の敷地

ニ 漁船漁具保全施設 漁船修理場、漁船機関修理場及び漁具干場

ホ 補給施設 漁船のための給水及び給油施設

ヘ 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、水産倉庫、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場

ト 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

チ 漁船船員厚生施設 宿泊所、浴場、診療所及び漁船船員ホール

リ 漁港管理施設 管理事務所及び監視所

第四條 この法律で「漁港修築事業」とは、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて行つた漁港施設の新築、増築、改築、補修若しくは除却、漁港の区域内の土地の欠損の防止又は漁港の区域内への土砂の流入の防止その他漁港の整備を図るための事業をいう。

第二章 漁港の指定

(漁港の指定)

第五條 農林大臣は、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、漁港の名称、種類及び区域を定めて漁港の指定を行ふ。

2 農林大臣は、前項の規定により指定した漁港について、事情の変更その他特別の事由があると認めるときは、漁港審議会の議を経、且つ、関係都道府県知事の意見を徴して、当該指定の内容を変更し、又は当該指定を取り消すことができる。

3 農林大臣は、第一項の指定又は前項の変更をしようとする場合において、漁港の区域を定め、又は変更しようとするときは、当該漁港の区域について、運輸大臣に協議しなければならない。

4 農林大臣は、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第二條第一項の規定による河川の区域について、第一項の指定又は第二項の変更をしようとするときは、当該漁港の区域について、当該河川を管理する地方行政庁に協議しなければならない。

5 第一項の指定及び第二項の変更又は取消は、告示である。
(漁港の種類)

第六條 漁港の種類は、左の通りとする。

第一種漁港 その利用範囲が地元

の漁業を主とするもの

第二種漁港 その利用範囲が第一

種漁港よりも広く、第三種漁港

に属しないもの

第三種漁港 その利用範囲が全国

的なもの

第四種漁港 離島その他辺りへの

地にあつて漁場の開発又は漁船

の避難上特に必要なもの

第三章 漁港審議会

(設置及び権限)

第七條 この法律の規定によりその

権限に属せしめられた事項その他

漁港に関する重要事項を調査審議

するために、漁港審議会を置く。

2 漁港審議会は、漁港に関する事

項につき、関係行政庁に対し意見

を提出することができる。

3 漁港審議会は、常に、中央漁業

調整審議会と密接な連絡を保つよ

うに努めなければならない。

4 漁港審議会は、農林大臣の監督

に属する。

(組織)

第八條 漁港審議会は、委員九人を

もつて組織する。

2 委員のうち一人は、水産庁長官

をもつて充てる。

3 漁港審議会に会長を置き、委員

の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。
6 水産庁長官たる委員には、次條から第十二條までの規定は、適用しない。
(委員の任命)
第九條 委員は、左に掲げる者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、任命する。
一 漁港の整備について、充分な知識と経験を有する者
二 漁港の修築に関する技術について、充分な知識と経験を有する者
三 漁港の運営について、充分な知識と経験を有する者
四 漁業に関し、充分な知識と経験を有する者
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。
(委員の任期)
第十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ

るにより、そのうち二人は一年、三人は二年、三人は三年とする。
(委員の退職)
第十一條 委員は、第九條第二項後段の規定による両議院の同意がなかつたときは、当然退職するものとする。

(委員の罷免)
第十二條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により委員の罷免について両議院の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(議決方法及び調査等)
第十三條 漁港審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港審議会の議事は、出席した委員(会長たる委員を除く。)の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 漁港審議会は、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、審議のために必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は関係人の出頭を求めてその意見を徴することができる。

4 漁港審議会は、審議のために必要があると認める場合には、公務所、漁港関係者若しくはその組織する団体又は学識経験のある者に必要な調査を嘱託することができる。

5 第三項の規定により出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(公聴会)
第十四條 漁港審議会は、第十七條第一項の漁港の整備計画について意見を決定するとき、その他必要があるとき、又は農林大臣の指示若しくは漁港審議会の定める利害関係人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

(委員の実費弁償)
第十五條 委員は、政令の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(委任規定)
第十六條 この法律に定めるものの外、漁港審議会の運営に関し必要な事項は、漁港審議会が定める。

第四章 漁港修築事業
(漁港の整備計画)
第十七條 農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港の整備計画を定め、閣議の決定を経なければならない。もし、農林大臣が、漁港審議会の意見を採択することができないとき

は、その定めた漁港の整備計画に当該漁港審議会の意見を添えて内閣に提出しなければならない。

2 内閣は、前項の規定により漁港の整備計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。この場合において、内閣が決定した漁港の整備計画が漁港審議会の意見と異なるときは、内閣は、漁港審議会の意見を添えて国会に提出しなければならない。

3 内閣は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前項の漁港の整備計画を実施するために、必要な経費を予算に計上しなければならない。

(施行者)
第十八條 漁港修築事業は、国、漁港の所在地の地方公共団体又は漁港を地区内に有する水産業協同組合でなければ、施行することができない。

(施行の許可)
第十九條 国以外の者が漁港修築事業を施行しようとする場合には、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定め、農林大臣の許可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の許可をするについては、あらかじめ漁港審議会の議を経て定めた基準によらなければならない。

3 国が漁港修築事業を施行する場合においては、農林大臣は、第十七條第一項の漁港の整備計画に基いて漁港修築計画を定めなければならない。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定める場合においては、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。

5 第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者は、漁港修築計画を定めるために必要があるときは、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができ、この場合において、国以外の者の施行に係るときには、立ち入るべき土地又は水面の区域を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

6 前項の規定による立ち入、測量又は検査をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

7 第五項の場合には、当該施行者たるべき者は、遅滞なく、同項の立ち入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(費用の負担及び補助)
第二十条 国が漁港修築事業を施行する場合に、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者の同意を得て、これに負担させることができる。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合に、第三條第一号

の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合を国において負担する。

区分

第三種漁港
北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の五十

第四種漁港
北海道にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の七十五又は百分の六十

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、左の区分に従い、各、その定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

区分

第一種漁港
北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

第二種漁港
北海道にあつては百分の六十、その他の地域にあつては百分の四十

4 国以外の者が漁港修築事業を施行する場合において、特に必要があると認めるときは、国は、前二項に規定するものの外、政令で定める基準に従い、予算の範囲内で当該漁港修築事業に要する費用の一部を当該漁港修築事業の施行者に補助することができる。

5 農林大臣は、前條第一項の許可をするについては、第二項又は第三項の規定により国が負担し、又は補助することとなる金額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければ

ならない。

(漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡及び漁港修築事業の施行の委託)

第二十一條 漁港修築事業の施行の許可に係る権利の譲渡は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港修築事業の施行者は、農林大臣の許可を受けて、漁港修築事業の施行を委託することができ

3 第一項の認可及び前項の許可をするについては、第十九條第二項の規定を準用する。

(漁港修築計画の変更、漁港修築事業の廃止その他)

第二十二條 国以外の漁港修築事業の施行者は、事情の変更その他の事由がある場合において農林大臣の許可を受けた後でなければ、漁港修築計画を変更し、又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくはその施行を停止してはならない。

2 農林大臣は、前項の許可をする場合において、その漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重して、これをしなければならぬ。

但し、急速を要する場合及び軽微な事項である場合には、この限りでない。

(施行者に対する指示及び命令並びに許可の取消)

第二十三條 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、工事の施行の順序その他漁港修築事業

業の施行方法に関する必要な事項を指示することができる。

2 農林大臣は、地形の変化その他の事由により必要があると認める場合には、国以外の漁港修築事業の施行者に対し、漁港修築計画の変更又は漁港修築事業の全部若しくは一部を廃止若しくはその施行の停止を命ずることができ

3 農林大臣は、国以外の漁港修築事業の施行者が、この法律、この法律に基く命令若しくはこれらの法令に基いてする行政庁の処分違反し、若しくはいん功の見込がないと認めるときは、又は当該施行者が漁港修築計画において定められた期限までに工事に着手しないときは、当該漁港修築事業の施行の許可を取り消すことができる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第二十四條 漁港修築事業の施行者は、第三條第一号の基本施設の修築するために必要がある場合には、必要な土地若しくはこれに定着する物件又はこれらに関する権利を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)により、収用又は使用することができる。

2 漁港修築事業の施行者は、漁港修築事業の施行のために必要がある場合には、五日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができ

3 国以外の者の施行に係るときは、立ち入り、若しくは使用

すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 前項の規定による立ち入をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第二項の場合には、漁港修築事業の施行者は、遅滞なく、同項の立ち入若しくは使用により現に生じた損害を補償し、又は相当の使用料を支拂わなければならない。

第五章 漁港の維持管理

(漁港管理者の指定)

第二十五條 漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理の適正を図るために、農林大臣は、漁港審議会の議を経て定める基準に従い、且つ、関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港の所在地の地方公共団体又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合を漁港管理者に指定する。

2 前項の規定により指定された地方公共団体又は水産業協同組合は、正当の事由がない限り、当該指定を拒むことができない。

3 農林大臣は、漁港管理者が、漁港の維持管理を適正に行わず、又は漁港管理者として適当でないことを認める場合には、第一項の規定による漁港管理者の指定を取り消すことができる。

4 農林大臣は、第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は前項の規定により漁港管理者の指定を取り消そうとするときは、公聴会を開かなければ

ならない。

5 第一項の指定及び第三項の取消は、告示でする。

(漁港管理者の職責)

第二十六條 漁港管理者は、漁港管理計画及びこれを実施するために必要な漁港管理規程を定め、これに従い漁港の維持管理をする責に任ずる。

(漁港管理会の設置及び権限)

第二十七條 漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために、漁港に、漁港管理会を置かなければならない。但し、第一種漁港、水産業協同組合が漁港管理者たる漁港及び農林大臣が漁港審議会の議を経て指定した漁港については、この限りでない。

2 漁港管理者は、漁港管理会を設置したときは、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

3 漁港管理者は、漁港管理計画の設定、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

(漁港管理会の組織)

第二十八條 漁港管理会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、漁港管理者である地方公共団体の長又は水産業協同組合の代表者(代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者)をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 当該漁港の所在地の市町村の区域内に住所又は事業場を有する者であつて、一年に九十日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者の中から互選せられた者七人

二 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から当該漁港の所在地の市町村長が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人

三 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から当該漁港の所在地の都道府県知事が推薦した者について、漁港管理者が任命した者二人(第一種漁港における漁港管理会については一人)

四 漁港に關し充分な知識と經驗を有する者の中から農林大臣が推薦した者について、漁港管理者が任命した者一人(第三種漁港及び第四種漁港における漁港管理会に限る。)

5 漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合には、各市町村又は各都道府県ごとに前項第一号から第三号までに規定する員数を委員を互選し、又は任命する。

6 農林大臣は、漁港の所在地が二以上の市町村又は二以上の都道府県にわたる場合その他特別の事由がある場合には、漁港審議会の議

を経て、第四項各号の委員の定数を変更することができる。

7 同一市町村の区域内に二以上の漁港がある場合その他特別の事由がある場合には、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、漁港ごとに漁港関係区域を定めることができる。この場合には、第四項第一号中「市町村の区域」とあるのは「漁港関係区域」と読み替へるものとす。

8 第六項の規定による委員の定数の変更及び前項の規定による漁港関係区域の定は、告示でする。

9 第四項第一号の委員の選挙に關し必要な事項は、條例で定める。

(委員の任期)

第二十九條 漁港管理会の委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の改選の請求と罷免)

第三十條 第二十八條第四項第一号の委員の選挙権を有する者は、條令の定めるところにより、その市町村の区域又は漁港関係区域におけるその総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該区域に属する者の中から選挙された委員の改選を請求することができる。

2 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九條第二項から第四項までの規定(委員の解職の請求に關する規定)を準用する。この場合において、同條第三項中「三分の一」とあるのは「二分の一」と読み替へるものとす。

るものとす。

3 漁港管理者は、第二十八條第四項第一号の委員以外の委員が心身の故障のため職務を執行することができず、又はその委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重してこれを罷免することができる。

4 漁港管理者は、前項の規定により委員の罷免について漁港管理会の意見を徴しようとするときは、あらかじめ、当該委員に罷免の事由を文書をもつて通知し、当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

(都に關する特例)

第三十一條 第二十八條及び前條中「市町村」又は「市町村長」とあるのは、都の区のある区域においては、「都又は「都知事」とする。

2 第二十八條第四項第三号の規定は、都の区のある区域にある漁港における漁港管理会については、適用しない。

(議決方法)

第三十二條 漁港管理会は、委員の過半数及び会長の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の実費弁償)

第三十三條 漁港管理会の委員は、漁港管理規程の定めるところにより、旅費、手当その他職務の遂行に伴う実費を受けることができる。

(漁港管理計画及び漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四條 漁港管理者が漁港の維持管理をする場合においては、漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは制定又は変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 漁港管理計画においては、施行中の漁港修築事業に属するものを除き、左の各号に掲げる事項の基本に基づいて、必要な計画を定めなければならない。

一 漁港施設の維持、保全及び運営その他漁港施設の維持管理に關する事項

二 漁港の維持管理のための收支に關する事項

三 前各号に掲げるものの外、漁港の維持管理に關し必要な事項

3 漁港管理計画及び漁港管理規程は、公示しなければならない。

4 農林大臣は、漁港審議会の議を経て、模範漁港管理計画例及び模範漁港管理規程例を定めることができる。

(利用の対価の徴収)

第三十五條 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することが

できる。

(土地、水面等の使用及び収用)

第三十六條 第二十四條の規定は、漁港の維持管理のために必要がある場合に準用する。

2 漁港管理者は、非常災害のために急迫の必要がある場合には、その現場にある者を復旧、危害防止その他の業務に協力させ、又は前項の規定によらないで左に掲げる処分をすることが出来る。

一 必要な土地、水面、船舶又は工作物を使用すること。
二 土石、竹木その他の物件(前号に掲げる物を除く。)を使用し、又は収用すること。
3 第二十四條第四項の規定は、前項の処分をした場合に準用する。

(漁港施設の処分の制限)
第三十七條 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合には、この限りでない。

2 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることが出来る。
3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

(漁港施設の利用)
第三十八條 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

2 農林大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該漁港に漁港管理者があるときは、当該漁港管理者の意見を徴し、その意見を尊重してこれをしなければならない。

第三十九條 漁港の区域内の水域において、工作物の建設、土砂の採取、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面の一部の占用(公有水面の埋立による場合を除く。)をしようとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合には、この限りでない。

2 農林大臣は、前項の建設、採取放流、放棄又は占用が漁港修築事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を與えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

3 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、同項の規定に違反して建設された工作物の除却その他原状回復を命ずることが出来る。

4 漁港の区域内における公有水面の埋立については、都道府県知事は、農林大臣の認可を受けなければならない。但し、第一種漁港の区域内の埋立であつて当該漁港の利用を著しく阻害しないものについては、この限りでない。

5 農林大臣は、漁港区域内の土地、竹木又は工作物の所有者又は占有者に対し、土地の欠損、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物が漁港に及ぼす虞のある危害を防止するために必要な施設をすべきことを命ずることが出来る。この場合においては、あらかじめ、当該所有者又は占有者の意見を聞かなければならない。

6 第三項の規定による除却その他原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とし、前項の規定による施設に要する費用は、当該所有者又は占有者の負担とする。

第六章 雑則

(漁港施設とみなされる施設)

第四十條 農林大臣は、第三條に掲げる施設であつて、漁港の区域内にないものについても、漁港審議会の議を経て、これを漁港施設とみなすことができる。この場合には、遅滞なく、その旨を当該施設の所有者又は占有者に通知する。

(農林大臣の調査、測量及び検査)
第四十一條 農林大臣は、第五條の規定により漁港の区域を定め、又はこれを変更するために必要があると認める場合には、漁港関係者若しくはその組織する団体に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は五日前にその所有者若しくは占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、測量若しくは検査をすることが出来る。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、漁港修築事業の施行者又は漁港管理者に対し、その事業の施行若しくは職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該官吏に、事業場、事務所その他の場所に立ち入り、質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが出来る。

3 前二項の規定による立入、測量、検査又は質問をする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 第一項の場合には、農林大臣は、遅滞なく、同項の立入、測量又は検査により現に生じた損害を補償しなければならない。

(運輸大臣に対する協議)
第四十二條 農林大臣は、主として運輸の用に供する施設について、第三十八條第一項の認可をし、又は第三十九條第一項の許可をしようとするときは、運輸大臣に協議しなければならない。

第四十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は漁港管理規程によつてした行政庁の処分に不服のある者は、農林大臣に訴願することができる。

2 前項の規定による訴願の提起があつた場合には、農林大臣は、漁港審議会の意見を徴し、その意見を尊重して裁決をしなければならない。

3 漁港審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするとき

は、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該訴願の提起者又は代理人に対し公開による聽問をしなければならない。

(農林大臣の職権の委任)
第四十四條 この法律に定める農林大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長(都の区のある区域においては区長)に行わせることができる。この場合には、第四十一條第二項中「当該官吏」とあるのは「当該吏員」と読み替へるものとする。

第七章 罰則
第四十五條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第十九條第五項の場合において、農林大臣の許可を受けずに他人の土地又は水面に立ち入つた者
二 第二十四條第二項の場合において、農林大臣の許可を受けずに他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを使用した者
三 第三十七條第一項の規定に違反した者
四 第三十九條第一項の許可を受けずに、同項の建設、採取、放流、放棄又は占用をした者
第四十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第二十一條第二項の許可を受けずに、漁港修築事業の施行を委託した者
二 第二十二條第一項の規定に違

反した者

三 第三十八條第一項の認可を受けないで、基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収した者

四 第四十一條第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二條の違反行為をした場合において、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、その行為をした者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で、政令で定める。但し、第二十條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行後、漁港管理会が設置されるまでの間は、漁港管理者は、第二十七條第三項の規定にかかわらず、その権限を行うことができる。

3 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第二條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

第四條第六号を次のように改める。

六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行うものに対する許可、認可、指導監督及び助成に関する事務を処理すること。

同條中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号として次の一号を加える。

七 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

第七條の六第一項中瀬戸内海連合海区域漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

漁港審議会
法律第二十條の施行に關する事項を調査審議すること。

同條第二項中「漁港法」の下に「漁港審議会については、漁港法」を加える。

4 河川法の一部を次のように改正する。
第二條に次の一項を加える。

漁港法(昭和 年法律 号)ニ規定スル漁港ノ

区域ニ付キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲナサントスルトキハ当該地方行政庁ハ農林大臣ニ協議スヘシ

〔石原國吉君登壇〕

○石原國吉君 たいだいま議題となりました漁港法案につきまして、その提案の理由並びに要旨を御説明申し上げます。

まず本法案の提案の理由並びに本委員会における起草の経過につきまして申し上げます。

わが国漁業の歴史を見ますと、おもに魚をとること、新しい漁場を開拓して漁場を拡張することの二点に國の施策が向けられておつたのでありまして、そのために、漁船の研究及びこの助成には、かなりの力が注がれていたのであります。競争によりまして漁船は大半を減少し、かつまた漁獲の状況につきましても種々の変遷を來したのであります。漁船は急速に再建造せられて戦前の水準に達したばかりではなく、型も漸次大きくなり、従つて設備も科学化せられて参つたのであります。しかるに、漁船の基地でありかつ漁業の策源地であるわが國の漁港の整備の實情を見ますに、非常に不十分でありまして、國民生活の安定と國民經濟の發展に大きな役割を果しつつある水産業の發達をはかるためにはまことに遺憾であつたのであります。従つて、これをすみやかに整備し、かつその適正なる維持、管理をすることが必然的に重要となつて來たわけでありました。

第一國會以來の全國漁民の熱望にこたへるため、またわが國が世界第一の水産國である立場から漁港整備の根本策を樹立するため、本委員会におきましては、過去約一箇年間にわたりまして調査研究をして参つたのであります。本委員会は、すみやかにこれが立法措置の必要を認め、昨年十二月二十二日會議を開き、全員一致をもつて漁港法案を起草すべきことを決定し、爾來、漁港に関する小委員会において慎重審議をなし、三月三十一日、同小委員会を決定いたしましたのであります。次いで、四月三日の委員会において本委員会成案の決定を見ましたので、本法案を提出いたしました次第であります。次に本法案の内容の概要につきまして御説明を申し上げます。

第一に、本法案の目的は、漁港を整備し、その維持、管理を適正にして、水産業の發達をはかり、國民生活の安定と國民經濟の發達に寄與せんとするものであることを明確にいたし、また漁港の施設を基本施設並びに機能施設の二種とし、かつその内容を具体的に規定したのであります。

第二は漁港の指定であります。從來われわれが常識的に漁港として考へておりましたものは、なほ漁港として將來施設を要すべきものが相当ありますので、農林大臣は、漁港審議会の議を経て、かつ關係都道府県知事の意見を徴して、名称、種類及び区域を定め、次に述べるような漁港の指定を行うこととしたのであります。すなわち漁港は、その利用範囲によりまして、これを第一種、第二種、第三種及び第四種漁港と四種類にいたしました。第一種漁港とは、市町村または水産業協同組合の区域をもつばら利用範

圍としてゐるものでありまして、第二種漁港と申しますのは、第一種漁港よりも広く、第三種漁港よりも狭い範圍の利用を目標としてゐるものであります。すなわち、おおむね都道府県及びその地方程度を利用の範圍としてゐるものであります。第三種漁港は、その利用範圍が全國的なものであります。第四種漁港とは、離島その他の地にあつて、漁場の開発または漁船の避難上特に必要な地域の避難港的な意味の漁港であります。

第三は、漁港に関する重要事項を調査審議するために漁港審議会を置きまして、漁港に関する事項について關係行政官庁に対して意見を提出することができるとし、委員の数は九人とし、うち一人は水産庁長官で、他の八人は漁港に関する知識と経験及び漁港修築の技術運営並びに漁業に関する知識と経験のある者の中から内閣總理大臣が兩院の同意を得て任命し、任期は三年としたのであります。

第四は漁港の修築であります。農林大臣は漁港審議会の意見を徴し、その意見を採択して漁港整備計画を決定し、さらに閣議の決定を経て國會に提出し承認を受け、内閣は國の財政の許す範圍内において予算を計上しなければならぬこととしたのであります。しかして、事業の施行者は國または地方公共団体及び水産業協同組合とし、國以外のものが基本施設を修築する場合には、その要する費用のうち、北海道におきましては、第一種、第二種及び第三種漁港は百分の六十、第四種漁港は百分の八十であります。が、その他の地域におきましては、第

第五は、漁港の維持管理について万全を期するため、地方公共団体または水産業協同組合を漁港管理者に指定して、漁港管理計画及び漁港管理規定に従つて同時に維持管理をなすこととし、かつ地元漁民の互選及び地方公共団体の推薦する委員をもつて漁港管理会を設け、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させることとしましたのであります。

伊之助君。

反対の意思を表示するも

とだと思ひます。

あります。ところが、こ

呼ぶ者あり) とういう内

上げます。

ありますが、しかしながら、さらに陸

ます。おそらくこういう施設も必要で

つてもこれを用いることができる。こ

れは国の費用も出すのでありますか

ことに法の解釈になる。これはこの法

事。

ないか——ところが、土地は漸次買収計

一帯は、潜水艇もしくは水雷艇——今

いうことを意味するものであるか、皆

が、これは表裏一体をなしておる農林

議会というものがいいかげんなもので

がかつて気ままにその場所を、すなわ

れわれの独立を守るところの関門であ

ものか。総理大臣が任命する、こういう

ができたのは、皆さんが御承知の通

ち東條がやつたような、国会を無視し

れている。「ないよ」と呼ぶ者あり」と

ういうことが、あなた方は鈍感でおわかりにならないかも知れない。

さらにこの修築費であります。この中には、大体において国庫負担とすべきものだと私は考えるのであります。国以外のもはどうかというところを書いております。国以外のもとは、都道府県のことであり、あるいは公共団体もしくは事業団体であらうと思ふのでありますが、これにはつきり規定する必要がある。さらに多くのわれわれの疑問とするところがあります。ところが、こうした審議会の委員を選挙するにも、ただ指名でやつた任命であつてはならない。すなわち、ここに零細漁民の、働く漁民の意思が反映して、その利害がついていなければならぬのであります。この審議会と申しますものは、漁民の団体あるいは零細漁民、そうしたものの意思が全然反映していない。こういうことは、この法案が官僚の本質を持つておるのであります。何ら民主化されてはいない。農地改革の農地法であり、あの農地法も同様であつて、この漁港法一つをとつてみても、何ら民主的なものを持つていない。働く漁民の利益が代表されてはいない。でありますから、私は、漁民がおそろく待望しているであらうところのこの漁港法、これは重ねて申し上げますが、漁民が切にこれを希望しているにもかかわらず、この機構であれば、かえつて日本を戦争に導くところの軍事基地を強化する以外の何ものでもないものであります。われわれは、そういう観点から、この法案には全面的に反対するものであります。今後、われわれの修正意見、すな

わちこれが漁民の利益を中心にし、漁民の意思を尊重するものであれば、何でも賛成をいたしますが、現に漁民がこれを待望しておるのでありますから、共産党はいたずらに反対するものではありませんが、大衆諸君——理由があるから反対する。すなわち、これを軍事基地化し、現にそういう事実がある限りしかたがない。反対せざるを得ない。いたずらに絶対に反対するものではない。もしこの法案が真に漁民の利益を代表するものであつて、その内容が公正にできているならば賛成するにやぶさかでないのではありませんが、不幸にして委員会での修正案がいがれられないために、これに反対の意見を申し上げるものであります。(拍手)

○副議長 岩本信行君 川村善八郎君。

〔川村善八郎君登壇〕

○川村善八郎君 私は、ただいま議題となりました漁港法案に対し、自由党を代表いたしまして全面的に賛成の意を表するものであります。(拍手) 趣旨並びに法案の内容につきましては、ただいま委員長より詳細に説明された通りであります。内容全体は、これまでの官僚独善の弊害を排し、すべて民主的にしかも合理的に計画を立てて、漁港並びに漁港に関する附帯施設等を完全に修築し、それらの管理と運用のよろしきを得てその目的を達成する法案であるからであります。以下、簡単に賛意を表するおもな点を申し上げます。 まず趣旨について申し上げます。日本の漁業は逐年戦前に復活して、漁

船の致もまさに戦前以上に、船型も一年々大きくなつておるが、これらの総合基地であるりつばな漁港が不足であるから、日本の漁業の発展はかり、日本経済の確立に寄與するため、これを法律をもって定め、国家財政の許す範囲内で予算の裏づけをなし、完全な漁港の修築並びに附帯施設等をなし、漁民大衆はもちろん、国民全体の要望にこたへようとする趣旨であり、しかも修築に際しては、これまでの単なる官僚の技術とか職権とか、あるいは権力者の支配等によつて築設されることなく、どこまでも漁業本位にその地方に適した漁港を修築し、その目的を達成せようとするものであります。

法案の内容について賛意を表する諸点を申し上げます。第一に、その目的は一貫した計画に基いて立法されておること。第二に、漁港の種類を整備して第一種、第二種、第三種、第四種と四種類にわけ、農林大臣は漁港審議会の議を経て、かつ都道府県知事の意見を徴して、それらの利用度に応じて漁港の種類を定めて指定することにしたこと。第三は、これまでの官僚独善の態度と権力支配等を排除し、漁港修築の目的を達成するため、中央に民主的な漁港審議会を設けて、漁港の整備計画または附帯施設計画その他漁港に関する必要事項について関係行政官庁に意見を提出することができることになつておること。第四には、農林大臣は漁港審議会の意見を採択して、漁港の整備計画を定めて内閣に提出し、内閣がこれを決定した場合、これを国会に提出して承認を

受け、漁港の整備計画に必要な経費を予算に計上しなければならぬことを規定したこと。しかもその漁港の重要度に即して国の負担を多くするようにしたことであり、第五には、漁港の維持、管理、運営等のよろしきを得てその目的を達成するため、農林大臣は漁港審議会の議を経て、かつ関係都道府県知事の意見を徴し、当該漁港所在地の地方公共団体、すなわち都道府県、市町村のほか、特に今回この法律によつて水産業協同組合も漁港の管理者に指定されることになつたこと、また漁港の管理会の設置にあたつては委員九人中その七人は漁民から互選するようになつたこと等、いづれも民主的に、しかもその効果を十分あげられようとしておるのであります。

以上の諸点から私は全面的に賛成するものであります。先ほど共産党の中西議員から二、三反対の意を表しておりました。その理由をいたしまして、上程することには賛成をするが、自分の、いわゆる共産党の修正意見が取り入れられない限りは賛成だ、そうして二、三点あげております。これに対して、いささか反駁を試みたいと存ずるのであります。(ヒヤ／＼)

へはこういう施設をしなければならぬ、どこへはどういう施設をしなければならぬと云ふ必要は何もない。そこで漁港審議会がはつきり設けられたのであります。その漁港審議会の委員の選任にあたつても、独善だとか、あるいは官僚かどうだとかいつて批判しておりますが、法案の内容をよく勉強してごらん下さい。よくわかつております。審議会の委員は九人であり、九人とも、先ほど委員長が報告になりましたように、いづれもそれは民主的に選ぶようになつております。もちろんこれには、漁港に休養のあるといふことも一項にはつきりうたつております。いわゆる技術を持つている者、あるいは漁港の修築に対して経験のある者、これらから総理大臣が両院の承認を得て任命することになつております。われ／＼国会議員ほど民主的なものがありますか。われ／＼は、多致民衆に選挙されてこの議員の席を汚してゐるのである。その両院の承認を得て任命したならば、これは民主的であると言わなければならぬのであります。その点は、中西議員と私は意見が相当違つております。どうか許し。これは法案の内容で勉強願います。

それから漁港の指定について、審議会は形式で、農林大臣がかつてに指定をする。どこにそういう規定があるか。農林大臣が指定する場合には、審議会の意見を徴して、しかも地方の公共団体、地方の知事の意見を徴して、そしてこれを国会に諮つて決定するということになつております。どこに一体農林大臣がかつてに指定するといふようなことが規定してあるか。これも、あなたが勉強しないといふ一つの証

左であります。

それから管理会の委員の選任にあつては漁民の意思が何ら反映しておらない、こう言つておるが、りつぱにこれは反映するようになっております。委員の数は十一人でありまして、十一人のうち七人は漁民の互選になっております。時間がありませんので詳細なことは省略いたしますが、とにかく管理会の委員は、十一名中七名が漁民から互選される。二人がいわゆる地方の事情に明るい者、二人は公益者から出すような制度になっておまして、これ以上一休漁民の意思をどこに反映せしむるか。過半数以上の漁民の意思が反映するようになつておる法律がどこにあるか。こうした諸点から考えますと、今まで出た法案の中で、この漁港法ほど民主的なものはないということを私は断言できるのであります。

私は、以上の点から、自由党を代表して賛成の討論をする次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 林好次君。

(林好次君登壇)

○林好次君 私は、ただいま提案になつております漁港法案に対しまして、民主党を代表いたしまして、條件付で、ごく簡単に賛成の意思を表したいと存するものであります。

昭和二十五年年度において輸入食糧は三百七十万トンと予定されているわが国の食糧事情を考えますとき、いかにして国内生産を増強して自給度を高めるかというところは重大な問題であります。思うに、わが国の蛋白質食糧資源の

根幹をなすものは水産物であります。

この生産の増強と振興こそは、まことに食糧の自給と輸出の増大に貢献すること大なるものであることを確信するものであります。このときにあたり漁港法が上程され、海洋に関するあらゆる基礎をなす港湾を維持開発し発展させる目的をもつてこの法案が審議されるに至りましたことは至当でありまして、これに並行し漁港法案が上程されたのは当然の措置と言わなければなりません。「水産業の発展を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄與するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。」と、この法律の目的を第一條に明示した漁港法案は、むしろ提出がおそきに過ぎたらみえあるものであります。

戦前において、世界漁場の約三分の一の広さに活躍し、水揚高は世界の約四分の一に上つていたものであります。現在最も魚類の豊富な北洋漁場を失ひ、南方漁場や支那海などいづれも制限を受け、近海漁場の開発が期待されている実情であります。この制限された漁場を最も効果的に活用し、水産業発展の基礎となる漁港の整備は完壁を期さなければならぬものであります。しかるに、わが国の漁港は戦争によつて極度に荒廃し、さらに数度の台風や地盤沈下などにより、全国的に見て相当にいたんでおるのであります。至急復旧を要するものが多いのであります。

この漁港の修築整備に関し、本法案においては、修築事業費の国費と地元

すが、この負担が地元で過重であると思ふのであります。すなわち、利用範囲が全国的な漁港ですらも、その修築にあつては、内地では五割、北海道では四割の地元負担をしなければならぬのであります。今日の地方財政は極度に窮乏しており、担税能力の限界にまで来ているのであります。かか

報告を求めます。農林委員会理事八木一郎君。

牧野法案
牧野法

目次

第一章 総則(第一條-第二條)
第二章 牧野管理規程(第三條-第八條)
第三章 保護牧野(第九條-第十四條)
第四章 雑則(第十五條-第二十條)
第五章 罰則(第二十四條-第二十七條)

附則
第一章 総則
(この法律の目的)

より牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程案を十日間公示しなければならない。

3 当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるものは、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体に異議を申し立てることができる。

4 前項の規定による異議の申立があつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後二十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者の意見を聞かなければならない。

5 地方公共団体は、牧野管理規程を定めたときは、遅滞なく、左の各号の区分に従ひ、それ、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

一 都道府県にあつては、農林大臣

かように考えますとき、本漁港法案の提出はまことに妥當適切なものであります。さらに本法案の目的に沿うために、漁港の修築に際し、その費用の負担について、最も近い将来において国の負担額を増額し、地元負担を軽減するということを條件にいたしまして本案に賛成するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

第四 牧野法案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第四、牧野法案を議題といたします。委員長

2 地方公共団体は、前項の規定に

2 地方公共団体は、前項の規定に

7 農林大臣又は都道府県知事は、第五項の規定による認可の申請を却下するときは、その理由を明示しなければならない。

8 牧野管理規程の変更については、前六項の規定を準用する。
(牧野管理規程の内容)

第四條 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

一 位置及び面積

二 用途別の区分及び面積

三 放牧地にあつては放牧期間、家畜の種類別認容頭数及び放牧方法、採草地にあつては採算期間、採草回数及び採草量

四 草種及び草生の改良の方法に關する事項

五 有害な植物及び障害物の除去並びに害虫の駆除に關する事項

六 牧野用施設に關する事項

七 経費の負担区分に關する事項
八 違反に對する措置に關する事項

2 前項第三号の認容頭数は、家畜の食草量に應じ牛又は馬に換算して定めることができる。この場合の換算の方法は、農林省令で定める。
(牧野管理規程の遵守)

第五條 地方公共団体は、牧野管理規程に従つて当該牧野を利用せなければならない。

第六條 農林大臣又は都道府県知事は、牧野の改良及び保全に關し専門的知識を有する職員に、それぞれ、その認可した牧野管理規程のある牧野に立ち入らせ、当該牧野が最も効率的に利用されているかどうかを検査させることができる。

2 前項の検査の結果、牧野管理規程に違反する事実があると認めるときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該牧野の管理者に對し、牧野管理規程を遵守し、又はその利用をしてこれを遵守させるために必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権利関係の調整)

第七條 第三條第六項の規定により

牧野管理規程の認可があつた牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に關する契約がある場合において、その牧野管理規程を遵守するために必要があるときは、地方公共団体は、契約の條件にかかわらず、その必要の限度において、当該契約を変更することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により契約を変更する場合において、当該牧野の利用者が二人以上あるときは、各利用者の利益を公平に考慮しなければならない。

第八條 前條第一項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。

とができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第三章 保護牧野

(改良及び保全の指示)

第九條 牧野が著しく荒廃し、且つ、保水力の減退、土地の侵し、その他の事由により国土の保全に重大な障害を與えるおそれのある場合において、その障害を除去するため必要があるときは、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対して、草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に關し必要な措置を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の指示をする場合には、左に掲げる基準に準拠してしなければならない。

一 当該指示に係る措置を実施することが技術的に可能であり、且つ、その措置によつてもたらされる当該牧野の効用の増加に比して、著しく多額の費用を要しないこと。

二 当該指示に係る措置を実施することが国土の保全を促進するとともに、牧野の利用効率を高めること。

3 都道府県知事は、第一項の指示をしようとするときは、あらかじめ、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対して、意見を述べる機会を與えなければならない。
(指示の変更)

第十條 前條第一項の指示を受けた

者は、必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、当該指示の変更を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請があつたとき、又は必要があると認めるときは、前條第一項の指示を変更することができる。

3 前條第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(指示の失効)

第十一條 第九條第一項の指示があつた牧野(以下「保護牧野」という。)につき、牧野としての用途が廃止されたときは、同條同項の指示は、その効力を失う。

2 第九條第一項の指示を受けた者は、前項の用途廃止の日から三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(立入検査)

第十二條 都道府県知事は、第九條第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、その職員に当該保護牧野に立ち入らせ、当該指示に係る措置の実施状況を検査させることができる。

2 第六條第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(完了の届出)

第十三條 第九條第一項の指示を受けた者は、当該指示に係る措置の実施を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

あつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了していると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(損失補償)

第十四條 国は、第九條第一項の指示を実施したため損失を受けた者に對し、その実施により通常生ずべき損失を補償する。

2 第九條第一項の指示は、これに伴い前項の規定によつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の範囲内において、しなければならない。

(権利関係の調整)

第十五條 契約により所有権以外の権原に基き牧野の管理を行う者が、第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するために必要な費用を支出したときは、その者は、契約の相手方に対し、契約期間若しくは永小作権その他の権利の存続期間の延長又は小作料、賃借料その他その利用の対価の減免につき協議を要求することができる。

第十六條 第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するために必要な費用を支出した者と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に關する契約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了して、当該指示に關する契

2 前項の請求があつたときは、当該牧野の利用者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

(適用除外)

第十七條 森林法(明治四十年法律第四十三号)第三十六條において準用する同法第四十四條の規定により保安林に編入されている牧野については、この章の規定を適用しない。

第四章 雑則

(害虫の駆除)

第十八條 都道府県知事は、牧野に害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行う者に対し、その害虫を駆除すべき旨を指示することができる。

(報告)

第十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要があると認めるときは、牧野の所有者、管理者又は利用者に対し報告徴集の目的を附記した文書をもつて、当該牧野又はその施設に關し、必要な報告を求めることができる。

(奨励措置)

第二十條 国は、第三條に規定する牧野管理規程に従い牧野の改良事業を行う者、第九條第一項の指示により保護牧野の改良事業を行う者及び第十八條第一項の指示に従い害虫の駆除の事業を行う者に対し、当該事業を行うために必要な限度において、資金の融通、牧野

草の種子及び牧野樹林の種苗の供給等に関し、必要な奨励措置を講ずる。

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に關係のある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(河川の敷地及び堤防に関する準用)

第二十二條 第三條から第八條まで及び第十八條から前條までの規定は、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十八條(同法第五條において準用する場合を含む。)の規定により家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供することを許可された河川の敷地及び堤防に準用する。

(執行規定)

第二十三條 この法律において政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 罰則

第二十四條 第九條第一項の規定による指示に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の刑を科する。

第二十七條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

2 牧野法(昭和六年法律第三十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

4 前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

5 農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに行わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を

結了させるように努めなければならない。

6 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後(同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお従前の例による。

(関係法律の改正)

7 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「牧野組合、」を削る。

8 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「リ 牧野法(昭和六年法律第三十七号)」を「リ 削除」に改める。

9 附則第三項の牧野組合については、その清算が終了するまでの間、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

牧野法案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(八木一郎君登壇)

○八木一郎君 たいだ、議題と相なりました、農林委員会付託にかかわる、内閣提出、牧野法案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

現行の牧野法は昭和六年に制定されたものでありますが、当時の客観情勢

に基いて軍用馬の飼育に相当の重点を置いていたものであり、また牧野の改良につきましても、牧野組合を中心に強制設立、強制加入を行つて来たものでありまして、自主的な協同組合の運営を主体とすべき今日の新情勢に即応いたさなくなつたのであります。かつ戦時、戦後を通じて過度の使用によつて牧野にも荒廢の度を加えて参りまして、これを放任しておきますことは国土の保全上にも支障をもたらすおそれがあります。しかるに、現在のわが国は、特に農業経営の高度化のためにも、また国民食糧確保のためにも一段と畜産の振興をはかる必要があり、これがために粗飼料の給源たる牧野の管理経営を適正にし、その改良を促進することが緊要であります。こういう意味合いで、今般現行法を廃止いたし、新たな事態に適應いたします牧野法を立案提出せられたのであります。

今、同法案の内容を見ますに、その要点はおよそ四つからなつております。第一点は、地方公共団体の管理する牧野について、維持改良に必要な牧野管理規程を定める義務を負わせて牧野利用の効率化をはかること、第二点は、畜産の用に供する牧野であつて国土の保全上重要なものに對し、保全及び改良に關し所要の指示を行うことのできる保護牧野制度を規定したこと、第三点は、前に述べました牧野管理規程並びに保護牧野制度に基き牧野の保全及び改良事業を行う者に対する奨励措置の規定であります。第四点は、牧野の害虫の駆除を命じ、またはその他必要な報告を徴取することのできる権限の規定を定めたこと、以上の四つで

あります。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 日本政府在外事務所設置法案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第五、日本政府在外事務所設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長岡崎勝男君。

日本政府在外事務所設置法案 日本政府在外事務所設置法 (この法律の目的) 第一條 この法律は、日本政府在外事務所の設置及び所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定することを目的とする。

日本政府在外事務所設置法案 日本政府在外事務所設置法 (この法律の目的) 第一條 この法律は、日本政府在外事務所の設置及び所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定することを目的とする。

次いで四月三日、討論を省略して表決に付したところ、全会一致をもつて原案の通り可決したすべきものと議決した次第であります。

以上御報告いたします。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

名	称	位	置
在ニューヨーク	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ニューヨーク市
在サンフランシスコ	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	サンフランシスコ市
在ロスアンゼルス	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ロスアンゼルス市
在ホノルル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	ホノルル市
在シアトル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国	シアトル市

2 特別の必要がある場合において、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、在外事務所を増設することができる。

留邦人に周知させること。十三 前各号に掲げるものを除く外、在留邦人の保護及び通商に関する利益の増進に関する事務を行うこと。

(在外事務所所長)

第四條 在外事務所は、所長を置く。

2 在外事務所所長は外務大臣の命を受けて、在外事務所の事務を統括する。

3 在外事務所所長に事故があり、又は在外事務所所長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員がその事務を代理する。

(職員)

第五條 在外事務所には、一般職の職員(以下「職員」という。)は、外務省の職員とする。

(職員の給與)

第六條 職員には、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による給與の外、在勤手当及び住居手当を支給する。

(在勤手当)

第七條 職員には、任所に到着した日の翌日から帰国又は他の任所への転勤を命ぜられて任所を出発する日の前日まで、在勤手当を支給する。

2 職員が一時帰国を命ぜられた場合においては、任所を出発した日から任所に帰着する日まで、在勤手当を支給する。

3 職員が任所において死亡し、又は離職した場合においては、その

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

(住居手当)

第八條 職員の配偶者が職員の任所にある場合においては、その配偶者が任所に到着した日の翌日からその配偶者の帰国又は職員の転勤のために任所を出発する日の前日まで、その職員に住居手当を支給する。

2 職員が任所において死亡し、若しくは離職した場合又は職員の配偶者が職員の任所において死亡した場合においては、その職員の死亡若しくは離職の日又はその配偶者の死亡の日の属する月分までの住居手当を、それぞれその配偶者又は職員に支給する。但し、職員が任地において死亡した場合においては、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡の日から九十日をこえない期間において、その配偶者に住居手当を支給することができる。

(在勤手当及び住居手当の支給額)

第九條 在勤手当及び住居手当の支給年額は、別表に定める額とする。

2 在勤手当及び住居手当は、十二分して毎月支給する。

3 職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の号別は、外務大臣が定める。

(在勤手当及び住居手当の日割計算の方法)

第十條 第七條第一項若しくは第二項又は第八條の規定によつて在勤手当又は住居手当の日割計算をする

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

る場合においては、その月分の額は、手当月額に勤務した日数を乗じた額をその月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数で除した額とする。

（給與の支拂）

第十一條 一般職の職員に關する法律によつて職員に支給される給與の支拂は、職員が指定する者にすることが出来る。

（扶養手当を支給しない場合）

第十二條 職員の扶養親族が任所にある場合においては、その職員に對しては、一般職の職員の給與に關する法律第十一條に規定する扶養手当で當該扶養親族に係るものは

支給しない。

（手数料）

第十三條 第三條各号に掲げる事務に關して在外事務所において手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外事務所所長が統括する第三條各号に掲げる事務の處理に關しては、他の法令中「領事」又は「領事官」とあるのは「日本政府在外事務所所長」と、「領事館」とあるのは「日本政府在外事務所」と、それぞれ読み替へるものとする。

別表

号	手当	在勤手当	年額	住居手当	年額
一	号	五、八〇〇米ドル			
二	号	五、五〇〇米ドル			
三	号	五、一〇〇米ドル			
四	号	四、八〇〇米ドル			
五	号	四、五〇〇米ドル			
六	号	四、二〇〇米ドル			
七	号	三、九〇〇米ドル			
八	号	三、六〇〇米ドル			
九	号	三、四〇〇米ドル			
十	号	三、二〇〇米ドル			

日本政府在外事務所設置法案（内閣提出）に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔岡崎勝男君登壇〕

○岡崎勝男君 ただいま議題と相なりました日本政府在外事務所設置法案に

つきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、四月四日内閣から国会に提出され、本委員会に付託され、翌五日委員会において審議をいたしましたのであります。

政府側の説明によりますれば、政府はアメリカ合衆国に日本政府在外事務所を設置することに關する連合国最高司令官の覚書を受領いたしましたのであります。この覚書によつて、日米兩國間の通商貿易の振興をはかり、かつ米國在留日本人の戸籍事務及び財産問題處理のため、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ホノルル及びシアトルの五箇所に在外事務所を設置するようにとのアメリカ合衆国政府の招請が伝達されました。政府は、貿易振興及び在留日本人保護の重要性にもかんがみ、アメリカ合衆国政府の招請を受諾したのであります。よつて政府は、本件を円滑かつすみやかに実施するために、慎重研究の結果、今回日本政府在外事務所設置法を制定し、在外事務所の設置、所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定したいと考えたのであります。が、本法案は、日本の國際社会復帰への第一歩を印するものとして、きわめて意義あるものであると思われるところであります。さらに政府より本法案の各條項につき詳細な説明がありました。

次いで委員側より多數の質疑が行われ、政府側よりそれへ答弁がありました。が、そのおもなるものをあげますれば、必要なる予算については、所要経費は大体一億二千三百四十万円、

そのうち人件費三千九百七十五万円を見込んでおり、昭和二十五年大蔵省所管海外拂還諸費より移しかえることに大蔵省と協議したこと、在外事務所

の人員は、各一箇所に職員三名、事務職員四名を越えないこととし、各職員には一般職の職員の給與に關する法律による給與のほか在勤手当及び住居手当を支給し、在勤手当は年額三千二百米ドルから五千八百米ドルに至る十階級にわかれ、また配偶者を任所に伴う場合には住宅手当として年額千二百米ドルを支給すること、在米日本人の概数は、二重国籍者を含めて、大体ハワイ諸島に二十万、米本土において十六万に上る見込みであること等でありました。なお右に關する詳細は會議録によつて御了承を願います。

かくて本法案は、質疑終了の後賛否の討論を行い、ただちに採決に入り、多數をもつて可決せられました。右報告いたします。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 電気事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金に關する法律案（内閣提出）

○副議長（岩本信行君） 日程第六、電気事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金に關する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めま

す。通商産業委員會議事小金義昭君。

電気事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金に關する法律案

電気事業会社の米國對日援助見返資金等の借入金に關する法律

第一條 国は、電気事業会社に対する米國對日援助見返資金の運用による貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける權利を有する。

2 復興金融庫は、電気事業会社に対する貸付金については、当該会社の財産につき他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける權利を有する。

3 前二項の先取特權の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

第二條 前條第一項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、二週間以内に、通商産業省令で定める手続に従ひ、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 電気事業会社の名称及び住所

二 借入先及び借入金額

三 借入金の利率

四 借入金の償還の方法及び期限

五 利息の支拂の方法及び期限
2 前條第一項又は第二項の貸付金を借り入れた電気事業会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十三條第二項の規定により公告する貸借対照表に、当該借入先及び借入金額を附記しなければ

ばならない。

第三條 会社の事務を執行する取締役その他の役員は、左の場合においては、十万円以下の過料に処する。

一 前條第一項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二 前條第二項の規定による附記をせず、又は虚偽の附記をしたとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、電気事業会社がこの法律の施行前に借り入れた第一條第一項又は第二項の貸付金についても、適用する。但し、第二條第一項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律の施行前に電気事業会社が借り入れた第一條第一項の貸付金について物上担保を附することを約した契約の條項は、この法律の施行の日に効力を失ふものとする。

電気事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君 ただいま議題となりました電気事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

本案の要旨は、電源開発、電気事業の復興整備を促進するために従来復興金融金庫及び米國対日援助見返資金より多額の融資が行われていたのであり、この融資は、確実な担保をもつてその債権の保全をはかる必要があるものであります。しかし、公共事業たる電気事業は、その資産について政府の監督を受けているものでありますから、債権の保全のために、しつて特別担保を設定する必要を認めませんので、電気事業法第九條の規定によりまして社債権者に対して認められている一般担保の制度をもつてその目的を達成せようとするものであります。

本案は、三月十七日、通商産業委員会に付託され、三月二十二日、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。越えて三月二十四日、四月一日及び四日の委員会におきまして、自由党福田一君、民主党有田喜一君、共産党伊藤憲一君及び風早八十二君より熱心なる質疑が行われたのでありますが、その内容は會議録をごらん願いたいと存じます。

次いで、四月五日討論に入り、自由党を代表して阿左美廣治君より、本案の要旨はまことに適當であるとの賛成意見が述べられ、日本社会党を代表して今澄勇君より、近く提案されるという電気事業再編成に対しては絶対反対の意思表示があり、なお旧外債の処理につき十分善処せられたいという強い要望がありまして本案に賛成の意見が述べられました。民主党を代表して有田喜一君より、将来電気事業に対する社債借入金等については、国の内外を問わず特殊な取扱いをせず、既存社債

権者の権利を侵害せざるように善処せられたことの希望があり、さらに電気事業再編成問題、料金問題、地方税等については、電気事業の公共性を認識して、民意と逆行せざるように留意せられたことと意見が開陳せられ、本案に賛成せられたのであります。最後に日本共産党を代表して伊藤憲一君より、外債処理に対する政府の見解を考へるとき、本案は社債権者の権利を守るといふが、外債権者の権利を守るためのものと思われ、また見返り資金の性格内容等に反対であるとの見地から本案に対して反対の意見が述べられたのであります。

以上をもつて討論を終り、採決に入りましたところ、多数をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上簡單であります。御報告申し上げた次第であります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 討論の通告があります。これを許します。伊藤憲一君。

〔伊藤憲一君登壇〕

○伊藤憲一君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました電気事業会社の米國対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案に反対の討論をなさんとするものであります。

本法律案は、見返り資金及び復興金融の担保に一般担保制を採用することによつて社債権者の利益を擁護しようとするものであります。問題なのは、この法案が守ろうとしている社債権者とはだれであるかということであり、宮崎政務次官が、電力社債中、内国債はほんのところに足らないものである、と言つておりますように、

本年一月一日現在、邦貨換算百七十七億余円に上るドル及びポンドの外国債の債権者であります。政府は、外債は政府が承継しておるとか、あるいは担保権は消滅しておるとか言つておりますが、実際にそうなのではないのは明らかであります。たとへば「債権、債務関係の変更は必ず財務代理人の承認を得る。」という約款がこの外債にはあるものであります。しかもこれは、戦時中に政府が一方的に破棄したのであります。アメリカ等が、敗戦国である日本の言いつ分をそのまま承認するということはあり得ないのであります。従いまして、この点を委員会が追究いたしますと、これが元のように復活するか、あるいはその他の処置をとるか、ただいま關係当局と折衝中であり、宮崎政務次官は答えておるのでありますが、この問題を解決しないで本法案を提出するというのに対して、われわれは多大な危機を抱かざるを得ないのであります。

また外債担保権は、この法律の規定にかかわらず、見返り資金及び復興資金の一般担保に先だつて先取特権をもつ事になるかもしれない、この外債の担保となつておるところの工場財団はこれを保全しており、かつ電気事業が分断された場合にもこれをくずさないという御答弁が政府からあつたのであります。さらにこの処理につきましては将来に向つて乗りかえ償還を考へており、また外資導入法も準備しておるのだという政府からの御答弁もあつたのであります。これら一連の御答弁と、またこの外債の有力引受会社であるデロン・リードの副總裁

として、アメリカの前陸軍次官ドレーパー氏が先般来朝されまして、日本の電気事業に対する外資の導入問題について所見を述べられたことを聞いております。以上であります。こういう事情と、外債処理問題を考へてみますならば、この外債が戦前の状態に復活するか、あるいはいわゆる乗りかえ償還をするか、いづれかし考へられなければならないのであります。

わが国の電気事業は、一方において、今日見返り資金融資を通じて外国資本に隷屬化し、電気料金の値上げ、電力の割当、電源開発、さらに電気事業の分断まで、外国資本の意思のままに、どん／＼進行しております。ところが、ここには前もつて百七十七億にのぼる借金が眠つていたのでありますが、これを呼びさまして、外国債権者による日本の電気事業支配に道を開くのが本法律であります。

現在政府は、わが国の電気事業を分断して、外国資本のわが国電気事業に対する支配を強化しようとしておるのであります。この分断に對しましては、全野党はもちろんのこと、與黨の間にも相當強力な反対があることは、同僚議員諸君のよく知るところであります。しかし、この法律によつて百七十七億に及ぶ外国債が復活する道を開くならば、分断と同様な結果をもたらすのであります。従つて、日本の人民の利益とわが国の産業を守るために電気事業の分断に反対される諸君は、こぞつて本法律案に反対されるように強く要望いたします。本法律案に對する反対の討論を終ります。（拍手）

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第七 株式の名義書換に関する法律

律案(内閣提出)

第八 貴金屬管理法案(内閣提出)

第九 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件

○副議長(岩本信行君) 日程第七、株式の名義書換に関する法律案、日程第八、貴金屬管理法案、日程第九、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件、右三件は同一の委員会に付託された案件でありますから、一括して議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵

委員理事北澤直吉君。

株式の名義書換に関する法律案

株式の名義書換に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、株式の名義書換に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定の特例を設けて株式の名義書換を簡易且つ迅速にし、株主等の利便と株式取引の円滑を図るとともに、株式の名義書換の代行を業とする者の登録

等に関し必要な規定を設けることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「名義書換代理業」とは、会社の委託を受けて当該会社の株式の名義書換を代行する業務をいう。

2 この法律において「名義書換代理人」とは、名義書換代理業を営む者をいう。

3 この法律において「株式」とは、記名株式をいう。

(名義書換代理人の資格)

第三條 名義書換代理業は、資本金額(出資総額、株金総額、出資総額及び株金総額の合計額又は基金総額をいう。以下同じ)百万円以上の会社でなければ営んではならない。

(他の法律の適用の排除)

第四條 銀行(日本銀行を除く)、信託会社、保険会社又は資本金百万円以上の貯蓄銀行若しくは無盡会社は、銀行法(昭和二年法律第二十一号)第五條、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五條第一項、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第五條第一項、貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第六條又は無盡業法(昭和六年法律第四十二号)第六條の規定にかかわらず、名義書換代理業を営むことができる。

2 前項の規定は、同項に規定する者が名義書換代理業とともに株主総会の招集手続に関する業務、配当金支拂の通知に関する業務、株券の発行に關する業務その他名義書換代理業に附随する業務を営む場合において、その業務に準用する。

書換代理業に附随する業務を営む場合において、その業務に準用する。

(登録申請義務)

第五條 名義書換代理業を営もうとする者は、証券取引委員会に備える名義書換代理人登録簿(以下「登録簿」という。)に登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第六條 登録簿に登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 商号(名称を含む。以下同じ。)

二 営業所(名義書換を取り扱う営業所又は事務所をいう。以下同じ。)

三 資本金額及び役員(業務執行社員、取締役及び監査役をいう。以下同じ。)

2 前項の登録申請書には、定款及び会社の登記簿の謄本並びに役員名簿の謄本、戸籍抄本又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十條第一項に規定する証明書(以下「戸籍証明書」という。)及びその者が第九條第四号又は第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を添附しなければならない。

(登録)

第七條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第九條の規定により登録を拒否する場合を除く外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日以内に登録簿に前條第一項

各号に掲げる事項及び登録年月日を登録する。

(登録の通知及び登録手数料)

第八條 証券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて、登録申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、登録手数料として三千円を納付しなければならない。

3 名義書換代理人は、前項の登録手数料を納付した後でなければ、その業務を営んではならない。

(登録の拒否)

第九條 証券取引委員会は、登録申請者が第一号から第三号までの一に該当するとき、登録申請者の役員のうち第四号又は第五号に該当する者があるとき又は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事実について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 資本金額が百万円に満たない者

二 第十七條第二項の規定により罰金の刑に処せられて、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から三年を経過するまでの者

三 第十五條第一項第二号から第四号まで及び同條第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から三年を経過するまでの者

四 破産者で復権を得ないもの

五 禁、以上の刑又は第十七條第一項又は第二項の規定により罰金の刑に処せられて、その執行を終つた日又は執行を受けることがないこととなつた日から三年を経過するまでの者

2 証券取引委員会は、前項の規定により、登録を拒否しようとするときは、あらかじめ登録申請者にその旨を通知し、登録申請者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、その職員をして聴聞させなければならない。

3 証券取引委員会は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を書面をもつて、登録申請者に通知しなければならない。

(株主名簿の複本による名義書換)

第十條 会社は、定款をもつて、その発行する株式の名義書換を会社の本店以外の営業所において行い、又は名義書換代理人に代行させる旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、会社又は名義書換代理人は、その営業所に株主名簿又はその複本を備えて置かなければならない。

3 株主名簿は、商法第二百六十三條第一項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、会社又は名義書換代理人の営業所のいずれかに備えて置くことができる。

4 商法第二百六十三條第二項の規定は、前二項の規定により会社の本店以外の営業所若しくは名義書換代理人の営業所に備えてある株主名簿又はその複本について準用する。

5 株式の移転があつた場合において、株主名簿の複本に株式の取得者の氏名及び住所を記載したときは、株主名簿にその記載があつたものとみなす。

6 株主名簿を備える名義書換代理人は、商法第二百九條の規定により会社が株主名簿及び株券になすべき記載を代行することができ

る。

(株式移転による名義書換)

第十一條 会社は、前條第一項の場合において、定款をもつて、会社又は名義書換代理人の株式移転簿に株式の取得者の氏名及び住所の記載があつたときは、株主名簿にその記載があつたものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の場合においては、会社又は名義書換代理人は、同項の株式移転簿をその営業所に備えて置かなければならない。この場合においては、前條第二項の規定は、適用しない。

3 株式移転簿は、名義書換代理人が二以上の会社から名義書換の代行の委託を受けたときは、委託会社ごとに作成しなければなら

ない。

4 株式移転簿には、株式の取得者の氏名及び住所の外、取得した株券の番号、株主名簿に記載されている前名義人の氏名及び名義書換の年月日を記載しなければなら

ない。

を備えている会社又は名義書換代理人は、遅滞なく、株主名簿にその記載をしなければなら

ない。

(名義書換代理人に関する登記)

第十二條 会社は、名義書換代理人を置いたときは、本店の所在地において二週間以内、支店の所在地においては三週間以内に名義書換代理人の商号、本店又は主たる事務所及び当該会社の名義書換を取り扱う営業所を登記しなければなら

ない。

2 商法第六十七條の規定は、前項の登記に準用する。

3 前二項の登記に必要の手續は、非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)に定めるものを除くの外、政令で定める。

(届出事項)

第十三條 名義書換代理人は、左の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一 第六條に規定する登録申請書の記載事項について変更があつたとき。

二 その役員が第九條第一項第四号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 名義書換代理業を開始、休止、再開又は廃止したとき。

2 名義書換代理人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

一 合併に因り解散した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

三 合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

3 第一項第一号の規定による届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及びその者が第九條第一項第四号又は第五号に該当しないことを誓約する書面を当該変更届出書に添附しなければならない。

(報告及び資料の提出)

第十四條 証券取引委員会は、公益又は株式の移転に関する利害関係人の利益を保護するため、必要があると認めるときは、名義書換代理人に対し、その業務若しくは財産に關し、報告を求め、又は資料の提出を命ずることができる。

(登録の取消)

第十五條 証券取引委員会は、左の各号に掲げる場合には、名義書換代理人の登録を取り消さなければならない。

一 名義書換代理人が第九條第一項第一号に該当することとなつた場合若しくは登録当時該當していたことが判明した場合(第九條第一項第一号に該当することとなつた日又は登録の日から六月以内に同号に該当しないこととなつた場合を除く。)

二 名義書換代理人が第九條第一項第二号に該当することとなつた場合若しくは登録当時該當していたことが判明した場合又は

同項第三号に登録当時該當していたことが判明した場合

三 名義書換代理人の役員が第九條第一項第四号又は第五号に該當することとなつた場合又は登録当時該當していたことが判明した場合(名義書換代理人が当該役員を遅滞なく解任した場合を除く。)

四 名義書換代理人が提出した登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事実について虚偽の記載があつたこと又は重要な事実の記載が欠けていたことが判明した場合

2 証券取引委員会は、第七條の登録を受けた者が第八條第二項に規定する期間内に同項に規定する登録手数料を納付しなかつた場合には、その登録を取り消すことができる。

3 第九條第二項又は第三項の規定は、前二項の規定により証券取引委員会が登録を取り消そうとする場合又は取り消した場合に準用する。但し、第十三條第一項の規定により、名義書換代理人が第九條第一項第一号に該当することとなつたこと又はその役員が同項第四号又は第五号に該当することとなつたことの届出があつた場合は、この限りでない。

(登録の抹消)

第十六條 証券取引委員会は、名義書換代理人が左の各号の一に該当する場合においては、登録簿につき、当該名義書換代理人に関する登録を抹消する。

二 解散した場合

三 前條の規定により登録を取り消された場合

2 第九條第二項又は第三項の規定は、前條第一号又は第二号の規定により証券取引委員会が登録を抹消しようとする場合又は抹消した場合に準用する。但し、第十三條第一項又は第二項の規定による廃業又は解散の届出があつた場合は、この限りでない。

(罰則)

第十七條 第五條の規定による登録を受けずに名義書換代理業を営んだ者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下本項において同じ。)(代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

3 前項の規定により法人でない社團又は財団を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社團又は財団を代表する外、法人を被告人と

する場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十八條 左の場合においては、会社若しくは名義書換代理人の業務執行社員、取締役若しくは支配人又は第十三條第二項各号に掲げる者を、三万円以下の過料に処する。

一 第十條第二項又は第十一條第二項から第五項までの規定に違反した場合

二 株主名簿若しくはその複本又は株券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をした場合

三 第十條第四項において準用する商法第二百六十三條第二項の規定に違反して、第十條第四項に規定する株主名簿若しくはその複本の閲覧を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

四 第十二條第一項の規定又は同條第二項において準用する商法第六十七條の規定に違反して登記を怠つた場合

五 第十三條の規定に違反して、同條の届出を怠り、又は虚偽の届出をした場合

六 第十四條の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした資料を提出した場合

七 正当な事由がないのに株式の名義書換を拒んだ場合

附則
この法律は、公布の日から施行する。

株式の名義書換に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

貴金屬管理法 貴金屬管理法

目次

第一章 總則（第一條—第二條）

第二章 貴金屬地金の政府買入（第三條—第六條）

第三章 貴金屬地金の政府売却（第七條—第十一條）

第四章 金地金の取引等の制限（第十二條—第十三條）

第五章 齒科用貴金屬地金加工工業等の管理（第十四條—第十九條）

第六章 雜則（第二十條—第二十三條）

第七章 罰則（第二十四條—第二十八條）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、貴金屬を國際收支の改善その他の國民經濟上最も有効な用途にあてため、これを政府に集中するとともに、その取引及び使用を調整することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンをいう。

2 この法律において「貴金屬地金」とは、製鍊又は採取の過程を経た貴金屬を含有する地金であつて、

その価値がもつばらその含有する貴金屬にあるものをいう。

3 この法律において「貴金屬鉱物」とは、貴金屬を含有する鉱物（砂鉱を含む。）又は製鍊の過程にあるこれらのものであつて、その価値がもつばらその含有する貴金屬にあるものをいう。

4 この法律において「貴金屬鉱さい」とは、貴金屬鉱物の製鍊により生ずる廢棄物をいう。

5 この法律において「貴金屬含有物」とは、工業上貴金屬を抽出することができものであるものであつて、金貨、銀貨、貴金屬地金、貴金屬鉱物、貴金屬鉱さい及び貴金屬地金の加工品以外のものをいう。

6 この法律において「齒科用貴金屬地金」とは、齒科医療用白金加金線その他齒科医療の用に供する目的で政府が売り渡した貴金屬地金の加工品であつて、主務大臣の指定するものをいう。

7 この法律において「齒科用貴金屬地金加工工業」とは、貴金屬地金を齒科用貴金屬地金に加工することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「齒科用貴金屬地金加工業者」とは、第十四條第一項の規定による認可を受けて齒科用貴金屬地金加工工業を含む者をいう。

9 この法律において「齒科用貴金屬地金販売業者」とは、齒科用貴金屬地金を販売することを目的とする事業をいう。

10 この法律において「齒科用貴金屬地金販売業者」とは、第十八條第一項の規定による認可を受けて

齒科用貴金屬地金販売業を営む者をいう。

11 この法律において「齒科医療者」とは、齒科医療をする病院及び診療所並びに齒科大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により存続する齒科医学校を含む。）をいう。

12 この法律において「金鋳業者」とは、その価値が主としてその含有する金にある鉱物を目的とする鋳業権者をいう。

第二章 貴金屬地金の政府買入

第三條 貴金屬地金の政府への売却（貴金屬地金の製鍊若しくは採取により、又は貴金屬鉱さいの製鍊により新たに貴金屬地金を取得した者は、その取得に係る貴金屬地金を品位千分中貴金屬九百九十八（金及び銀については、九百九十九）以上に精製し、又は精製を委託し、これを精製の完了した日の属する月の翌月末までに、主務省令で定める手続により、政府に売却しなければならない。）

2 前項の場合において、同項の規定により貴金屬地金を政府に売却しなければならない者が、当該貴金屬地金を同項に規定する品位の貴金屬地金に精製することができないとき、又は精製を委託することができないときは、当該貴金屬地金を取得した日の属する月の翌月末までに、主務省令で定める手続により、造幣庁に精製を委託して、これを政府に売却しなければならない。この場合において、造幣庁は、主務省令で定める

精製に要する費用を徴収することができる。

3 前二項の売却の期限の計算については、貴金屬地金を主務省令で定める手続により造幣庁に納入した時をもつて前二項の売却の時とする。

4 第一項又は第二項の規定により政府に貴金屬地金を売却しなければならない者が災害その他やむを得ない事由により、第一項又は第二項に規定する期限までに貴金屬地金を政府に売却することが困難であると認められるときは、主務大臣は、本人の申請により、六月以内に限り、その期限を延長することができる。

第四條 貴金屬含有物から、貴金屬地金を回収した者は、その回収に係る貴金屬地金を前條第一項に規定する品位の貴金屬地金に精製し、又は精製を委託し、これを精製の完了した日の属する月の翌月末までに、主務省令で定める手続により、政府に売却しなければならない。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

（適用除外）

第五條 前二條の規定は、左に掲げる場合には適用しない。

一 当該貴金屬地金を研究、試験又は標本の用に供する場合

二 前号に掲げる場合の外、主務大臣の許可を受けた場合

2 前項第二号に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。

(買入価格)

第六條 第三條又は第四條の規定により政府が貴金屬地金を買い入れる場合の価格は、主務大臣が定める。

第三章 貴金屬地金の政府売却

却

(貴金屬地金の買受の申請)

第七條 工業、工業、齒科用貴金屬地金への加工その他の用に供するため政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けようとする者は、主務省令で定める手続により、その用途を示して主務大臣に申請しなければならない。

(貴金屬配分計画の作成)

第八條 主務大臣は、前條の申請を基礎とし、主務省令で定める手続により、政府の所有に係る貴金屬地金の売却についての見積に関する書類を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、主務大臣と協議して前項の見積について必要な調整を行い、貴金屬地金の売却数量を定めた貴金屬配分計画を作成し、これを主務大臣に通知しなければならない。

(貴金屬地金の売却)

第九條 主務大臣は、前條第二項の貴金屬配分計画で定めた数量の範囲内、第七條の規定により申請した者に対して売却する貴金屬地金の数量を決定して、当該申請者に通知しなければならない。

2 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者が第七條の規定により示した用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

ればならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

4 主務大臣は、第七條又は前項の申請があつた場合においては、左に掲げる事項を参しやくして第一項の決定若しくは前項の許可をし、又はこれらの申請を却下しなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 貴金屬地金の数量がその用途にあつてのために必要な数量をこえないかどうか。

5 主務大臣は、第三項の申請があつた場合において、申請者の所有する貴金屬地金が変更しようとする用途にあつてのために必要な数量をこえていないと認めるときは、申請者に対して、当該数量をこえる貴金屬地金を第六條に規定する価格で政府に売却することを命ずることができる。

6 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者が当該貴金屬地金をその用途にあつての用に減失したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならない。

7 政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者がやむを得ない事由により当該貴金屬地金をその用途に供することができないときは、第六條に規定する価格で政府に当該貴金屬地金の買受を請求することができ。

第十條 第七條及び前條の規定により政府が貴金屬地金を売却する場合の価格は、主務大臣が定める。

(齒科用貴金屬地金の割当)

第十一條 主務大臣は、主務省令で定める手続により、齒科用貴金屬地金加工業者の所有する齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金販売業者に割り当てることのできる。

2 齒科用貴金屬地金加工業者は、その加工した齒科用貴金屬地金を前項の規定により割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者に譲り渡さなければならない。

3 都道府県知事は、主務省令で定める手続により、齒科用貴金屬地金販売業者の所有する齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金に割り当てることのできる。

4 齒科用貴金屬地金販売業者は、その所有する齒科用貴金屬地金を前項の規定により割当を受けた齒科用貴金屬地金に譲り渡さなければならない。

5 齒科用貴金屬地金は、第三項の規定により割当を受けた齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金以外の用に供してはならない。

6 第一項又は第三項の規定による割当は、申請数量の範囲内において、齒科用貴金屬地金販売業者の資力、齒科用貴金屬地金の診療能力等を基準として決定する。

7 第一項又は第三項の規定により割り当てられる齒科用貴金屬地金の価格は、主務大臣が定める。

限

(金地金の取引等の制限)

第十二條 金地金は、主務大臣の許可を受けなければ取引し、又は、よ

く解し、若しくは加工してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三條第一項若しくは第二項、第四條又は第九條第五項若しくは第七條の規定により金地金を政府に売却するために取引し、又はよう解し、若しくは加工する場合

二 第七條及び第九條の規定により政府から金地金を買い受け、又は買い受けた金地金をその用途に供する場合

三 前條第一項又は第三項の規定により齒科用貴金屬地金の割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者若しくは齒科用貴金屬地金を譲り受けた齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金の用に供する場合又は第十七條(第十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて売却する場合

四 その他政令で定める場合

2 前項に規定する主務大臣の許可を受けようとする者は、主務省令で定める様式により、主務大臣に申請しなければならない。

3 左の各号の一に該当するものは、前二項及び第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する金地金とみなす。

一 金地金の加工品であつて、その含有する金の価格が当該加工品の価格の二分の一をこえるもの。但し、ゆり、器、身辺裝飾用品及び主務大臣の指定するものを除く。

二 き損その他の事由により使用できなくなつた金地金の加工品であつて、その価値がもつたら当該加工品の含有する金にあるもの。

三 金地金の加工の際に生ずる金地金の屑

四 本邦又は外国の金貨。但し、古貨を除く。

(違反行為の効力)

第十三條 前條第一項の規定に違反してされた取引は、無効とする。

第五章 齒科用貴金屬地金の管理

(齒科用貴金屬地金加工業者の認可)

第十四條 齒科用貴金屬地金加工業者は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

3 主務大臣は、左に掲げる場合においては、第一項の認可をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることなくたつた日から二年を経ない者である場合

二 申請者がこの法律に基いてその認可を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合

三 申請者の技術的能力、資力又

は信用が不十分なため、齒科用貴金屬地金加工工業の確実な経営が著しく困難であると認められる場合

4 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の適用については、その代表者もまた申請者とみなす。

5 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第三項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

6 齒科用貴金屬地金加工工業者が死亡した場合において、引き続き齒科用貴金屬地金加工工業を営む相続人は、第一項に規定する認可を受けた者とみなす。この場合において、当該相続人は、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならぬ。

(事業の休廃止の届出)

第十五條 齒科用貴金屬地金加工工業者は、その事業を廃止し、又は休止したときは、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならぬ。

(認可の取消及び事業の停止)

第十六條 主務大臣は、齒科用貴金屬地金加工工業者がこの法律又はこの法律に基く主務大臣の命令に違反したときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができ、

2 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 主務大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該齒科用貴金屬地金加工工業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 第二項の聴聞においては、当該齒科用貴金屬地金加工工業者又はその代理人が出席して自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができ、

5 前二項に規定するものの外、聴聞の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業の休廃止等の場合の処置)

第十七條 齒科用貴金屬地金加工工業者が死亡し、その相続人が引き続き齒科用貴金屬地金加工工業を営まない場合又は齒科用貴金屬地金加工工業者がその事業を廃止し、若しくは休止し、若しくはその認可の取消若しくはその事業の停止の処分を受けた場合においては、主務大臣はその相続人又は齒科用貴金屬地金加工工業者であつた者に対して、その所有する齒科用貴金屬地金を齒科用貴金屬地金加工工業者に売却することを命ずることができる。この場合においては、その価格は、第十一條第七項の規定により主務大臣が定める同條第一項の規定により割り当てられた齒科用貴金屬地金の

価格によらなければならない。

(齒科用貴金屬地金販売業の認可)
第十八條 齒科用貴金屬地金販売業は、都道府県知事の認可を受けなければならないことができない。

2 都道府県知事は、前項の規定により、齒科用貴金屬地金販売業の認可をしたときは、主務省令で定める手続により、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

3 第十四條第二項から第六項まで、第十五條から前條までの規定は、齒科用貴金屬地金販売業及び齒科用貴金屬地金販売業者について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前條中「同條第一項」とあるのは「同條第三項」と読み替へるものとする。

(認可)

第十九條 何人も二以上の都道府県知事に対して前條第一項の認可の申請をしてはならない。

2 二以上の都道府県知事から前條第一項の認可を受けた場合においては、その認可を受けた者に対するすべての同項の認可は効力を失う。

3 第十四條第二項（前條第三項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請をする場合においては、その申請書に、その申請者が、他の法人その他の団体と重要な利害關係を有するかどうか、又若し有する場合においては、当該団体と重要な利害關係を有する他の者と申請者との間に事業上の關係があるかどうかを記載しなければならない。

あるかどうかを記載しなければならない。

4 主務大臣又は都道府県知事は、第十四條第一項又は前條第一項の認可をする場合において、実質的に同一人に二以上の同一種類の認可をすることとなると認めるときは、これらの規定による認可をしてはならない。

5 第十四條第一項又は前條第一項の認可を受けた者がこれらの規定による同一種類の認可を受けている法人その他の団体と重要な利害關係を有するに至つたときは、三月以内にその旨を主務大臣又は都道府県知事に届け出でなければならない。

第六章 雜則

(輸入税の免除)

第二十條 戰時中における金銀業整備に因り荒廃した金銀業の復興を促進するため、金銀業者がその事業に必要である旨の主務大臣の証明を得て輸入した左に掲げる物品に対しては、この法律施行の日から三年間に限り、輸入税を免除する。

一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表輸入税表に掲げる物品のうちこの法律の別表に掲げるもの

二 前号に該当する器具又は機械の部分品及び附屬品

三 第一号に該当する機械とともに一組として輸入される附屬原動機及びその附屬裝置
2 前項の主務大臣の証明及び免税の手続に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二十一條 政府は、前條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金銀業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該金銀業者から國稅徵收法（明治三十年法律第三十一号）の規定の例により輸入税を徵收する。

一 当該金銀業者が輸入税の免除を受けた物品をその事業の用に供し、又は輸入税を徵收する場合
二 当該金銀業者が輸入の免除を受けた物品を輸入の日から一年以内にその事業の用に供しなかつた場合

(報告、質問及び立入検査)
第二十二條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、左に掲げる者から報告を徴することができる。

一 齒科用貴金屬地金加工工業者
二 齒科用貴金屬地金販売業者
三 齒科医療者
四 第三條又は第四條の規定により政府に貴金屬地金を売却しなければならぬ者

五 第七條及び第九條の規定により政府の所有に係る貴金屬地金を買い受けた者
六 第十二條第二項の規定により主務大臣に申請した者
七 第二十條の規定により輸入税の免除を受けた物品を輸入した金銀業者

2 主務大臣は、当該職員をして、左に掲げる者又はその代表者、代理人若しくは使用人その他の従業者に質問させることができる。
一 前項第一号から第七号までに

掲げる者

二 第七條の規定により買受の申請をした者

三 第十四條第二項の規定により認可の申請をした者

3 主務大臣は、当該職員をして、左に掲げる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 前項に掲げる者の事務所、営業所、工場又は倉庫

二 貴金屬鉱物、貴金屬鉱さい、貴金屬含有物又は金地金その他の貴金屬地金が蔵置されていると認められる場所

4 都道府県知事は、当該職員をして、左に掲げる者又はその代表者、代理人若しくは使用人その他の従業者に質問させることができる。

一 齒科用貴金屬地金販売業者

二 齒科医療者

三 第十八條第三項において準用する第十四條第二項の規定により認可の申請をした者

5 都道府県知事は、当該職員をして、前項に掲げる者の事務所、営業所若しくは倉庫又は齒科用貴金屬地金が蔵置されていると認められる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

6 第三項又は前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

7 第二項若しくは第四項の規定す

る質問又は第三項若しくは第五項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣及び主務省令)

第二十三條 第二條第六項、第十一條、第十四條から第十九條までの規定における主務大臣は、厚生大臣とし、第二十條の規定における主務大臣は、通商産業大臣とし、第七條から第九條までの規定における主務大臣は、第七條の申請者の業務に関する行政の所管大臣とし、第二十二條の規定における主務大臣は、大蔵大臣、厚生大臣及び第七條の申請者の業務に関する行政の所管大臣とし、その他の規定における主務大臣は、大蔵大臣とする。

2 第十一條、第十四條、第十五條及び第十八條の規定における主務省令は、厚生省令とし、第二十條の規定における主務省令は、大蔵省令、通商産業省令とし、第七條から第九條までの規定における主務省令は、大蔵大臣及び第七條の申請者の業務に関する行政の所管大臣の発する省令とし、第二十二條の規定における主務省令は、大蔵大臣、厚生大臣及び第七條の申請者の業務に関する行政の所管大臣の発する省令とし、その他の規定における主務省令は、大蔵省令とする。

第七章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反

行為の目的物の価格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 第三條第二項若しくは第二項(第四條第二項において準用する場合を含む。)又は第四條第一項の規定に違反して貴金屬地金を政府に売却しなかつた者

二 第十一條第二項又は第四項の規定に違反して齒科用貴金屬地金を割当を受けた齒科用貴金屬地金販売業者又は齒科医療者以外の者に譲り渡した齒科用貴金屬地金加工業者又は齒科用貴金屬地金販売業者

三 第十一條第五項の規定に違反して齒科用貴金屬地金を齒科医療以外の用に供した者

四 第十二條第一項の規定に違反して金地金を取引し、又はよう解し、若しくは加工した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第二項の規定に違反して許可を受けないで用途を変更した者

二 第九條第五項の規定による命令に違反して貴金屬地金を売却しなかつた者

三 第十四條第一項の規定に違反して認可を受けないで齒科用貴金屬地金加工業を営んだ者

四 第十七條(第十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して齒科用貴金屬地金を売却しなかつた者

五 第十八條第一項の規定に違反して認可を受けないで齒科用貴金屬地金販売業を営んだ者

六 第十九條第一項の規定に違反して二以上の都道府県知事に対して認可の申請をした者(但し、これにより二以上の認可を受けた場合に限る。)

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九條第六項の規定又は第十四條第六項若しくは第十五條の規定(第十八條第三項において準用する場合を含む。)又は第十九條第五項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十二條第二項又は第四項の規定による質問に対して陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

四 第二十二條第三項又は第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十八條 第二十四條又は第二十五條の犯罪に係る貴金屬地金、齒科用貴金屬地金又は金地金であつて犯人の所有又は占有するものは、沒收する。

2 犯人以外の者が犯罪の後前項の貴金屬地金、齒科用貴金屬地金又は金地金を取得した場合において、その取得の当時善意であつたと認められないときは、これを沒收する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 左に掲げる法令は、廃止する。
産金法(昭和十二年法律第五十九号)

産金法施行令(昭和十二年勅令第四百五十四号)

金、銀又は白金等の取引等取締に関する件(昭和二十年勅令第五百七十七号)

貴金屬地金の取引等についての帳簿及び報告に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十二号)

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4 この法律施行前において、旧金、銀又は白金等の取引等取締に関する件第一條第一項に規定する取引又は行為について同項に規定する大蔵大臣の許可があつた場合においては、当該取引又は行為について

第十二條第一項に規定する主務大臣の許可があつたものとみなす。

5 この法律施行前において、旧金、銀又は白金等の取引等取締に関する件に施行に關する件第一條の規定により大蔵大臣に許可申請書を提出した場合においては、第七條又は第十二條第二項の規定により主務大臣に申請があつたものとみなす。

6 この法律施行の際現に齒科用貴金屬地金加工工業又は齒科用貴金屬地金販売業を営んでゐる者であつてこの法律施行後その事業を継続しようとするものは、第十四條第二項(第十八條第三項において準用する場合を含む。)の規定に準じ、この法律施行後一月以内に主務大臣又は都道府県知事に認可を申請しなければならない。

7 第十四條第三項から第五項まで及び第十九條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

8 第六項の規定による申請をし、主務大臣又は都道府県知事の認可を受けた者は、第十四條第一項又は第十八條第一項の認可を受けたものとみなす。

9 この法律施行の際現に齒科用貴金屬地金加工工業又は齒科用貴金屬地金販売業を営んでゐる者は、第十四條第一項又は第十八條第一項の規定にかかわらず、この法律施行後一月を経過した日(第六項の規定による申請をした者については、主務大臣又は都道府県知事の認可又は不認可の通知があつた日)まで、その事業を営むことができる。

別表

税関定率法別表輸入税表		品名	免税される物品
番	号		
九五	植物性揮発油 二 其ノ他 乙 其ノ他		
二二九	別号ニ掲ゲザル藥材、化學藥及製藥	青石灰灰及び浮遊選鉱剤	
二二〇	藥材、化學藥及製藥ノ調合品(別号ニ掲ゲザルモノ)	浮遊選鉱剤	

四六二ノ二	特殊鋼	ドリルスチール
五八四	キャブスタン、ウインチ、ウインドラス其ノ他別号ニ掲ゲザルワイディングマシン	ストラツチャーホイスト
五九五	ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン	ドリフター
六〇四	別号ニ掲ゲザル機械	試錐機、物理探鉱機、エヤー ストウイングマシン、選 鉱用機械及び青化製錬用機 械

貴金屬管理法(内閣提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

地方自治法第百五十六條第四項

の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めるの件
最近における密貿易のすう勢に對し、監視取締行政の万全を期する

ため別紙のとおり監視署の配置転換を行い、横浜税関真鶴監視署外六税関監視署及び今治税関支署八幡濱監視署外七税関支署監視署を設置する必要があるので、大蔵省設置法(昭

和二十四年法律第百四十四号)第二十三條第一項の規定による税関監視署及び税関支署監視署の設置について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六條第四項の

規定に基き、国会の承認を求める。
別紙
税関監視署及び税関支署監視署新設並びに廃止
一新設

所轄税関	監視署名	位置
横浜	横浜税関真鶴監視署 横浜税関君津監視署 横浜税関那珂湊監視署	神奈川県足柄郡真鶴町 千葉県君津郡湊町 茨城県那珂郡湊町
神戸	神戸税関津居山監視署 神戸税関湊監視署 今治税関支署八幡濱監視署	兵庫県城崎郡港村 兵庫県三原郡湊町 八幡濱市

大阪	大阪税関網野監視署 和歌山税関支署御坊監視署 七尾税関支署金石監視署	京都府竹野郡網野町 和歌山県日高郡御坊町 金沢市
名古屋	武豊税関支署師崎監視署	愛知県知多郡師崎町
門司	門司税関佐伯監視署 三角税関支署富岡監視署 鹿兒島税関支署内之浦監視署 鹿兒島税関支署口永良部監視署	佐伯市 熊本県天草郡富岡町 鹿兒島県肝属郡内之浦町 鹿兒島県熊毛郡上屋久村

函 館		二 座 止	
船川税関支署本莊監視署		秋田県由利郡本莊町	
横 浜		監 視 署 名	
横浜税関平塚監視署		位 置	
横浜税関勝浦監視署		平塚市	
横浜税関小名浜監視署		千葉県夷隅郡勝浦町	
神 戸		福島県石城郡小名浜町	
境税関支署青谷監視署		鳥取県気高郡青谷町	
今治税関支署長浜監視署		愛媛県喜多郡長浜町	
小松島税関支署撫養監視署		鳴門市	

大 阪		門 司		函 館	
和歌山税関支署湯浅監視署		門司税関吉見監視署		和歌山税関支署湯浅監視署	
和歌山税関支署周参見監視署		門司税関小野田監視署		和歌山県西牟婁郡周参見町	
七尾税関支署小木監視署		門司税関部崎監視署		石川県珠洲郡小木町	
門司税関中津監視署		門司税関中津監視署		下関市	
稚内税関支署天塩監視署		稚内税関支署天塩監視署		小野田市	
稚内税関支署枝幸監視署		稚内税関支署枝幸監視署		門司市	
				中津市	
				北海道天塩郡天塩町	
				北海道枝幸郡枝幸町	

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めめるの件（内閣提出）に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 ただいま議題となりました株式の名義書かえに關する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、株式の名義書かえの現状にかんがみまして、その手続を簡易迅速にするために提出されたものであります。

法案の要点は、新たに名義書かえ代理人の制度を設けまして、株式の名義書かえは会社の本店で行うほか、会社の支店または名義書かえ代理人もこれを行うことができることとし、名義書かえ代理人は、株式の名義書かえを代行するほか、總會招集の手続、配当金支拂いの通知等の付随業務をも行い得ることとしておるのであります。さらに名義書かえ代理人は、その信用を保持することがぜひとも必

要でありますので、資本金百万円以上の会社で、証券取引委員会の登録を受けた者のみが行い得ることとしておるのであります。

この法案は、去る三月三十一日、本委員会に付託せられ、四月六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、引き続き名義書かえ代理人となる会社の種類等については質疑が行われましたが、詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで討論に入りましたところ、田中委員は日本社会党を代表し、三宅委員は自由党を代表し、宮腰委員は民主党を代表してそれぞれ賛成の意を述べられ、田島委員は共産党を代表して反対の意を述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました貴金屬管理法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、貴金屬を國際收支の改善その他國民經濟上最も有効な用途に充てますために、貴金屬を政府へ集中

し、その取引及び使用に關して総合的に調整する必要があるもので、ここに提案されたものであります。

この法案の内容につきましては、おもなる点を申し上げますと、まず新たに生産された貴金屬地金はすべてこれを政府に集中し、適切な配分計画によつて売却するようにいたしましたのであります。また銀及び白金等につきましては、国内取引の統制を廃止して、單に金地金についてのみ国内取引を統制することとしたのであります。さらに金の重要性に基き産金復興助成の見地から、金鉱業者が機械器具等を輸入する場合に、一定の條件のもとに輸入税を免除することとしたのであります。

以上が、この法案の提出になりました趣旨並びに内容の要点であります。が、本法案は、四月五日、本委員会に付託せられ、同六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、引続き各委員より、金の生産高及び買上価格、國際通貨基金加入問題等について質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありました。詳細については速記録をごらん願いたいと存じます。

次いで討論を省略し採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に關し承認を求めめるの件について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

本件は、最近における密貿易の趨勢に対応して監視取締りの万全を期し、監視署の配置転換を行うために提出されたものであります。横浜税関平塚監視署外十四監視署を廃止して、新たに横浜税関真鶴監視署外十四監視署を設置することに關し、地方自治法の規定に基き國會の承認を求めておるものであります。

本件は、三月二十九日、本委員会に付託されまして、四月六日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、翌七日、各委員より密貿易の実情及び取締状況等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれぞれ答弁がありました。詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、討論を省略し採決いたしましたところ、起立総員をもって本件は承認を與うべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○副議長（岩本信行君） 去る四月七日の報告は可決であります。本案の委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第八につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第九につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

の通り承認を與へるに決しました。

第十 放送法案(内閣提出)

第十一 電波法案(内閣提出)

第十二 電波監理委員会設置法案(内閣提出)

○副議長(若本信行君)

日程第十、放送法案、日程第十一、電波法案、日程第十二、電波監理委員会設置法案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。電氣通信委員長辻寛一君。

放送法案

放送法

目次

第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 日本放送協会(第七條―第五十條)

第三章 一般放送事業者(第五十一條―第五十二條)

第四章 罰則(第五十三條―第五十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用を最大に普及することを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。

二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三 「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。

四 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(訂正放送等)

第四條 放送事業者(電波法(昭和二年法律第 号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に關する本人又は直接關係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択することにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接關係人に弁明の放送をさせなければならない。

2 放送事業者がその放送について事実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(国際放送)

第五條 国際放送は、国際親善を害するものであつてはならない。外国において放送をする目的で編集した放送番組を外国に送信する場合も、同様とする。

(再放送)

第六條 放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない。

第二章 日本放送協会

(目的)

第七條 日本放送協会(以下單に「協会」という。)は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする。

(法人格)

第八條 協会は、前條の目的を達成するためにこの法律の規定に基き設立される法人とする。

(業務)

第九條 協会は、第七條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 全国的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。

二 国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること。

三 放送番組を編集すること。

四 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は、放送技術に密接に關連するものに限る。

2 協会は、前項の業務の外、第七條の目的を達成するため、左の業務を行うことができる。

一 放送番組編集上必要な劇団、音楽団等を維持し、養成し、又は助成すること。

二 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。

三 放送の普及発達に必要な周知宣伝を行い、出版をし、及び放送の受信に關し公衆の相談に應ずること。

四 文芸、音楽、美術及び學術の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。

五 特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

六 ニュース及び情報を他人に提供すること。

七 委託により放送受信用機器を修理すること。

3 協会は、前二項の業務を行うに當つては、営利を目的としてはならない。

4 協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他のいかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

5 第二項第七号の放送受信用機器

の修理業務は、電波監理委員会が定期的に行う調査により必要と認めて指定した場所に限り行うことができる。

(事務所)

第十條 協会は、主たる事務所を東京に置く。

2 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十一條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び會計に關する事項

五 経営委員会、理事会及び役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 放送債券の發行に關する事項

八 公告の方法

2 定款は、電波管理委員会の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第十二條 協会は、その設立、主たる事務所の變更、從たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(経営委員会の設置及び権限)

第十三條 協会は、経営委員会を置く。

2 経営委員会は、協会の経営方針

を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する権限と責任を有する。

第十四條 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。但し、経営委員会が軽微と認めた事項については、この限りでない。

一 收支予算、事業計画及び資金計画

二 收支決算

三 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止

四 放送番組の編集に関する基本計画

五 定款の変更

六 第三十二條の受信契約の條項及び受信料の免除の基準

七 放送債券の発行及び借入金の借入

八 事業の管理及び業務の執行に関する規程

九 役員報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問はずこれに類するものを含む。）

十 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

（経営委員会の組織）

第十五條 経営委員会は、委員八人及び会長をもつて組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員及び会長が選挙する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならぬ。

（委員の任命）

第十六條 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2 前項の任命に當つては、別表に定める地区に住所を有する者のうちから、各一人を任命しなければならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁じ以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

四 政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問はずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

六 放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

八 委員の任命については、会長を含め五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

（任期）

第十七條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 委員は、再任されることができ、

3 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

（退職）

第十八條 委員は、第十六條第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第十九條 内閣総理大臣は、委員が第十六條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第二十一條 委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

（委員の報酬）

第二十二條 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第二十三條 経営委員会は、委員長並びにその他の委員及び会長のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

（役員）

第二十四條 協会に役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事三人及び監事二人を置く。

（理事会）

第二十五條 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

（会長等）

第二十六條 会長は、協会を代表し、経営委員会が定めるところに従い、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、会長、副会長及び理事の行う業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

第二十七條 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に當つては、経営委

員会は、委員六人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十六條第四項の規定を準用する。この場合において同項第六号中「放送事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と読み替へるものとする。

第二十八條 会長、副会長、理事及び監事の任期は、三年とする。但し、補欠の会長は、前任者の残任期間に任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十九條 経営委員会は、会長若しくは監事が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の兼職禁止)

第三十條 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送

事業に投資してはならない。

(民法等の準用)

第三十一條 民法第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）、第五十六條（仮理事）及び第五十七條（特別代理人並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項（仮理事等の選任の管轄）の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第三十二條 協会の標準放送（五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。）を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信については、協会の規約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としないう受信設備を設置した者については、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

3 協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるのでなければ、前項の受信料を免除してはならない。

4 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(国際放送実施の命令)

第三十三條 電波監理委員会は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行

うべきことを命ずることができる。

(放送に関する研究)

第三十四條 電波監理委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第九條第一項第四号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第三十五條 前二條の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二條の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(事業年度)

第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(收支予算、事業計画及び資金計画)

第三十七條 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電波監理委員会が前項の收支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の收支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

(業務報告の提出)

第三十八條 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を附して内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を国会に提出しなければならない。

(支出の制限)

第三十九條 協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

(貸借対照表等の提出)

第四十條 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の書類を受理したときは、これを内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(会計検査院の検査)

第四十一條 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)

第四十二條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先だち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

7 前六項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政府の定めるところにより、商法（明治三十二年法律第四十八号）の社債に關する規定を準用する。

(放送の休止及び廃止)

第四十三條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を電波監理

委員会に届け出なければならない。

(放送番組の編集)

第四十四條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄與するように、最大の努力を拂わなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知つため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

協会は、放送番組の編集に當つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に關係がある事項について、事実をまげないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

(政治的公平)

第四十五條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 協会が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同一の放送設備により、同等な條件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

(広告放送の禁止)

第四十六條 協会は、いかなる表現

によるかを問はず、他人の營業に關する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十七條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問はず、これを他人の支配に属させることができない。

2 電波監理委員会は、前項の認可をしようとするときは、兩議院の同意を得なければならない。

(免稅)

第四十八條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

(土地收用)

第四十九條 協会の営む放送事業は、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)第二條の土地を收用し、又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十條 協会の解散については、別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者

(広告主及び広告放送の告知)

第五十一條 一般放送事業者(協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。)が、対価を得て広告放送をするときは、広告主の氏名又は名称及び広告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

(候補者放送)

第五十二條 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じて、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなうにかかわらず、同一の放送設備により、同等な條件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

第四章 罰則

第五十三條 協会の役員又は職員がその職務に關して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員にならうとする者がその担当しようとする職務に關して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

協会の役員又は職員であつた者がその在職申請を受けて職務上不正の行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに關して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

受した賄賂は、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四條 左の場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。

一 第九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十一條第二項、第三十二條第三項若しくは第四項、第四十二條第一項、第四十三條第一項又は第四十七條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條 第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

第五十七條 協会の役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十八條 協会の役員が第四十三條第二項の規定に違反して届出をしないときは、三千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

2 内閣総理大臣は、協会の設立前に第十六條の例により、協会の経営委員会の委員となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された委員となるべき者は、協会の設立前に第二十七條第一項及び第二項の例により、社団法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、協会の会長となるべき者を指名する。

4 第二項の規定により第十六條の例による場合において、同條第四項第六号中「放送事業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替へるものとする。

5 第二項の規定により指名された委員となるべき者及び第三項の規定により指名された会長となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ協会の最初の経営委員会の委員又は会長に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年、三人については二年、二人については三年とする。

6 電気通信大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

7 電気通信大臣は、前項の規定に

より設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に対し、その社員の出資した金額を社員に返還すべきことを命じなければならない。

8 社団法人日本放送協会は、前項の命令があつたときは、協会の成立の日までに社員の出資した金額を社員に返還しなければならない。

9 設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければならない。

10 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を第三項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

11 第三項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、設立の登記をしなければならない。

12 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

13 協会が成立したときは、その時において、社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務は、協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14 社団法人日本放送協会の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

15 協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者は、協会成立の時に協会の職員となるものとす。

16 協会の最初の收支予算、事業計画及び資金計画については、第十四條及び第三十七條の規定は、適用しない。

(登記税法の改正)

17 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ三の次に次の一條を加える。

第六條ノ三ノ二 日本放送協会が

放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 毎回拂込金額 千分ノ三

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廃止 每一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公団、」の下に「日本放送協会、」を、「公団ニ關スル法令、」の下に「放送法、」を加える。

(地方税法の改正)

18 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十一号の次に次の一号を加え、同條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

十一の二 放送受信用設備 第百十三條中「書籍」の下に「並びに放送」を加える。

(郵政省設置法の改正)

19 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「電気通信省から委託された業務」の下に、「日本放送協会から委託された事務」を加える。

第八條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 日本放送協会から委託された事務を処理すること。

(郵政事業特別会計法の改正)

20 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省から郵政省に委託された業務、」の下に「日本放送協会から郵政省に委託された事務、」を加える。

一	東京都	神奈川県	埼玉県	群馬県	千葉県
二	茨城県	栃木県	山梨県	長野県	新潟県
三	愛知県	三重県	静岡県	岐阜県	石川県
四	福井県	富山県	兵庫県	奈良県	滋賀県
五	大阪府	京都府	和歌山県	鳥取県	島根県
六	広島県	徳島県	香川県	高知県	山口県
七	愛媛県	徳島県	福岡県	大分県	佐賀県
八	熊本県	長崎県	鹿児島県	岩手県	青森県
九	宮崎県	鹿兒島県	山形県		
十	秋田県	福島県			
十一	北海道				

放送法案に対する修正案
放送法案の一部を次のように修正する。

目次中「第五十一條・第五十二條」を「第五十一條・第五十三條」に、「第五十三條・第五十八條」を「第五十四條・第五十九條」に改める。

法律第 号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送があつた日から二週間以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したとき

は、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消の放送をしなければならない。

第九條第一項第四号但書中「放送技術」を「放送番組又は放送技術」に、同條第二項第四号中「文芸、音楽、美術及び学術の著作権」を「放送番組編集上必要な文芸、音楽、美術及び学術の著作権」に、同條同項第五号中「特許権及び実用新案権」を「放送に必要の特許権及び実用新案権」に改める。

同條同項第六号を次のように改める。

六 放送番組編集のため、ニュース及び情報を収集し、並びにこれを他人と交換すること。

同條第五項を次のように改める。

5 第二項第七号の放送受信機器の修理業務は、電波監理委員会が、定期的に、調査により、放送を受信する者の利益を図るため必要と認めて指定した場所に限り、行うことができる。

第十二條第一項中「その設立、」を削る。

第十六條第一項中「文化」を「教育、文化」に改める。

第二十條第一項後段を次のように改める。

この場合において各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

2 協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるものでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
同條第四項を第三項とし、次のように改める。

3 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。
第三十七條に第四項として次の一項を加える。

4 第三十二條第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の收支予算を承認することによつて、定める。
第四十二條第七項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)」の下に「及び非訟事件手続法」を加える。
第四十四條第三項を次のように改める。

3 協会は、放送番組の編集に當つては、左の各号の定めるところによらなければならない。
一 公安を害しないこと。
二 政治的に公平であること。
三 報道は事実をまげないですること。
四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
第四十五條の見出しを「(候補者放送)」に改める。

同條第二項中「同一の放送設備に

より、同等な條件の時刻において、同一時間の」を「同等の條件で」に改め、同項を第一項とする。
第四十六條第一項中「いかなる表現によるかを問はず、」を削る。
第五十條に第二項として次の一項を加える。

2 協会が解散した場合においては、協会の残余財産は、国に帰属する。
第五十一條の見出し中「広告主及び」を削る。
同條中「広告主の氏名又は名称及び」を削る。
第五十二條中「同一の放送設備により、同等な條件の時刻において、同一時間の」を「同等の條件で」に改める。
第五十三條を第五十四條とし、以下第五十八條まで一條ずつ繰り下げ、第三章中第五十二條の次に次の一條を加える。
(放送番組の編集)
第五十三條 第四十四條第三項の規定は、一般放送事業者に準用する。
新第五十五條第二号中「第三十二條第三項若しくは第四項を」第三十二條第二項若しくは第三項に改める。
新第五十七條に第二項として次の一項を加える。
2 前項の場合において、当該行為者に対してした前條第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対しても効力を生ずるものとする。
附則第十一項中「設立の登記」を

「政令の定めるところにより、設立の登記」に改める。
附則第十七項を第十八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第十六項の次に、次の一項を加える。
17 協会が徴収する受信料は、第三十七條第四項の規定により国会が定めるまで、月額三十五円とする。
放送法案件内閣提出に関する報告書「最終号の附録に掲載」

電波法案
電波法
目次
第一章 總則(第一條—第三條)
第二章 無線局の免許(第四條—第二十七條)
第三章 無線設備(第二十八條—第三十八條)
第四章 無線従事者(第三十九條—第五十一條)
第五章 運用
第一節 通則(第五十二條—第六十一條)
第二節 海岸局及び船舶局の運用(第六十二條—第七十條)
第六章 監督(第七十一條—第八十二條)
第七章 聴聞及び訴訟(第八十三條—第九十九條)
第八章 雑則(第一百條—第一百四條)
第九章 罰則(第一百五條—第一百十六條)
附則
第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することに

よつて、公共の福祉を増進することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。
一 「電波」とは、十キロサイクルから三百メガサイクルまでの周波数の電磁波をいう。
二 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
三 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
四 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
五 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
六 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であつて、電波監理委員会の免許を受けたものをいう。
(電波に関する條約)
第三條 電波に関し條約に別段の定めがあるときは、その規定による。
第二章 無線局の免許
(無線局の開設)
第四條 無線局を開設しようとする者は、電波監理委員会の免許を受けなければならない。但し、発射する電波が著しく微弱な無線局で電波監理委員会規則で定めるもの

については、この限りでない。
2 公衆通信業務(公衆の一般的利用に供する無線通信の業務をいう。以下同じ。)を行うことを目的とする無線局は、国でなければ、開設することができない。
(欠格事由)
第五條 左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與えない。
一 日本の国籍を有しない人
二 外国政府又はその代表者
三 外国の法人又は団体
四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員(の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの)の。
五 この法律又は放送法(昭和

年法律第 号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
六 無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者
2 前項の規定は、左に掲げる無線局については、適用しない。
一 実験無線局(科学又は技術の発達のための実験に專用する無線局をいう。以下同じ。)
二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十四條の船舶の無線局
(免許の申請)
第六條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波

監理委員会に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許可時間（運用することが出来る時間をいう。以下同じ。）

七 無線設備の工事設計及び工事落成の予定期日

八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

九 運用開始の予定期日

2 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

二 事業計画及び事業収支見積

三 放送事項

四 放送区域

3 船舶局 船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）及び船舶無線電話局（船舶の無線局であつて、無線電話により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総ト

ン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符号をあわせて記載しなければならない。

（申請の審査）

第七條 電波監理委員会は、前條の申請書を受理したときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当が可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

2 電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を與える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称

四 空中線電力

五 運用許可時間

2 電波監理委員会は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前

項第一号の期限を延長することができる。

（工事設計の変更）

第九條 前條の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきたすものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。

（落成後の検査）

第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。

（免許の拒否）

第十一條 第八條第一項第一号の期限（同條第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の附與）

第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行つた結

果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同條第二項第一号の工事設計（第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

（免許の有効期間）

第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年（放送を目的とする無線局については三年）をこえない範囲内において電波監理委員会規則で定める。但し、再免許を妨げない。

2 船舶安全法第四條（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）第五條の漁船の船舶無線電信局の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

（免許状）

第十四條 電波監理委員会は、免許を與えたときは、免許状を交付する。免許状には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

三 無線局の種類

四 無線局の目的

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 呼出符号又は呼出名称

九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式

十 空中線電力

十一 空中線の型式及び構成

十二 運用許可時間

3 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項

二 放送事項

三 放送区域

（再免許の手続）

第十五條 第十三條第一項但書の再免許については、第六條及び第八條から第十二條までの規定にかかわらず、電波監理委員会規則で定める簡易な手続によることができる。

（運用開始の届出）

第十六條 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を電波監理委員会に届け出なければならない。

（変更等の許可）

第十七條 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 第九條第一項但書、第二項及び

第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

(変更検査)

第十八條 前條第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、電波監理委員会の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同條同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

(申請による周波数等の変更)

第十九條 電波監理委員会は、免許人が呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許人の地位を承継する。

2 船舶局のある船舶について船舶の所有権の移転又は、船契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

3 前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を電波監理委員会に届け出なければならぬ。

ばならない。

(免許状の訂正)

第二十一條 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

(廃止及び休止)

第二十二條 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。無線局の運用を一箇月以上休止するときは、同様とする。

第二十三條 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

第二十四條 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内、その免許状を返納しなければならない。

(無線局の公示)

第二十五條 電波監理委員会は、免許をしたときは、その無線局について、電波監理委員会規則で定める事項を公示する。

(周波数の公開)

第二十六條 電波監理委員会は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。

(免許の特例)

第二十七條 外国において取得した船舶の無線局については、電波監理委員会は、第六條から第十四條まで及び第二十五條の規定によらないで免許を與えることができる。

2 前項の規定による免許は、その船舶が日本国内の目的港に到着した時に、その効力を失う。

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八條 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九條 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、電波監理委員会規則で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を與えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十條 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を與えることがないように、電波監理委員会規則で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一條 電波監理委員会規則で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二條 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、電波監理委員会規則で定めるものを備えつけなければならない。

(船舶の義務無線電信の条件)

第三十三條 船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信(以下「義務無線電信」という。)の主送信装置

は、五百キロサイクルの周波数において晝間百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものでなければならない。

2 電波監理委員会は、船舶安全法

第四條第一項第三号(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。)の船舶に施設する無線電信については、前項の有効通達距離の特例を定めることができる。

第三十四條 義務無線電信には、左

に掲げる條件に適合する補助装置を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

一 独立の電源をもつこと。

二 連続して六時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間九十五キロメートル(第五十條の第一種局については百五十キロメートル)以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 直ちに完全に操作できること。

2 前項の補助装置は、船舶の最高満載きつ水線上のなるべく高い安全な位置に装置することを要する。

3 送信又は受信の主装置が前二項

の條件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條 義務無線電信の通信室

には、非常燈を備えつけなければならない。

2 義務無線電信の通信室が航海船

橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管又は電話を備えつけなければならない。

(救命艇の無線電信の条件)

第三十六條 船舶安全法第二條(同

法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備える救命艇に装置しなければならない無線電信は、左に掲げる條件に適合したものでなければならない。

一 五百キロサイクルの周波数により送り、及び受けることができること。

二 連続して三時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間五十キロメートル以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 機器は、救命艇の機関による振動に耐えること。

六 有効な防水装置があること。

(無線設備の機器の検定)

第三十七條 第三十一條の規定により備えつけなければならない周波数測定装置、船舶に施設する緊急自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行う検定に合格したものでなけ

れば、施設してはならない。

(その他の技術基準)

第三十八條 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く)は、この章に定めるものの外、電波監理

委員会規則で定める技術基準に適合するものでなければならぬ。

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

第三十九條 無線局の無線設備の操

作は、次條の定めるところにより、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他電

波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
(無線従事者の従事範囲)
第四十條 無線従事者の資格は、左の表の上欄に掲げるとおりとし、

それぞれ下欄に掲げる無線局の無線設備の操作を行うことができるものとする。

無線従事者の資格

行うことができる無線設備の操作

第一級無線通信士

無線設備の通信操作
船舶に施設する無線設備の技術操作
陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
国内通信のための無線設備の通信操作
第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作
船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
漁業用の海岸局(船舶局と通信を行うため陸上に開設した無線局をいう。以下同じ。)の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話の技術操作
空中線電力五十ワット以下の可搬型の無線電信及び無線電話の技術操作

第二級無線通信士

第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う国内通信のための無線設備の通信操作
漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
漁業用の海岸局の空中線電力百二十五ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作

第三級無線通信士

第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う国内通信のための無線設備の通信操作
漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
漁業用の海岸局の空中線電力百二十五ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作

電話級無線通信士

聴守員級無線通信士

第一級無線技術士

第二級無線技術士

第一級アマチュア無線技術士

第二級アマチュア無線技術士

特殊無線技術士

船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
漁業用の海岸局の空中線電力五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
船舶に施設する無線電信の通信操作(遭難信号、緊急信号及び安全信号の聴守に限る。)

無線設備の技術操作

第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作
空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)の無線設備の通信操作及び技術操作

空中線電力百ワット以下で五十メガサイクル以上又は八メガサイクル以下の周波数を使用するアマチュア無線局の無線電話の通信操作及び技術操作

電波監理委員会規則で定める無線設備の操作

(免許)

第四十一條 無線従事者にならうとする者は、前條の資格別に行う無線従事者国家試験に合格し、合格の日から三箇月以内に電波監理委員会の免許を受けなければならない。

(免許を與えない場合)

第四十二條 左の各号の一に該当す

る者に対しては、無線従事者の免許を與えないことができる。

一 第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者
(無線従事者原簿)
第四十三條 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備えつけ、免許に関する事項を記載する。

(免許の有効期間)
第四十四條 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して

五年とする。

(免許の更新)
第四十五條 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。
2 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、無線従事者国家試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。

一 免許の有効期間中通算して二年六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分違反しなかつた者
二 免許の有効期間中通算して一年六箇月以上及び申請前一年以内に六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれ

らに基く処分に違反しなかつた者

- 3 第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、電波監理委員会は、申請者の当該免許に係る業務の経歴及び成績によつて、無線従事者国家試験の一部を免除することが出来る。
- 4 免許の更新については、第四十

二條及び第四十四條の規定を適用する。

- (無線従事者国家試験)
- 第四十六條 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。
- 第四十七條 無線従事者国家試験は、第四十條の資格別に、毎年少くとも一回電波監理委員会が行う。

第四十八條 無線従事者国家試験に關して不正の行為があつたときは、電波監理委員会は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

- (命令への委任)
- 第四十九條 第四十一條から前條までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に關する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者国家試験

の実施細目は、電波監理委員会規則で定める。

- (通信長の配置等)
- 第五十條 左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長(船舶通信士の長をいう。)としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局(総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンを超える旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	通信長となる前十年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲(船舶安全法第四條の船舶であつて総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下千六百	通信長となる前十年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信

トン以上の旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。)	士の免許を受けている者
第二種局乙(旅客船以外の船舶の船舶無線電信局(第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。))であつて公衆通信業務を取り扱うもの又は旅客船の船舶無線電信局(第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。))	第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

- 2 電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

(選解任届)

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

- 第五章 運用
- 第一節 通則
- (目的外使用の禁止等)
- 第五十二條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局については放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但

し、左に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 二 緊急通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 三 安全通信(船舶の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合にお

いて、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

- 五 放送の受信
- 六 その他電波監理委員会規則で定める通信
- 第五十三條 無線局を運用する場合においては、呼出符号又は呼出名称、電波の型式、周波数、発振及び変調の方式並びに空中線の型式及び構成は、免許状に記載されたところによらなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十四條 無線局を運用する場合

においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものとなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

- 第五十五條 無線局は、第八條第一項の規定により指定する運用許容時間内でなければ、運用してはならない。但し、第五十二條各号に掲げる通信を行う場合及び電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(混信等の防止)

第五十六條 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を與えないように運用しなければならない。但し、第五十二條第一号から第四号までに掲げる通信については、この限り

でない。

- (疑似空中線回路の使用)
- 第五十七條 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく疑似空中線回路を使用しなければならない。
- 一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 二 実験無線局を運用するとき。
- (実験無線局等の通信)
- 第五十八條 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第五十九條 何人も法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)
第六十條 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他電波監理委員会規則で定める書類を備えつけておかねばならない。

(通信方法等)

第六十一條 無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用

(船舶局の運用)

第六十二條 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わねばならない。

(運用しなげねばならない時間)

第六十三條 船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時、第二種局にあつては

電波監理委員会規則で定める時間割の時間運用しなげねばならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の時間割の時間は、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とする。

3 海岸局は、常時運用しなげねばならない。但し、電波監理委員会規則で定める海岸局については、この限りでない。

(沈黙時間)

第六十四條 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎまで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(第一沈黙時間)という。以下同じ。

は、四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を放射してはならない。但し、遭難通信若しくは緊急通信を行う場合又は第一沈黙時間の最後の二十秒間に安全信号を送信する場合は、この限りでない。

2 海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で電波監理委員会規則で定める時間(第二沈黙時間)という。以下同じ。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

第六十五條 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用し

なければならぬ時間(以下「運用義務時間」という。)中は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなげねばならない。但し、第一沈黙時間中を除く外、現に通信を行つて

いる場合は、この限りでない。

2 前條第二項の電波監理委員会規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用義務時間中は、その周波数で聴守しなげねばならない。但し、電波監理委員会規則で定める第二沈黙時間中を除く外、現に通信を行つて

いる場合は、この限りでない。

(遭難通信)

第六十六條 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等救助の通信に關し最善の措置をとらねばならない。

2 無線局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の放射を直ちに中止しなげねばならない。

(緊急通信)

第六十七條 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わねばならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなげねばならない。

(安全通信)

第六十八條 海岸局及び船舶局は、すみやかに、且つ、確実に安全通信を取り扱わねばならない。

2 海岸局及び船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなげねばならない。

(船舶局の機器の調整のための通信)

第六十九條 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならぬ。

(通信圈出入の通知)
第七十條 船舶無線電信局は、海岸局の通信圈に入つたとき、又はその通信圈を去るときは、その旨をその海岸局に通知しなげねばならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の海岸局の通信圈は、電波監理委員会規則で定める。

第六章 監督

(周波数等の変更)
第七十一條 電波監理委員会は、通信の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は軽微な変更を要するにとどまる場合に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができ

(電波の放射の停止)

第七十二條 電波監理委員会は、無線局の放射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の放射の停止を命ずることができる。

2 電波監理委員会は、前項の命令を受けた無線局からその放射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に放射させなければならぬ。

3 電波監理委員会は、前項の規定により放射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなげねばならない。

(検査)

第七十三條 電波監理委員会は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させる。但し、その年に免許を受けた無線局及び外国地間に航行中の船舶の無線局については、この限りでない。

2 電波監理委員会は、前條第一項の電波の放射の停止を命じたとき、同條第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線

従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させることができる。

3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(非常の場合の無線通信)

第七十四條 電波監理委員会は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 電波監理委員会が前項の規定により無線局に通信を行つたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(無線局の免許の取消等)

第七十五條 電波監理委員会は、免許人が第五條の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。

第七十六條 電波監理委員会は、免許人がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許可時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 電波監理委員会は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第七十七條の許可を受け、又は第七十九條の規定による指定の変更を行つたとき。

三 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

第七十七條 電波監理委員会は、前二條の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人に送附しなければならない。

(空中線の撤去)

第七十八條 無線局の免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

(無線従事者の免許の取消等)

第七十九條 電波監理委員会は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。

二 不正な手段により免許又は免許の更新を受けたとき。

2 第七十七條の規定は、前項の規定による取消又は停止に準用する。

(報告)

第八十條 無線局の免許人は、左に掲げる場合は、電波監理委員会規則で定める手続により、電波監理委員会に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。

三 第二十五條の規定により公示された無線局の無線設備以外の無線設備から電波が発射されたことを認めたとき。

四 無線局が外国において、あらかじめ電波監理委員会が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一條 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に對し、無線局に関し報告を求めることができる。

(受信設備に対する監督)

第八十二條 電波監理委員会は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 電波監理委員会は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

第七十三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 聴聞及び訴訟

(聴聞の事案)

第八十三條 電波監理委員会は、左に掲げる場合は、この章に定めるところに従ひ聴聞を行わなければならない。

一 第四條 但書(免許を要しない無線局)、第七條第一項第四号(無線局の開設の根本的基準)、第十三條第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五條(再免許の手続)、第二十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九條(受信設備の条件)、第三十條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一條(周波数測定装置の備えつけ)、第三十二條計器及び予備品の備えつけ、第三十四條(補助装置の備えつけ)、第三十七條(無線設備の機器の検定)、第三十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十九條(無線設備の操作)、第四十條(特殊無線技士の従事範囲)、第四十九條(国家試験の細目等)、第五十條(第二項(無線従事者の資格別員数の指定)、第五十二條第六号(目的外使用)、第五十五條(運用許可時間外運用)、第六十一條(通信方法等)、第六十四條第二項(第二沈黙時間)、第六十五

條第二項(聴守義務)及び第百條第一項第二号(高周波利用設備)の規定による電波監理委員会規則を制定しようとするとき。

二 第七十六條第二項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三 電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき。

2 電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聴聞を行うことができる。

(異議の申立)

第八十四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を電波監理委員会に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

(申立の却下)

第八十五條 電波監理委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに申立を却下する。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その正本を申立人に送附しなければならない。

(聴聞の開始)

第八十六條 第八十四條の規定による異議の申立があつたときは、電

波波監理委員會は、前條の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條 聴聞は、電波監理委員會が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要である場合において電波監理委員會が聴聞を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八條 聴聞の開始は、利害関係者（異議の申立に係る聴聞の場合には利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。）に対し、審理官（前條但書の場合はその委員。以下同じ。）の名をもつて、事案の要旨、聴聞の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した聴聞開始通知書を送付して行う。

2 前項の聴聞開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

（参加）

第八十九條 前條に定める者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加する旨を申し出なければならない。

（代理人）

第九十條 利害関係者は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

（調査）

第九十一條 審理官は、聴聞に際し必要があると認めるときは、利害

関係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者に報告をさせることができる。

（主張と立証）

第九十二條 利害関係者若しくはその代理人又は電波監理委員會は、聴聞に際し、自己の主張を述べ、証拠を申し立て、又は利害関係者若しくは参考人若しくは電波監理委員會を審問することができる。

（調査及び意見書）

第九十三條 審理官は、聴聞に際しては、調査を作成しなければならない。

2 審理官は、前項の調査に基づき意見書を作成し、同項の調査とともに、電波監理委員會に提出しなければならない。

3 電波監理委員會は、第一項の調査及び前項の意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。

（決定）

第九十四條 電波監理委員會は、前條の調査及び意見書に基づき事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書により行い、その正本を第八十八條及び第八十九條の利害関係者に送付しなければならない。

3 前項の文書には、聴聞を経て電波監理委員會が認定した事実及び理由を示さなければならない。

（参考人の旅費等）

第九十五條 第九十一條の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

（規則委任事項）

第九十六條 この章に定めるものの外、聴聞に関する手続は、電波監理委員會規則で定める。

（専属管轄）

第九十七條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に基づく電波監理委員會の処分に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

（記録の送付）

第九十八條 前條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電波監理委員會に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

（事実認定の拘束力）

第九十九條 第九十七條の訴については、電波監理委員會が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第八章 雑則

（高周波利用設備）

第一百條 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、電波監理委員會の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロサイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備及び平衡二線式線線搬送設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するもののうち、電波監理委員會規則で定めるもの。

2 前項の許可の申請があつたときは、電波監理委員會は、当該申請が次項において準用する第二十八條、第三十條又は第三十八條の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信に妨害を與えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第十四條第一項及び第二項（免許状）、第十七條（変更等の許可）、第二十一條（免許状の訂正）、第二十二條、第二十三條（廃止及び休止）、第二十四條（免許状の返納）、第二十八條（電波の質）、第三十條（安全施設）、第三十八條（技術基準）、第七十二條（電波の放射の停止）、第七十三條第二項から第四項まで（検査）、第七十六條、第七十七條（無線局の免許の取消等）、第八十一條（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（無線設備の機能の保護）

第一百一條 第八十二條第一項の規定

は、無線設備以外の設備（前條の設備を除く。）が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときに準用する。

第二百二條 電波監理委員會の施設した無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物であつて電波監理委員會規則で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ電波監理委員會にその旨を届け出なければならない。

2 前項の無線方位測定装置の設置場所は、電波監理委員會が公示する。

（手数料の徴収）
第二百三條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める手数料を政令で定める期日に納めなければならない。

納めなければならない者	金額
一 第六條の規定による免許の申請をする者	三千円
二 第十條の規定による落成後の検査又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	三千六百元
イ 船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	六千円
空中線電力二百ワット以下のもの	八千円
空中線電力二キロワット以下のもの	一万三千円
空中線電力二キロワットをこえるもの	六千円
放送をする無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	六千円
空中線電力五百ワット以下のもの	一万円
空中線電力十キロワット以下のもの	一万九千円

空中線電力十キロワットをこえるもの	二万二千円
その他の無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	四千円
空中線電力二百ワット以下のもの	七千円
空中線電力二キロワット以下のもの	九千円
空中線電力二キロワットをこえるもの	一万五千円
三 第十八條の規定による検査を受ける者(第七十一條の規定に基く指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。)	
四 第三十七條の規定による検定を受ける者	五千円
五 第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者	二万円
六 第四十五條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同條第二項に該当するもの	五百円
七 第四十九條の規定による免許証の再交付を申請する者	百円

(国に対する適用)

第四百四條 この法律の規定は、第七章及び第九章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「免許」又は「許可」とあるのは、第四章を除き、「承認」と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第二百五條 無線通信の業務に従事する者が第六十六條第一項の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六百六條 自己若しくは他人に利益を與へ、又は他人に損害を加ふる目的で、無線設備又は第六百條第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による免許がないのに、無線局を運用した者

二 第六百條第一項の規定による許可がないのに、同條同項の設備を運用した者

三 第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反して無線局を運用した者

四 第十八條の検査を受けないで無線設備を運用した者

五 第七十二條第一項又は第七十六條第一項(以上の各規定を第六百條第三項において準用する場合を含む。)(の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第六百條第一項の設備を運用した者

六 第七十四條第一項の規定による処分に違反した者

第七十一條 第七十三條第一項若しくは第二項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

三 第七十六條第一項(第六百條第三項において準用する場合を含む。)(の規定による運用の制限に違反した者

四 第七十八條の規定に違反した者

五 第八十二條第一項(第六百一條において準用する場合を含む。)(の規定による命令に違反した者

第六百十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定に違反した者

二 第七十九條第一項の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

第六百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第六百十條から第六百十二條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第六百十五條 第九十一條の規定による審理官の処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千円以下の過料に処する。

第六百十六條 左の各号の一に該当する者は、三千円以下の過料に処する。

一 第二十條第三項の規定に違反して、届出をしない者

二 第二十二條(第六百條第三項に

三 第二十四條(第六百條第三項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、免許状を返納しない者

附則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年四月二日以後であつてはならない。

(無線電信法の廃止)

2 無線電信法(大正四年法律第二十六号。以下「旧法」という。)(は廃止する。

3 旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に関する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(旧法の罰則の適用)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(無線従事者に関する経過規定)

5 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定規則(昭和六年通信省令第八号)の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聴守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日、それぞれこの法律の規定による第一

級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聴守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 旧電気通信技術者資格検定規則（昭和十五年通信省令第十三号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）、現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級の電気通信技術者の資格又は第三級（無線）の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失う。

8 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事している者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくても、無線設備の技術操作に従事することができ、（この法律の施行前になした処分等）

9 第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基づく命令の規定に基づく処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法

第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種別ごとに電波監理委員会規則で定める期間とする。

（既設の高周波利用設備の許可の申請）

10 この法律の施行の際、現に第四百條第一項第二号の設備を設置している者は、この法律施行の日から一年以内に当該設備につき電波監理委員会の許可を受けなければならない。

11 第四百條第二項及び第三項の規定は、前項の設備について準用する。

12 この法律施行の日から一箇月以内は、電波監理委員会は、第八十三條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同條同項同号の電波監理委員会規則を制定することができる。

13 前項の規定により制定された電波監理委員会規則は、この法律施行の日から六箇月を経過した日に、その効力を失う。

14 船舶安全法等の改正（船舶安全法の一部を次のように改正する。）

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。
15 著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項中「無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

電波法案に対する修正案
電波法案の一部を次のように修正する。

第七條第一項中「受理したときは、」の下に「遅滞なく」を加える。

第十二條中「第五十條を」第四十條及び第五十條に改める。

第三十五條を削り、第三十四條を第三十五條とし、第三十三條を第三十四條とし、第三十二條の次に次の一條を加える。

（非常燈、送話管等の備えつけ）
第三十三條 船舶局の通信室には、非常燈を備えつけなければならない。

2 船舶局の通信室が航海船舶以外の場所にあるときは、航海船舶との間に送話管若しくは電話又はこれらに代わる連絡設備を備えつけなければならない。

第四十五條第三項中「申請者の当該免許に係る業務」を「申請者の無線設備の操作に関する業務」に、「無線従事者国家試験の一部」を「無線従事者国家試験の全部又は一部」に改める。
第五十條第一項の表中「通信長となる前十年以内に」を「通信長となる前十五年以内に」に改める。

第七十一條を次のように改める。
（周波数等の変更）
第七十一條 電波監理委員会は、電波の規整その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行

に支障を及ぼさない範囲に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更によつて生じた損失を当該免許人に対して補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

4 第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴においては、国を被告とする。
第七十六條第一項中「この法律若しくはこの法律に基づく命令」を「この法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令」に改める。

第八十三條第一項第一号中「第四條但書」を「第四條第一項但書」に、「第三十四條を」第三十五條に改める。

第三百三條の表の第三号中「第七十一條」を「第七十一條第一項」に、同表の第七号中「第四十九條の規定による免許証」を「免許状又は免許証」に改める。
第一百十條第四号を次のように改める。

四 第十八條の規定に違反して無線設備を運用した者
第一百十一條中若しくは第二項の下に「（第四百條第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一百十二條中第二号、第四号及び第五号を削り、第三号を第二号とする。

第一百十三條中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第六十四條第一項の規定に違反した者
三 第七十八條の規定に違反した者

新第一百十三條第四号の次に次の一号を加える。

五 第八十二條第一項（第一百一條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
第一百十四條中「第一百十二條を」前條に改める。

附則第一項を次のように改める。
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則第三項中「第十九條から第二十一條まで」を「第十九條、第二十一條」に改める。

附則第十一項を削る。
附則第十項中「電波監理委員会の許可」を「同條同項の許可」に改め、同項を附則第十一項とする。
附則第九項を第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 この法律施行後三年間は、第二級無線通信士は、第四十條の規定にかかわらず、東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内において、国際通信を行う

ため、船舶に施設する無線設備の通信操作を行うことができる。

電波法案(内閣提出)に関する報告書
(最終号の附録に掲載)

電波監理委員会設置法案

電波監理委員会設置法

(目的)

第一條 この法律は、電波監理委員会の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、電波監理委員会を設置する。

(所掌事務)

第三條 電波監理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局(高周波利用設備を含む。以下同じ。)の免許等に関すること。
- 二 無線設備(高周波利用設備を含む。以下同じ。)の技術基準を定めること。
- 三 無線局の運用に関すること。
- 四 無線従事者国家試験に関すること。
- 五 無線従事者の免許に関すること。
- 六 日本放送協会に関すること。
- 七 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の聴聞に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、電波及び放送の規律に関すること。

(権限)

第四條 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保護のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 電波監理委員会の公印を制

定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四 所掌事務に関し、報告を徴すること。

十五 電波の利用に関する業務及び技術の研究及び調査であつて、所掌事務を遂行するのに必要なものを自ら行い、又は自ら行うことを不利と認める場合にこれを部外の研究機関に委託すること。

十六 所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

十七 條約により定められた範囲内において電波の管理に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十八 無線局の開設を免許し、又は承認すること。

十九 無線局についてその無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十 電波を監視し、及び規律すること。

二十一 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

二十二 電波が伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に関し警報を発すること。

二十三 無線設備の技術基準を定めること。

二十四 委託により、無線設備の機器の型式検定をすること。

二十五 無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十六 委託により、無線設備の性能試験及びその機器の校正を行うこと。

二十七 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十八 日本放送協会の定款の変更を認可すること。

二十九 日本放送協会に対し、国際放送を行うべきことを命ずること。

三十 日本放送協会とその放送を受信する者との契約の條項を認可すること。

三十一 日本放送協会の放送設備の譲渡、賃貸等につき認可すること。

三十二 日本放送協会が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所を指定すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き、電波監理委員会に属せられた権限

(組織)

第五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第六條 委員長及び委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議員の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁こ、以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国会議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送事業者若しくは無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。)

六 前号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

七 委員長及び委員の任命について、四人以上が同一の政党に属す

は、四人以上が同一の政党に属す

は、四人以上が同一の政党に属す

は、四人以上が同一の政党に属す

は、四人以上が同一の政党に属す

は、四人以上が同一の政党に属す

る者となることとなつてはならぬ。

(宣誓及び服務)

第七條 委員長及び委員は、任命後、内閣総理大臣の面前において、服務の宣誓をした後でなければ、その職務を行つてはならない。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條、第九十八條から第二百二條まで及び第二百五條の規定は、委員長及び委員に準用する。

(兼職の禁止)

第八條 委員長及び委員は、営利を目的とする団体の役員となり、自ら営利事業に従事し、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(任期)

第九條 委員長及び委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員長及び委員は、再任されることが出来る。

(退職)

第十條 委員長又は委員は、第六條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第六條第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行がでないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち四人以上が同一の政党内に属することとなつたときは、同一の政党内に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

(委員長)

第十三條 委員長は、電波監理委員會の会務を総理し、電波監理委員會を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について、委員長が任命する。

(給與)

第十四條 委員長及び委員は、別に法律で定めるところにより給與を受ける。

(退職後の就職の制限)

第十五條 委員長又は委員であつた者は、その退職後一年間は、第六條第三項第五号及び第六号に掲げる職についてはない。

(會議及び手続)

第十六條 電波監理委員會は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決することが出来ない。

2 電波監理委員會の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決することによる。

3 電波監理委員會の會議の議事は、議事録として記録しておく。

ければならない。この記録は、電波監理委員會規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。

4 前三項に定めるものの外、電波監理委員會の會議の議事に關する手続は、電波監理委員會規則で定める。

(規則の制定)

第十七條 電波監理委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員會規則を制定することが出来る。

(報告)

第十八條 電波監理委員會は、第十六條の規定による會議を開いて議決をしたときは、その要旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

2 電波監理委員會は、左に掲げる事項について調査し、毎年一回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

一 無線局の開設の状況

二 放送番組の状況及びその改善の方策

三 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策

四 無線設備の改善の方策

五 電波の利用に關する業務及び技術の発達を圖る方策

六 その他電波監理委員會の所掌に屬する事項の状況

(審理官)

第十九條 電波法（昭和二十五年法律第 号）第七章に定める聽聞を行うため、電波監理委員會に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員會の同意を得て委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

(事務局)

第二十條 電波監理委員會に、事務局として電波監理總局を置く。

2 電波監理總局は、電波監理委員會の事務を處理する。

3 電波監理總局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員會の指揮監督を受け、電波監理總局の事務を掌理する。

4 電波監理長官は、電波監理委員會の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

5 電波監理委員會は、その所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、その権限に屬する事項の一部を電波監理總局に行わせることができる。

(内部組織)

第二十一條 電波監理總局に、官房及び左の三部を置く。

施設經濟部

施設監督部

電波部

(官房の事務)

第二十二條 官房においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

四 無線局の免許に關する意見をとりまとめること。

五 分課に關すること。

六 聽聞に關すること。

七 監察を行うこと。

八 周知宣伝に關すること。

九 調査及び統計に關すること。

十 職員、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

十一 職員、厚生及び保健並びに宿舎に關すること。

十二 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第二十三條 法規經濟部において、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律に關する條約及び法令に關すること。

二 國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

三 無線局の開設の根本的基準に關すること。

四 無線局の免許に關すること。但し、社会的、経済的な事項に限る。

五 無線局の運用に關すること。但し、社会的、経済的な事項に限る。

六 無線従事者國家試験に關すること。

七 無線従事者の免許に關すること。

八 日本放送協會等電波監理委員會の所掌事務に係る公益法人その他の団体に關すること。

九 日本放送協會が放送信用機器の修理業務を行うことができる場所の指定に關すること。

十 電波監理委員會の所掌事務に係る法務に關すること。

十一 社会的、経済的な見地からする電波及び放送の規律に關すること。

(施設監督部の事務)

第二十四條 施設監督部において、電波監理總局の事務のうち、

左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線設備の技術基準に関する
こと。但し、電波部の所掌に属
するものを除く。

二 無線局の免許に関する事
但し、法規経済部の所掌に属す
るものを除く。

三 無線局の運用に関する事
但し、法規経済部の所掌に属す
るものを除く。

四 国際周波数登録委員会との連
絡に関する事。

五 無線局の検査に関する事。
六 技術的見地からする電波及び
放送の規律に関する事。但し、
電波部の所掌に属するものを
除く。

(電波部の事務)

第二十五條 電波部においては、電
波監視総局の事務のうち、左に掲
げる事務をつかさどる。

一 電波の利用に関する技術の研
究及び調査をし、又はこれを部
外の研究機関に委託すること。

二 無線局に対し指定すべき周波
数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電
波を放射し、及び標準時を通報
すること。

四 無線設備の機器の技術基準を
定め、並びに無線設備の機器の
型式検定をすること。

五 電波の伝わる状況を予報し、
及び電波の伝わり方の異常に関
して警報を発すること。

六 電波の監視に関する事。

七 無線局の電波の放射の臨時の
停止に関する事。

八 国際無線通信諮問委員会及び
国際電波監視機関との連絡に関
すること。

九 無線設備の機器の校正をする
こと。

十 電波監視委員会の所掌事務を
遂行するのに必要な施設であつ
て無線設備に関するものの設置
及び管理に関する事。

と。
十二 電波観測所に関する事。
(地方機関)
第二十六條 電波監視総局の地方機
関として、地方電波監視局を置く。
2 地方電波監視局の名称、位置及
び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波監視局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県
信越電波監視局	長野市	長野県 新潟県
東海電波監視局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 石川県 福井県 富山県
北陸電波監視局	金沢市	大坂府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県 岡山県
近畿電波監視局	大阪市	広島県 鳥取県 島根県
中国電波監視局	広島市	山口県 徳島県 香川県 高知県 愛媛県 長崎県 福岡県 大分県
四国電波監視局	松山市	熊本県 宮崎県 鹿児島県 佐賀県 福岡県 鹿児島県 青森県
九州電波監視局	熊本市	宮崎県 鹿児島県 青森県
東北電波監視局	仙台市	宮崎県 鹿児島県 青森県
北海道電波監視局	札幌市	山形県 秋田県 北海道

3 地方電波監視局は、電波監視総
局の事務の一部を分掌するものと
し、その範囲は、政令で定める。

4 第二十五條第六号及び第七号に
掲げる事務については、第二項の
管轄区域にかかわらず、電波監視
委員会規則で別段の定をすること
ができる。

5 地方電波監視局の内部組織は、
電波監視委員会規則で定める。

6 電波監視委員会は、地方電波監
理局の事務の一部を分掌させるた
め必要があるときは、電波監視局

種 類	目 的
電波技術審 議会	電波監視委員会の諮 問に依りて電波の技 術に関する事項につ いて調査審議するこ と。
電波観測所	電波監視委員会の所 掌事務を行うに必要 な電波の伝わり方に の観測及び研究を行 うこと。
職員訓練所	電波監視委員会の職 員の訓練を行うこと。

2 電波技術審議会の組織、所掌事
務及び委員その他の職員について
は、政令で定める。

3 電波観測所及び職員訓練所の名
称、位置及び内部組織は、電波監
理委員会規則で定める。

(職員)
第二十八條 電波監視委員会に置か
れる職員の任免、昇任、懲戒その
他人事管理に関する事項について
は国家公務員法の定めるところに
よる。

(定員)
第二十九條 電波監視委員会に置か
れる職員の定員は、別に法律で定
める。

(罰則)
第三十條 第八條若しくは第十五條
の規定に違反した者は、一年以下の懲
役又は五万円以下の罰金に処する。

附 則
1 この法律は、電波法施行の日か
ら施行する。

2 第六條第一項の規定による電波
監視委員会の委員長及び委員の任
命のために必要な行為は、前項の
規定にかかわらず、この法律施行
前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初に任命され
る委員の任期は、第九條第一項の
規定にかかわらず、内閣総理大臣
の定めるところにより、それぞれ
一年、二年、三年、四年、五年及
び六年とする。

4 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十七條中「外国為替管理委員
会」を「電波監視委員会」に改
める。

第十八條中「外国為替管理委員会」を「電波監視委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)」に改める。

「外国為替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)」を「電波監視委員会設置法(昭和二十五年法律第二百二十九号)」に改める。

5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「外国為替管理委員会」を「電波監視委員会」に改め、同表の電気通信省の項中「電波庁」を削る。

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 電波監視委員会の委員長及び委員

別表中「統計委員会委員長」を「電波監視委員会委員長」に、「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長」に改める。

7 この法律施行の際、現に電波庁の職員である者は、電波監理委員会の職員に同一の勤務条件をもつて任ぜられたものとみなす。但し、別に辞令を発せられたときは、この限りでない。

8 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六條第五項中「地方電波管理局の出張所」を「電波監視局、地方電波監理局の出張所、電波観測所」に改める。

9 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定の適用については、電波監理委員会の職員は、電氣通信省の職員とみなす。

10 電氣通信省設置法第四十七條の規定の適用については、電波監理委員会の職員及びその家族は、電氣通信省の職員及びその家族とみなす。

電波監理委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 ただいま一插議題となりました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案に関し、電氣通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず三法案制定の理由について御説明いたします。現在、電波行政に関する法律といしましては、大正四年の制定にかゝる無線電信法が施行されておるのでありますが、御承知の通り、

科学技術、なかならず無線技術の分野は、晩近きわめて顯著な進歩を遂げたのでありまして、これに伴つて国家、社会の各方面におきます電波利用の状況も、ほとんど昔日に比し一変するに至りました結果、大正初期の法律をもつてしては、もはや今日の電波行政を規律することは不可能と相なつたのであります。加うるに、現行法におきましては、無線電信及び無線電話は政府がこれを管掌することを原則とし、特定の場合例外的に民間における施設が認められるという趣旨をとつておるのであります。新憲法のもとにおきましては、本来国民のものである電波は、政府たる民間とを問はず、公共の福祉を増進するために、これを最も能率的に利用するものために公平にその門戸を開放すべきものであり、特に放送の分野におきましては、この精神よりいたしまして、現在の社団法人日本放送協会の独占を排し、一般民間放送のために電波利用の道を開くべきであるとの輿論が高まつて参りました。さらに現行無線電信法は、一面において電波監理行政の規定であるとともに、他面また国家に公衆電氣通信事業経営に関する規定をも包含しており、行政組織といつたとしても、事業官庁たる電氣通信省が同時に電波監理官庁と相なつておるのでありますが、法体系を合理化し、行政の公正を期する上からは、法規的にも行政組織上にも、監理行政と事業行政を截然分離することが適當であると申さねばなりません。その他、昨年わが国が加入いたしました国際電氣通信條約に基く国内法制の整備、新憲法の要請による従前

の命令委任事項の整理等諸般の必要を生じ、これらは、現行法令の部分的改正によつては、とうていその目的を達することができませんので、政府はここに現行無線電信法を廃止し、あらためて電波行政今日の実情に適應する新法律を制定する意図のもとに、この三法案を提出したものであります。次に、法案の内容につき主要な点を申し上げます。

電波法案は九章百十六箇條及び附則よりなる法律案でありまして、その内容は、放送をも含めた無線局の免許、無線設備、無線従事者、無線局の運用、監督、聴聞及び訴訟、罰則等、電波行政を事務、技術の両面から規律する電波の基本法ともいふべきものであります。具体的内容に關しましては、現行の取扱いに著しい変更を加えようとするものではありません。ただ特に注目すべき点は、この法律案におきまして、新たに十七箇條にわたる聴聞に關する規定を設けておることでありまして、すなわち電波監理委員会規則を制定しようとするとき、電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき等の場合、電波監理委員会におきましては、審理官をして利害関係者、参考人等の出頭を求めて、裁判手続に類似した聴聞手続を行はしめ、その調書及び意見書に基いて事案の決定を行う旨の規定並びにこの聴聞手続と訴訟手続との關係に關する規定を置いておるのであります。

次に放送法案は四章五十八箇條及び附則よりなつておりまして、その内容は、放送に關する總則的規定、日本放送協會に關する規定、協會以外の一般

放送事業者に關する規定及び罰則規定であります。

御承知のごとく、わが国の放送事業は、大正十三年通信大臣の認可のもとに設立された社団法人東京放送局によつて開始され、引続き名古屋及び大阪にも放送局が設立されたのであります。大正十五年に至つて、これら三放送局が統合されて現在の社団法人日本放送協會が設立されて以降は、まづたゞその独占経営のもとに今日に至つておるのであります。しかるに、今回放送法案の規定により、この社団法人日本放送協會は解散いたし、新たに特殊法人たる日本放送協會が設立されるのであります。電波法案の規定によれば、提案理由御説明の際に申し述べました電波解放の原則に従ひまして、この日本放送協會のほかに、一般人もまた一定の條件を具備し、電波監理委員會の免許を受けるにおいては、民間企業として放送事業を經營し得ることと相なるのであります。このことは、わが国放送事業史における画期的変革と申しても過言でないと思つております。

しかして、日本放送協會の放送事業と、一般民間の放送事業とを、放送法案の規定により比較検討いたします。前者は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的としたし、場合によつては政府の命令を受けて国際放送をも行う任務を持つております。關係上、中波受信機を設置した者から受信料を徴収する権利を有するほか、放送債券の発行、所得税及び法人税の免除、土地收用法の適用等各種の特典を付與されておりますが、その反

面、電波監理委員會による一般的監督のほか、會計につき會計検査院の検査を受け、さらに收支予算、事業計画、資金計画、放送設備の譲渡等につき、政府機關を経て國會の承認もしくは同意を得ることを必要とし、業務報告書並びに貸借対照表その他の計算書類を政府を経由して國會へ提出する等嚴重なる國家監督に服する義務を負つております。また協會が徴収する受信料は國會がこれを定めますほか、協會は他人の營業に關する廣告の放送を行うことを禁ぜられておるのであります。

これに反し、一般民間放送事業におきましては、その經費は主として廣告放送による収入によつてまかなわれる建前になつておるのであります。協會に與えられてゐるような特権もほとんどないかわりに、協會が受けてゐるような監督も制約もなく、免許條件の範圍内で最も自由潤達にその事業を經營し得ることになつておるのであります。

しかしながら、ここに留意すべきは、元來放送事業は、新聞とともに、あるいはそれ以上に近代における強力なる宣傳の具でありまして、その社会民心に與える政治、文化、經濟上の影響は、よきにせよ、あしきにせよ、すこぶる強力なるものがあるものであります。加うるにこの事業は、協會放送たると民間放送たるとを問はず、ひとしく元來國民全体のものである電波の利用によつて成り立つものである。電波はその本来の性質よりいたしまして、地域的にはきわめて限られた致しか使用し得ないものであります。關係上、これが使用の免許を受けることは、それ自体國家よりする大きな特権の付與であります。従つて、協會放送と民間

放送との間には前申し述べたような差別は存しするものの、双方ともひとしく高度の公共性を要求される事業でありまして、これが経営は、いずれの場合も公共の福祉に適合するようになされなければならない。この精神を明らかにするため、放送法案は、その第一條に、放送が国民に最大限に普及されること、放送の不偏不党、真実及び自律を保障すること、放送が健全なる民主主義の発達に資するようにすることの三大原則を掲げて、この法案の目的を明らかにしておるのであります。

しかしながら、他方放送は、それが強力な宣伝の具であるがゆえに、一層表現の自由を確保されなければなりません。かつてわが国において、軍閥、官僚が放送をその手中に握つて国民に対する虚妄なる宣伝の手段に使つたやう方は、將來断じてこれを再演せしむべきではありません。放送法案におきましては、このいわゆる放送の自由を保障するために、第三條に、放送番組は法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、または規律されることがない旨を規定しております。

この法律によつて設立されるべき日本放送協会の目的、業務、組織等は、放送法案に、第七條から第五十條にわたる詳細に規定されておりますが、そのうち協会の組織、構成を要約して申し上げますれば、協会の経営方針を決定し、業務の運営を指導統制する権限と責任とは、八名の委員と協会展長をもつて構成される経営委員会の握るところであります。経営委員会委員は、文化、科学、産業その他の分野が公平

に代表されるような考慮のもとに、有識経験者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することになつております。しかして、協会の業務の執行は、経営委員会の任命する会長と経営委員会の同意を得て会長の任命する副会長及び理事がこれに当り、ほかに経営委員会の任命する監事があつて業務の監査に任ずるのであります。なお現在の社団法人日本放送協会は、新しい日本放送協会成立と同時に解散し、その一切の権利義務は新協会において承継することに附則において規定されております。

以上、放送法案の概要につき御説明申したのでありますが、最後に電波監理委員会設置法案は、電波監理行政機関として新たに設置されるべき電波監理委員会の組織、権限を定める三十箇條及び附則よりなる法律案であります。すなわち、総理府の外局として電波監理委員会を設け、これに現在電氣通信省の所管となつてゐる電波及び放送に関する監督行政を移管、所掌せしめんとするものであります。この行政が特に公平性、不偏不党性及び政策の恒久性を強く要望せられてゐることにかんがみ、行政機関の形態として委員会制をとることとし、その構成員たる委員長及び六名の委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命し、かつ委員は毎年一名づつ交代することとなつております。電波監理委員会には、事務局として電波監理長官を長とする電波監理総局、並びに前に申し述べました聴聞を行うための

審理官五名以内を置くのであります。以上をもちまして三法案の内容の概略に關する御説明を終つたのでありますが、申すまでもなく、これら三法案は、わが国の電波行政及び放送事業の將來を左右する重大案件でありますので、電氣通信委員会におきましては、昨年十二月二十二日及び二十三日法案の付託を受けまして以来、十数回にわたる會議を開きました。ほか、電波監理委員会設置法案につき内閣委員会と、放送法案につき文部委員会と連合審査を行い、さらに放送法案について二日間、他の二法案について一日間の公聴會を開催、三十一名に上る公聴人から意見を徴し、その他本件に關する請願、陳情、意見書、新聞論調等各方面の意見はことごとくこれを考慮の中に取入れ、あらゆる角度から慎重審議を重ねたのであります。従つて、委員会における政府との間の質疑応答もきわめて精細かつ多岐にわたつておりまして、一々御紹介申し上げることは、とうてい時間の許すところではないと存じます。これらに關しましてはすべて會議録によつて御承知願うこととし、ここでは單に、委員会において根本的な問題として最も論議の焦点となつたものは、わが国放送事業經營形態を協会放送、民間放送の二本柱とするこの可否、民間放送の助長育成の方途、協会に對する國家監督の方法及び受信料法定の適否、電波監理委員会と内閣との關係の問題等であつたことを申し添えるにとどめたいと存じます。

さて委員会は、本月四日に至り、ようやく三法案に對する質疑を終了いたしましたのであります。この約三箇月にわたります審議の結果、委員多数の意見といたしまして、電波法案及び放送法案に關し若干の点において政府提出の原案に修正を加えることが必要であるとの結論に達し、昨七日の委員會席上、電波法案については自由党、日本社会党、民主党、國民協同党及び農民協同党の、また放送法案については自由党、民主党、國民協同党及び農民協同党の各党所屬委員の共同提案として、兩法案に對する修正案が提出され、自由党の高塩三郎君がこれが趣旨の説明に當られたのであります。以下、右修正案の内容に關し概略を御説明申し上げたいと存じます。

まず放送法案に對する修正案は、本則二十二箇條、附則五項にわたる修正でありましたが、そのうち主として立法技術の理由によるものを除き、重要な修正点のみについて申し上げます。

第四條第一項は訂正放送に關する規定でありまして、原案によれば、放送事業者が真実でない事項の放送をした場合、その事項に關する本人または直接關係人から請求があれば、事業者は請求を受けた日から二日以内に訂正取消しの放送をするか、または本人等に弁明の放送をさせなければならぬことになつてゐるのであります。この規定は実行上種々の障害を惹起するおそれがありますので、修正案におきましては、訂正の請求は権利の侵害を受けた場合に限り、請求の期間を放送のあつた日から二週間以内とする、請求を受けた事業者は遅滞なくその放送の真偽につき調査すること、調査の結果真実でないことが判明したときは、その日から二日以内に訂正取消しの放送をすること、本人等の弁明放送は認めないことの五點にわたる修正を加えたのであります。

第九條は日本放送協会の業務に關する規定でありまして、修正案は、第一項第四号の協会の研究活動の範圍を拡張して放送番組に關するものを加え、第二項第四、五、六の各号と第五項に關し協会の業務範圍を明確にいたしました。

第十六條第一項につきましては、放送と教育との密接なる關係にかんがみ、経営委員会委員選任の基礎分野に、文化、科学、産業と並んで教育を加えることとしたのであります。

第三十二條第二項は、協会が徴収する受信料は月額三十五円とする旨の規定でありましたが、この金額は現行のものをもつて踏襲したにすぎませんので、原案に盛り込まれてゐる受信料法定の趣旨を貫くため、修正案におきましてはこの規定を削除し、新たに第三十七條に一項を追加して、受信料の月額、国会が同條の規定により協会の收支予算を承認することによつてこれを定める旨を規定するとともに、附則に一項を設け、国会が受信料の額を定めるまでは、その月額を三十五円とする旨の経過規定を置くことにいたしましたのであります。

第四十四條は協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第三項はいわゆるラジオ・コードに相當する規定であります。諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事實を曲げない、とするこ

と、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの四原則をもつて規律することが最も適当であるとして、原案に對し所要の修正を施したものであります。なおこれとともに、前申し述べました通り、放送事業は民間放送といえども高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に對して要求されるこのラジオ・コードは、民間放送に對してもまた要求されるべきものであるとの見解に立つて、修正案は第五十二條の次に一條を設け、前述の四原則を一般放送事業者に準用することにいたしました。

第五十條に關する修正は、協会解散の場合、残余財産は國に歸屬することとしたしまして、第四十八條の規定による免稅の根拠を設けたものであります。

次に電波法案に對する修正案は、本則十六箇條、附則六項にわたつておりますが、その多くは立法技術上の理由に基く修正でありますので御説明を省略し、重要なもののみについて申し上げます。

第四十五條第三項は無線従事者國家試験の免除に關する規定であります。が、修正案は免除の條件の緩和をはかるとともに、場合によつては試験の全部を免除することができるといたしました。第五十條第一項、船舶無線電信局の通信長の資格條件についても、実情にかんがみ若干緩和する修正を行つたのであります。

第七十一條は、電波監理委員會が公益上の必要により無線局の周波数または空中線電力の指定を変更する場合の

規定であります。が、原案によりますれば、この変更は、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、かつ無線設備の変更を要しないか、軽微な変更にとどまる場合に限りており、規定の運用上支障を生ずることが予想されますので、修正案は所要の修正を加えるとともに、変更によつて生じた損失は國が補償することとし、これに關する規定を追加いたしました。

第七十六條は無線局の運用の停止、制限及び免許の取消しに關する規定であります。が、原案においては、これらの処分をなす場合を電波法またはこれに基く命令、処分違反したときに限つております。のを、放送法關係の違反の場合をも含めることに修正いたしました。

その他第二百十二條、第二百十三條の刑罰規定の一部の修正によりまして刑罰の軽減をはかり、附則に一項を加へまして、電波法施行後三年間、特定の近海区域においては、第二級無線通信士が主任として國際通信に従事し得る旨の経過規定を設くる等の修正を行いました。また、附則第一項の施行期日を、公布の日から起算して三十日を経過した日と改めたのであります。この施行期日の修正は、法案審議の状況及び公布後の実施準備期間を考慮したものであります。が、放送法及び電波監理委員會設置法の施行期日はいずれも電波法施行期日と一致するようになつております。ことを念のため申し上げておきます。

以上、兩法案に對する修正案の御説明を終つたのであります。が、委員會は同じく七日討論を行い、まず民主黨を代表して川崎秀二君は、電波放送兩法

案に對する修正案及び修正部分を除く原案並びに電波監理委員會設置法案に對し賛成の意見を、共產黨を代表して江崎一治君は反對の意見を、國民協同黨を代表して今井耕君及び自由黨を代表して中村純一君はいずれも賛成の意見を述べられたのであります。次いで日本社會黨を代表して受田新吉君は、電波法案に對する修正案、同じく修正部分を除く原案並びに電波監理委員會設置法案に對し賛成の意見を、放送法案に對する修正案及び原案に對して反對の意見を述べられ、引續き委員會は採決に入り、電波法案に對する修正案、同じく修正部分を除く原案、放送法案に對する修正案、同じく修正部分を除く原案、電波監理委員會設置法案を除く原案、電波監理委員會設置法案の順序をもつて賛否を諮りましたところ、いずれも大多數をもつてこれを可決いたしました次第であります。

これをもちて御報告を終わります。
(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕
○受田新吉君 私は、ただいま議題となつておりますところの放送法案につきまして、日本社會黨を代表いたしまして反對の討論を試みんとするものであります。

さて、われ／＼日本が今日文化國家、平和國家として雄々しく立ち上りつつある段階におきまして、その最も重要な言論機關であり、かつ最も大切な文化事業でありますところの放送事業なるものが、ここに従来の日本放送協会のとき形態でなく、公共企業体の形式を有する公共性を存分に發揮

し得る機關として新たにスタートするという放送法の出発は、まことに待望久しかつたのであります。今回上程されておりますところの放送法案の内容を見ますと、その第一條に、放送が國民に最大限に普及されて、その効用をたらすことを保障し、放送の不偏不黨、真実及び自律を保障することによつて放送による表現の自由を確保し、放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて放送が健全な民主主義の發達に資するようにする、しかも放送を公共の福祉に適合するように規律してその自由保障をなし、その健全な發達をはかることが目的であるという規定がされておるのであります。まことに同感に存するのであります。しかるに、この大切な第一條の規定が、そのほかの條項にいかん盛られておるかというところを見ると、ここに私は、ただいまより申し述べようとする反對理由をあげざるを得ないのであります。

第一に、協會の中に経営委員會なるものがあげられるのであります。この委員の選任方法たるや、広く公共の福祉に關して公正な判断と各方面の廣い知識と經驗を有する者の中から、兩議院の同意を得て内閣總理大臣がこれを任命するという規定であります。この規定は、ゆだんをする、その時の政府與黨の力によつて、ある特定の片寄つた委員が選出されるおそれがあるのであります。先ほどの第一條の目的にありましますところの不偏不黨なる保障が、ここにそこなわれるおそれを見

出さざるを得ないのであります。さらに第三十二條に参りますと、日本放送協會と受信者との間における受信契約に基く受信料を法文化しておるのであります。この点において、さらにその受信料の切りかえをするときには國會の承認を要するようなことになつておまして、いやしくも米、麦のごとき主食、あるいはそのほか電気、ガスのごとき生活必需品すらも國の規定による法文化をしない立場にあるときに、受信料のごときものが國會の力によつて決定されるということとは、ゆだんをする、非常に國會の權威をそこなうおそれを感じるのであります。

さらに三十七條へ参りますと、そこには実に多元多岐にわたるところの監督機關が並列しておるのであります。第一に、協會より提出されたところの收支予算、事業計画、資金計画その他のものは一応これが電波監理委員會に提出され、さらにこれが内閣へまわされ、最後に國會においてこの承認を求めることになつております。次に四十一條へ参りますと、そこには、協會の會計は會計検査院が検査する、という規定があるのであります。このように、協會そのものが、内部に経営委員會が存在し、さらに電波監理委員會、國會、政府及び會計検査院という五つの立場からの多元的監督を受けるという点において、真に民主的に、真に円滑な運営がなされるかどうかを疑わざるを得ないのであります。

私は、ここに日本放送協會が、せつかくコーポレーションとして雄々しく立ち上る段階において、國家權力が強く及びまして、せつかくの民主的な發達を阻害し、眞の文化事業、眞の言論機關の發達をはばむごとき結果の招來

をおそれやまないものでありまして、これらの点に關しまして種々検討を加え、せつかくの法案であるから、でき得べくんばこの修正を試みて、よつてもつて文化国家推進の重要な文化事業たらしめようと大いにこれ努めたのであります。わけてこの放送事業によりまして、特にその公共性なるものは、日本の津々浦々に至るまで、あまねく普及されるという規定が掲げてありまして、この点におきましては、眞の公共の福祉のために放送事業の効果がいかんに偉大であるかを物語るものであります。山間僻地とか、島とか、およびその文化に縁の遠い地域に——ただ一つの言論機關であり、文化事業である放送が、それらの僻遠の地に住む人々に眞に文化の潤いを与えるものであることを思うときに、公共性を持つ放送事業のきわめて重大なる使命を思わざるを得ないのであります。私は、これらの点に關して、新しく出発するところのコーポレーションの放送協会が、日本の津々浦々に至るまで、眞の文化再現の、文化推進の主体となることを強く強く念願して参りまして、この修正のために、以下申し上げるがごとき努力を傾倒いたしましたのであります。

第一は、経営委員会の中に少くとも文化、教育、産業及びそのほかの各方面の代表者が広く列挙されて、少くともあらゆる階層を代表するところの、すなわち地域代表のみでなく、職域代表を含めて、眞に民主的に、眞に広く深く経営がなされることを念願して、その修正に努めて参つたのであります。

さらに電波監理委員会が、新しくで

きるところの電波監理委員会設置法によりまして、ここに出発をするにかかわらず、その電波監理委員会の機能があまりにも一部の技術的な立場にのみ追いやられて、眞に強い権能を持つことができず、せつかく国会の承認を得て任命される委員であるにかかわらず、その委員に與えられた権限がきわめて薄くして、ただ協会より出されたところの收支予算、事業計画、資金計画のごときものを、意見を付し、検討を加えて、国会にまわすときや方がなされておるのであります。少くとも電波監理委員会は、いやくも国会の承認を得て任命された民主的な機關である以上、それに対してある程度の幅広い権能を與え、国会や内閣が一タツチすることなく、ある程度のもので電波監理委員会において、これにとどめをさすとき、電波監理委員会の認可制度が必要であると思つたのであります。しかるがゆえに、三十七條の修正については、特に電波監理委員会に一役員つてもらうごとき努力いたしました。

さて、国会もまたその報告を受けるにとどまるごとき努力を続けたのであります。これに對しまして、遂に同意を得るに至らなかつたことは、きわめて遺憾であります。

さらにいま一つ受信料の問題であります。三十五圓という受信料を法律をもつて規定することがいかに危険であるかは、現在の段階において最も深刻であります。われ／＼は、国会において、ここに三十五圓という算定基礎をどうして出すかという——油断をしておるといふと、国会の権威を失墜するごとき事態が起らざるを得ないと

思ふのであります。ところが修正案においては、わずかにこの三十五圓なる受信料の規定が本文より脱落して附則の末尾に掲げられたのであります。しかも明らかに三十五圓なる受信料の月額が明文化しておるのであります。

以上申し述べましたごとく、せつかく努力を傾倒いたしましたこの修正案について、遂にわれ／＼が念願することき線を出すことができず、ここに遺憾ながら修正案に對しても原案に對しても反対の表明をなさざるを得なかつたのであります。

私は、この機会に、日本放送協会が公共企業体として出発するとともに、新たに民間放送事業者が堂々たる充足をすることに對しても深く敬意を表しておつたのであります。わけて日本社会党の立場からは、放送の民主化、放送の自由性、これらを尊重するにとともに、一方において、協会として新充足するこの放送協会が強く／＼その公共性を伸ばすとともに、他の方面においては、いたづらに商業放送にのみ汲々とするごときなく、常に公共性を尊重しつゝ民間放送協会が発達することを念願しておつたのであります。しかるがゆえに、民間放送協会が、全国に、あ

たかも自由競争の立場をそのまま文字通り実現するごときごときなく、眞に選ばれた優秀なる民間会社が出発いたしました。そしてこの公共企業体である日本放送協会の公共性、よつてもつて民間放送協会その広告放送、商業放送の長所を互いに相寄り相助け、言論機關として、文化事業として、はな／＼しき実を結んでくれるこ

とを念願しておつたのであります。しからに、遂にわれ／＼の念願通りならず、ここに本法案に反対の意思表示を表明するに至つた衷情は、皆様十分おわかりいただけると思ふのであります。

最後に私は、日本放送協会が今後いかに進むべきかという点について、おそれ／＼が今念願しておりますごとき修正点について……

○副議長(岩本信行君) 受田君、申合せの時間が過ぎておりますから簡潔に願います。

○受田新吉君(続) 修正点につきましては、おそろく近き将来においてこの法案が改正せられるであろうことを希望いたしました。さらに日本放送事業の将来に眞の自由と眞の放送の不偏不党の立場が確保されることを念願いたしました。わ／＼の努力をさらに今後の修正へ集中することをお誓ひいたしました。討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 橋本登美三郎君。

○橋本登美三郎君 ただいま議題と相なりました電波関係三法案に對し、私は自由党を代表いたしました賛成の意見を表明せんとするものであります。

右三法案は、本国会におきます重要な法案の一つであり、同時に文化法といひましたも画期的なる性質を持つておるものであります。その影響するところはまことに重大であります。御承知のごとく、電波科学の発達には眞に注目すべきものがあるのであります。今次の第二次世界大戦に現わ

れました電波兵器が近代戦争の機軸を一変せしめたと申し上げても過言ではないのであります。しかるに、わが国における電波に関する法律はきわめて時代遅れであり、三十数年前の大正四年に制定せられた無線電信法のみという、まことに原始的立法の域を出ないものであります。本日、この近代的文化法ともいふべき三法案が国会に提出せられる運びになりましたことは、敗戦日本が新憲法において、文化国家を広く全世界に宣言いたしました新日本の立国の精神より見ましても、まことに意義深きものと見なして、ざるを得ないのであります。

以上のごとき重大なる意義を持つ文化法案であります。ゆえに、われ／＼は、これが審議にあたりましては慎重に慎重なる論議を重ねたのであります。第一に、この法案は純然たる国民のものであり、国民のための法律でなければならぬといふことであります。大正四年に立法せられた無線電信法なるものが、時の政府の行政措置を容易ならしめるための一種の取締法であつたのに對しまして、このたびの電波法案なり放送法案は、その中に流れる精神は、まことに国民のための電波を有効にかつ自由に公正に利用せんとするところの法案であります。この法案が、今後の電波文化に對して新しき分野を切り開くと同時に、世界に通ずるところの日本の進歩性を確立するといふことは、あえて言をまたないところでありま。しかし、委員会における討論におきましても、共産党の諸君は、この文化法に對しましてまでも、これは吉田内閣、自由党の反動的宣伝機關である、こゝういふような言葉

を弄しておりますが、こういうような言論が、相かわらざる共産党の虚言であり、同時に、こうした言葉によつて国民をだまさんとする党利党略であることは、言をまたないのであります。

おきまして、この法案において、公共企業体と民営との二本建を決定いたしましたことは、今後のこの種の社会事業、文化事業に關して一つの目標を與えるものと信じて、われ／＼は法案の成立に心から賛意を表せざるを得ないのであります。

(拍手)

先ほど委員長からも報告があら

この放送法案において、第四十四條にありますが、ラジオ・コードが、公安を害しないこと、あるいは政治的に公正であるべきこと、こういうことを掲げておられますけれども、もちろんソ連及びソ連衛星国のような国におきましては、かくのごとき政治的公正は必要はないかもしれませんが、少くとも民主主義を標榜し、人民のための国家である以上は、政治上における自由、社会上における倫理というものは当然規定せらるべきところの規定でありまして、いわゆるソ連及びソ連の衛星国の国々の主張するがごとき一方的な宣伝機關をもつては、われわれ民主主義の国においては政治的公平とは言われないのであります。特にこの放送法案が、現在の社団法人である日本放送協会の新たに再編いたしました、法的に根拠を與え、公共企業体として、いわゆる国民放送局として誕生するということは、先ほど来申し上げましたごとく、まことに重要な意義を持つと同時に、国民の多年の要望でありましたいわゆる民間放送局の実現を見ることができまことは、国民文化の向上発展に資するところ大なるものがありと信じて、心から喜びにたえない次第であります。

たが、この法案につきましては、共産党を除く各派、ことに民主党、社会党、国民協同党あるいは農民協同党その他の党派が非常に努力をせられて、よりよき文化立法のために御協力願つたことについては、われ／＼その委員の一人として心から感謝感激にたえないのであります。先ほど来受田社会党代表の演説にもあらましたが、問題になりましたのは、公共企業体となつたところの日本放送協会が、国家機關の直接的な一部となつて、その自主性あるいは独立性を失うことになりはせぬか、こういうような心配によるところの議論であります。この点につきましては、先ほどの御議論にもあらましたように、国会が同意を與えたところの日本放送協会の経営委員会、その監督機關である電波監理委員会の委員は、この国民の選んだ国会によつて承認を與えられて任命するのでありますから、まさに公人的性格を持つてゐるのであります。しかるに、なおこの上において事業計画、予算收支書などにつきまして内閣を経て国会の承認を必要とすることは、二重、三重の監督を受ける結果となつて、文化事業の本質が破壊せられるのではないかとというのが御非難の一点であります。この社会党の反対の理由については、われ／＼一応同様の意を表せざるを得ないのであります

するが、本質の問題といたしまして、社会党の委員であるところの受田委員が、こういう問題については党派を越えての御協力に對しては、われ／＼は心から感謝をしてゐるのであります。

が、これにつきましては、たとい暫定的な規定でありましても、事業予算の審議を行わずしてこれを法文に取入れることについては、まことに不穩当であるとの見解には同感でありますけれども、今日においては、これが修正に先ほどの御議論のように最善の努力を拂つたのであります。遺憾ながらその実現を見ることができなかつた。しかし、この料金をいたしまして、これは暫定的であり、経過的决定であります。

○副議長(岩本信行君) 江崎一治君。(江崎一治君登壇) ○江崎一治君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの電波法案、放送法案、電波監理委員会設置法案並びに電波、放送両修正案に對しまして反対の意見を述べんとするものであります。

第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十七條にありますが国会の承認という規定と、第四十一條の会計検査院の検査の規定に對しまして反対であります。この意味の反対意見は、私は社会党本来の立場と主張から考へてみまして、はなはだ矛盾があらはせぬかと反問したのであります。元来社会党は、その社会主義政策によりまして、かつての議會におきましても炭鉱國管を主張いたし、その実現に狂奔いたしましたことは、過去の行動に於いて明らかなのであります。しかも今回、新しき日本放送協会が、民間的存在からして、國営化あるいは社会化されることのある公共企業体に移行せられるのであります。従来主義主張から考へるならば、当然全面的に賛成しなければならぬと考えざるを得ないのであります。この国会の承認ということに對しまして、政府の答弁にありますが、これは單なる従来の議事の規定によることと性質を異にしまして、一括して承認あるいは不承認という、こういうような簡易な國會の公共企業体に対する責任と監督の一様式というものをきめたものであります。いわゆる嚴重な意味における二重、三重の監督権の発動ではないのであります。

○副議長(岩本信行君) 橋本君に申し上げます。時間が参りましたから簡潔に願います。

政府は、長期間にわたつて、電波の民間解放とか放送の民主化という看板で、電波関係三法案を国民の前に盛んに宣伝して來たのであります。その真相は、以下詳細に述べますように、政府官僚の驚くべき巧妙な立法詐術によりまして、民主的裝飾の陰に隠れて、電波行政全般にわたつて國營的独占資本の集中的支配機構を確立しようとしておるのであります。電波法案に基く電波行政は、国家行政組織法によつて設置される電波監理委員会によつて運営されるのであります。この民主的合議体の形を持つ委員会行政に詐術の根源があるのであります。民主主義の偽裝のもとに、國營的独占資本の決定的支配がこの委員会の中に確立されるのであります。しかも電波監理委員会は、行政機關であるとともに準立法機關としての権限をあわせ持つておりますので、電波行政におけるその集約的独裁権力はまことに恐るべきものがあるものであります。公務員の身分を保障し、その利益を守るべき人事院は、国家公務員のために何の役に立つたのか。結局人事院は、政府と同じ穴のたぬきであつたではないか。その他統計委員会、証券取引委員会や外資委

時間もありませんので、最後の結論といたしまして、今後の日本放送協会あるいは電波行政に關しましては、政府が常に時運の進展について考慮せられて、この三法案を通じての問題である文化の水準を決定するところの重要な問題でありますから、その研究及び応用については政府は格段の努力を拂ひ、もつて国民生活の向上と文化の発展に最善を盡されんことを要望して、私は三法案に對し賛成の意見を表明し、すみやかにこれが実施を切望して賛成討論を終るものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 江崎一治君。(江崎一治君登壇) ○江崎一治君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの電波法案、放送法案、電波監理委員会設置法案並びに電波、放送両修正案に對しまして反対の意見を述べんとするものであります。

政府は、長期間にわたつて、電波の民間解放とか放送の民主化という看板で、電波関係三法案を国民の前に盛んに宣伝して來たのであります。その真相は、以下詳細に述べますように、政府官僚の驚くべき巧妙な立法詐術によりまして、民主的裝飾の陰に隠れて、電波行政全般にわたつて國營的独占資本の集中的支配機構を確立しようとしておるのであります。電波法案に基く電波行政は、国家行政組織法によつて設置される電波監理委員会によつて運営されるのであります。この民主的合議体の形を持つ委員会行政に詐術の根源があるのであります。民主主義の偽裝のもとに、國營的独占資本の決定的支配がこの委員会の中に確立されるのであります。しかも電波監理委員会は、行政機關であるとともに準立法機關としての権限をあわせ持つておりますので、電波行政におけるその集約的独裁権力はまことに恐るべきものがあるものであります。公務員の身分を保障し、その利益を守るべき人事院は、国家公務員のために何の役に立つたのか。結局人事院は、政府と同じ穴のたぬきであつたではないか。その他統計委員会、証券取引委員会や外資委

員会のごとき日本の行政委員会は、今日まで、だれのために何をして来たのか。ここまで考えて参りますと、まづたいく思ひ半ばに逼るものがあるのであります。

一方において民間放送を許すと言
い、他方において、社団法人日本放送
協会を解体して、より民主的な新しい
日本放送協会をつくるという。これを
政府は電波の民間への解放だと称して
おるのでありますが、さて実情はどう
か。放送法案を見ると、放送協会に對
して、第一番に聴取料の徴收の法制
化、第二番に放送債券の発行の権限、

たうすのどはなにかと懸念たうすの
であります。

かくのごとく、日本放送協会は圧倒的好條件に恵まれておるため、これと競争の立場にある民間放送の経営は、採算をまつたく度外視してやれる、きわめて特殊なものの以外は、一切手が出せないことになるのであります。放送の民主化どころか、その反対に、一定の意図を持った支配階級の専有物となることは火を見るよりも明かであります。かくのごとき民間放送に対しては、共産党は反対するものであります。

電波法案の條文と現行法令の條文とを比較對照して見ますと、よくなつたのは、いかめしい文語体がやさしい口語体になつただけで、その階級的性格は露骨に明確化したのであります。

日本はまだ連合国と講和会議を開いていないので、国際会議に出席する権限はないはずですが、政府は、最高司令部の好意によるものだと称して、数回にわたつて国際会議に出席しておるのであります。電波関係においては周波数割当に関する国際会議に出席して、むしろ身分不相応と思われるほど広範囲の割当を得たのであります。

日本潜水艦に指令を送っていた、きわめて周波数の低い特殊通信装置がありますが、日本はすでに、軍艦はもちろんのこと、濠洲航路に就航する商船隊もないのに、最近この設備の補修に大わらわであるとお聞いておりますが、一体これは何のために使用するのか、またたく身の毛がよだつ感じがするのであります。

たものでありまして、その間における立案者の苦心は、十分にこれを認むるものでござります。

電波法案並びに電波監理委員会設置法案は、委員会並びに公聴会の論議を十分に織り込みまして、各党の修正案が通つたわけでありますから、もはや議論の余地は少いようであります。

ただ問題は、電波法は決して電波の統制法ではなくして、電波の保護法であらう。

最後には、一つ重要なことが、これから電波関係三法案が法制化されようとしてまいと、吉田内閣は、奴隷根性ことをしにして、すでにやりたいことはどろどろ実行しておるのであります。今回の三法案の提出は、彼らの行為を合法化し、かつ民主的飾りをつけた

り、かつ空間の電波の交差整理法ともいふべき性格を強調しなければならぬ。いと私は考えておるのであります。運用にあたつてはこの面を強く生かして行くことが必要ではなからうかと考えております。

てはきわめて僅少の周波数と通信時間が割当られるにすぎず、漁業無線の船舶局のごときは、一回の交信時間がたかだか十数分にすぎず、最近日本近海の捕漁に対して無線通信が思ひように行かないということが、まつたく致命的な要素と化しつつあるのであります。日本のために割当てられた周波数

が、あたかも臣民のために大いに働いたという印象を與えるための、いわゆる点稼ぎのゼスチユアであります。従いまして、日本共産党は、かかる意図のもとに仕組まれた電波関係三法案並びに電波、放送兩修正案に絶対に反対するものであります。(拍手)

○副議長 岩本信行君 川崎寿二君

ありまして、この点は明確にいたして
おかなければならぬのでありますが、
電波監理委員会はあくまでも政治的
には中立であり、一党一派に偏すること
なく公安を確保するというところにそ
の独自の性格があると私は思うのであ
ります。従いまして、電波監理委員会

がかかる実情にあることは、日本民族として真に憂うべき状態に立ち至つたと言わなければなりません。愛知県に依佐美送信所という無線局があります……

○副議長(岩本信行君) 江崎君に申し上げます。申合せの時間が参りましたから簡単に願います、

○江崎一治君(総) ここには、戦争中、旧日本海軍が、全太平洋水域に、

○川崎秀二君登壇
私は、電波関係三法案の修正案に對しまして、大局の見地から賛成するものであります。

今回国会に上程になりました三法案は、いずれも終戦直後以來、電波と放送がいかにすれば最も民主的にかつ公共の福祉に適合するかという角度から、政府当局と關係方面において四年越しにわたるところの折衝が重ねられて來

かいたわける行政委員会組織を採用した
しましたことは、この法案における大
きな意義を見出すものであります。
これについて、政府の一部におきま
しては、責任内閣制の建前におきま
ずでも委員長と大臣は兼任すべきであ
るというような強い意思が興党の内部
にも反映いたしまして、一時そのよう
な修正案を出すやに伺つたのでありま
すが、私は、これは責任内閣制という
建前よりも、一層政治的中立である

いうことのウェットがこの法案においては強調されなければならないという点、さらに、はなはだ失礼ではありまするが、現内閣の性格からいいたしまして、これは正面から反対をいいたしなればならぬという点で、強く委員会の内外を通じて反対をいたしておりますところ、幸いにいたしまして、賢明なる自由党の電通委員の諸君の御努力によりまして賛意をされましたことは、まことにけつこうな次第と考えるのでございます。

放送法案の方は、これは現在のNHK、すなわち日本放送協会を、公共放送の企業体として新しく発足せしめること、さらにはわが国において待望久しかりし民間放送の実現を含むものでありますから、三法案のうち実質的な中核をなしております、世上多大の関心を集めたもの、けだし当然であると思ふのであります。

放送二十五年度の歴史を持つ日本放送協会は、わが国放送界の発展に大きな足跡をとどめてはおりますが、一方これが長年にわたる独占事業のため、特にその温床に甘んじて、ときに萎靡沈滞し、またときには政治権力に左右されまして、その功罪はまさに相半ばするものと評しても過言ではないと思ふのでございます。戦時中の軍閥官僚によるところの支配の問題につきましては、先ほど辻委員長が明快に指摘された通りでありまするが、戦争中において、ある通信省の監督官僚のごとき、自分のうちのカナリヤがしばらく鳴かなかつたということで、放送協会の放送を通じてカナリヤを鳴かせまして、そうしてこれを連続放送させるといふようなことをやりましたことも、

決して笑ひごてではない。われわれはこれを強く銘記して、官僚の統制というものを避けなければならぬ重要な点だろふと思ふのでございます。

今この法案が、ラジオの全国普及とその公共性維持のため、特殊法人としての日本放送協会を設立いたしましたので、現在の唯一の放送企業体であるNHKを全面的に吸収し、しかも放送という特殊な事業の性格によりまして、公社、公団の線を避けましてパブリック・コーポレーションとしたことは、大いなる意義を見出すものであります。かかる公共的な性格を帯びて発足する以上は、全国普及の義務と、公共のために責任以外には、何もものもこれに干渉することはできない、何もものもこれに制約を加えることはできない、真に国民のために放送さるべきところの公共放送の性格をこの際特に強調しなければならぬと思ふのであります。しかしして、現在の野放しの放送を規制するのあまり再び官僚統制を招くがごときは、まづた本法の趣旨でないことを、この際特に強調いたしたいと思ふのでございます。

元来、新聞、通信はすべて自由であります。従いまして、放送もまた自由の建前からいたしますならば、アメリカの放送のごとく、民間放送のみの対立を招来することが最も理想的な行き方と私は思ふのでございます。しかしながら、日本の地理的な条件、あるいは経済的な現状、あるいは文化水準というものを考えますと、かのイギリスにおきましても、放送協会は、唯一の公共企業体であるBBC、すなわち英国放送協会がただ一つ存在した

しておる点も大きく参考にあたさなければならぬと思ひます。それでありまして、放送自由の原則というものと、公共性の重視ということとをあわせ行うことに着目をしたものと私は考え、この点、双手を上げて賛成をいたす次第でございませう。

放送協会の予算の問題についてはいろいろなきさつがございまして、三十七條の條文の解釈について、委員会を通じて非常な論議がございました。しかしながら、最後の、この予算と、一般政府関係機関の予算のごとく款項目節を整備して予算委員会の審議を経るといふようなものではなしに、国会に承認を求めるところの事実と解釈して、放送協会に對し活発なる機動性を發揮するように認めましたことは、この国会の審議における一大收穫であつたと考えるのであります。

次に民間放送の誕生については、われらは深くその前途を期待するものであります。一部の人からは、本放送法は日本放送協会の保護法であつて、民間放送を保護する規定がないことはけしからぬといふような御意見もあつたやうでありまするが、私は、むしろ民間放送は自由にこれを伸長させ、のびのびと発達させなければならぬといふ観点からこの法律はつくられておると考えるのであります。従いまして、この新しく発足するところの商業放送が、公共放送には見られない清新なジャーナル・センス、斬新な企画をもつて新たな分野を開くことができまうならば、ラジオの文化は一段の飛躍を見らるものと期待をいたしております。

マルコニーが無線を実用に供してからわずかに五十年、二十世紀の人類の生活に革命的な変遷を授けてゐるものは実に電波の発展であります。特に放送は、世界に起伏する各般の現象を瞬時にとらえて各国民にこれを浸透させ、宣伝の上におきましても、周知の上におきましても、平和社会における先鋭なる武器としてはその比類を見ないと思ふべきであります。私は、この放送法案によつて、公共放送たるNHKが全國民から真に公器としての信頼を勝ち得るやう正しく堅実に発展するやう期待するとともに、民間放送がはつらつとして新たな放送分野を開拓し、われわれ國民が電波から享受するところの幸福がより広く、より深くなることを衷心から希望いたします。本案に賛成するものであります。

（拍手）

○副議長（岩本信行君） これにて討論は終局いたしました。

まず日程第十及び第十一の両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。（拍手）

次に日程第十二につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

第十三 学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十四 図書館法案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（岩本信行君） 日程第十三、学校教育法の一部を改正する法律案、日程第十四、図書館法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事高木章君。

学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法の一部を改正する法律案
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中「夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する。）」に改め、同條第二項を次のように改める。
高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。
第四十六條但書を次のように改める。

但し、定時制の課程を置く場合は、その修業年限は、四年以上とする。
第五十條に次の二項を加える。
高等学校には、前項の外、養護教諭、助教諭、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
技術職員は、技術に従事する。
第五十一條中「第二十八條第二項から第四項まで、第六項及び第七項

並びに第三十四條を第二十八條第三項から第七項まで及び第三十四條に改める。

第五十八條第二項中「前項の外、」の下に「講師、技術職員その他を」を加え、同條に次の一項を加える。

講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 大学は、大学に学長、教授、助教又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は學術上特に功績のあつた者に對し、当該大学の定めるところにより、名譽教授の称号を授與することができる。

第七十條中「及び第四十五條」を「第四十五條及び第五十條第三項」に改める。

第八十三條第一項中「教育」の下に「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く。」を加え、同條第二項中「各種学校」の下に「その他第一條に掲げるもの以外の教育施設」を加える。

第八十四條第一項を次のように改める。

都道府県監督庁は、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができ、但し、その期間は、一箇月を下ることができない。

都道府県監督庁は、前項の関係者が、同項の規定による勧告に従

わず引き続き各種学校の教育を行っているとき、又は同項の規定による勧告に従つて各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き各種学校の教育を行つてるときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができ、

第八十四條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條に次の一項を加える。

都道府県知事は、第二項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議會の意見を聞かなければならない。

第八十九條中「閉鎖命令」の下に「又は第八十四條第二項の規定による命令」を加える。

第九十四條中「学位令」を「国立総水産講習所」に改め、同條に次の一項を加える。

合大学等の名譽教授に関する勅令習所の名譽教授に関する勅令船学校の名譽教授に関する勅令に改める。

第九十六條を次のように改める。

第九十六條 削除

第九十八條の次に次の一條を加える。

第九十八條の二 第六十八條の二の規定により名譽教授の称号を授與する場合においては、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部大臣の指定す

るこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。以下本條において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができ、

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者に對し、第六十八條の二の規定に準じて名譽教授の称号を授與することができる。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

学校教育法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月三十一日
衆議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 佐藤 尚武
（小字及び一は衆議院修正）

学校教育法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「夜間において授業を行う課程及び特別の時期及び時間において授業を行う課程、」を「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、」に改める。

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

図書館法案
図書館法

第一章 総則（第一條―第九條）
第二章 公立図書館（第十條―第二十三條）
第三章 私立図書館（第二十四條―第二十九條）

附則
第一章 総則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七十号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を圖り、もつて國民の教育と文化の発展に寄與することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「図書館」とは、圖書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公

共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人が設置するもの（学校に附屬する図書館又は図書室を除く。）をいう。
2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、民法第三十四條の法人の設置する図書館を私立図書館と

（図書館奉仕）
第三條 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して圖書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に應ずるようすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議會に附屬する図書室及び学校に附屬する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

八二〇

六 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四條 図書館に置かれる専門的職員は司書及び司書補とする。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助け

(司書及び司書補の資格)

第五條 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で第六條の規定による司書の講習を修了したものである。

二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したものである。

三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六條の規定による司書の講習を修了したものである。

2 左の各号の一に該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校を卒業した者で第六條の規定による司書補の講習を修了したものである。

(司書及び司書補の講習)

第六條 司書及び司書補の講習は、教育部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委託を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県

教育委員会に対し、都道府県教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会及び私立図書館に対し、その求めに応じて、図書館の設置及び運営に關して、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

(協力の依頼)

第八條 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市町村の教育委員会に対し、総合目録の複製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九條 政府は、都道府県

の図書館に対し、官報その他一般公衆に対する、報の用に供せられる印刷発行物の刊行物を二部提供することとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに對して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十條 公立図書館の設置に關する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

(報告)

第十一條 市町村は、図書館を設置し、廃止し、又はその設置者を変更したときは、その旨を都道府県教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に關し必要な事項は、都道府県教育委員会の規則で定める。

第十二條 都道府県教育委員会は、文部大臣の求めに応じ、これに對して、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に關し、報告を提出しなければならない。

(職員)

第十三條 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

3 国から第二十條の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長とな

る者は、司書となる資格を有する者でなければならない。但し、当該図書館の館長となる者のうち、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市(以下「五大市」という。)の設置する図書館の館長となる者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長となる者は、更にそれぞれ三年以上又は一年以上図書館の館長又は司書(国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員でこれらの職員に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者でなければならない。

(図書館協議会)

第十四條 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に關し館長の諮問に應ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に對して意見を述べることが出来る。

第十五條 図書館協議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に設置された学校が推薦した当該学校の代表者

二 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体(社会教育法第十條に規定する社会教育関係団体をいう。)が選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者

三 社会教育委員

四 公民館運営審議会の委員

五 学識経験のある者

第十六條 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 第十條第二項の規定は、前項の條例について、準用する。

3 社会教育法第十五條第三項及び第四項並びに第十九條の規定は、図書館協議会の委員について、準用する。

(入館料等)

第十七條 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に對するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八條 文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に對して示すものとする。

(国庫補助を受けるための公共図書館の基準)

第十九條 国から第二十條の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。

(公立図書館に對する補助その他の援助)

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に對し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行う

ことができる。

第二十一條 文部大臣は、前條の規定による補助金を交付する場合においては、当該補助金を受ける地方公共団体の設置する図書館が、第十九條に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合にのみ、当該補助金の交付をしなければならない。

第二十二條 第二十條の規定による補助金の交付は、図書館を設置する地方公共団体の各年度における図書館に備えつくる図書資料に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條 国は、第二十條の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該當するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の條件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

(届出)

第二十四條 図書館を設置しようとする法人又は設置する法人は、図書館を設置し、又は廃止し、若しくは設置者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府

府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

(都道府県の教育委員会との關係)

第二十五條 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

(国及び地方公共団体との關係)

第二十六條 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに應じて、必要な物資の確保につき、援助を與えることができる。

(入館料等)

第二十八條 私立図書館は、入館料その他図書資料の利用に対する対価を徴収することができる。

第二十九條 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第七條の規定は、前項の施設について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 図書館令(昭和八年勅令第百七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第百七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止

する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三條第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相當する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相當する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項

の規定により司書補となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

8 国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第二條第一項、第三條及び第十五條の學校には、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の従前の規定による學校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大學には旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等學校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧專門

學校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸學校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大學、大學予科、高等學校高等科、專門學校及び教員養成諸學校並びに文部省令で定めるこれらの學校に準ずる學校を、第五條第二項の高等學校には、旧中等學校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等學校令又は旧青年學校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等學校、高等學校尋常科及び青年學校本科並びに文部省令で定めるこれらの學校に準ずる學校を含むものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市(特別区を含む。以下同じ。)」町村の教育委員会」、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

13 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行さ

れるまで、「」を「当分の間、」に改める。

図書館法案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月三十一日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

図書館法案の一部を次のように修正する。

(司書及び司書補)

第四條 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補とする。

2 司書は、図書館の専門的業務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(公立図書館に対する補助その他の援助)

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行うことができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七條の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令(昭和八年勅令第七十五号)、公立図書館職員令(昭和八年勅令第七十六号)及び公立図書館司書検定試験規程(昭和十一年文部省令第十八号)は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三條第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間に、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項

の規定により司書補となる資格を有する者(大学を卒業した者を除く。)が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し学識経験のある者のうちから、館長を任命することができる。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第二條第一項、第三條及び第十五條の学校には学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の従前の規定による学校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専

門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五條第二項の高等学校には、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)の規定による中等学校、高等学校等科及び青年学校本科並びに文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつたものは、別に辞令を発せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

12 この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市(特別区を含む。以下同じ。)」町村の教育委員会、「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

13 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで、「」を「当分の間、」に改める。

図書館法案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔高木章君登壇〕

○高木章君 たいだいま議題となりました学校教育法の一部を改正する法律案及び図書館法案について、文部委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず学校教育法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、次の三点について改正しようとするものであります。すなわちその第一点は、大学の名誉教授に關する規定を新たに設けたことであります。

第二点といたしましては、高等学校の定時制課程の定義を明確單純化するにとともに、高等学校に定時制の課程を置く場合はその修業年限を四年以上と定めたこと、さらにまた高等学校及び大学に關する職員に關する規定を若干整理していることであります。第三点は各種学校に關する規定であります。

さて本案は、二月二十三日、予備審査のため本委員会に付託せられ、二月二十七日、政府の提案理由の説明を聴取した後、ただちに審議に入り、四月七日まで前後四回にわたり、各委員よりきわめて熱心なる質疑応答がござい

ましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、今野委員は共産党を代表して反対の意を表せられ、水谷委員は自由党を代表して賛成の意を表せられ、また松本委員は要項事項を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次に図書館法案について申し上げます。

社会教育法の精神に基いて、わが国図書館の健全な発達をはかるため、図書館の設置及び運営について必要な規定を設けようとするのが、本案提出の趣旨であります。

今、内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、地方財政の過重な負担を避けるため、地方公共団体に對して図書館設置の義務を課さず、地方の自主的措置にまかせる一方、一定の基準に達した公立図書館に對しては、国が補助金を交付して積極的な奨励策を講ずるようにならしてある点であります。第二にいたしましては、図書館奉仕の理念を明らかにして、社会教育機關としての図書館の活動面を強調するとともに、公立図書館の利用に對してはすべてこれを無料とした点であります。第三には、図書館の職員養成制度を確立しようとしている点であります。第四には、私立図書館に對しては、その自主的活動を尊重する意味において、法律的拘束をできるだけ避けるようにしている点であります。

以上が本案の概要でございますが、

文部委員会におきましては、去る三月四日、予備審査のため本委員会に付託されました以来、前後四回にわたり慎重に審議を重ねました結果、教育基本法の精神から申しまして、また新しい図書館に對する世論の熱心なる要望から申しまして、本案のすみやかな成立はきわめて時宜に適した処置であるとの認め、討論を行いましたところ、共産党今野委員より反対、自由党岡谷委員、社会党松本委員より、それぞれ賛成の意見が述べられました。

次いで討論を終り採決いたしましたところ、起立多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上をもつて報告を終わります。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

建築士法案（田中角榮君外六名提出）

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、田中角榮君外六名提出、建築士法案を議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 山本君の動議に御異議ありませんか。

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

建築士法案を議題といたします。委員長報告を求めます。建設委員会理事田中角榮君。

建築士法案

目次

- 第一章 総則（第一條—第三條）
- 第二章 免許（第四條—第十一條）
- 第三章 試験（第十二條—第十七條）
- 第四章 業務（第十八條—第二十二條）
- 第五章 建築士事務所（第二十三條—第二十七條）
- 第六章 建築士審議会及び試験委員（第二十八條—第三十四條）
- 第七章 罰則（第三十五條—第三十七條）

附則

第一章 総則

（目的）
第一條 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄與することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律で「建築士」とは、一級建築士及び二級建築士をいふ。

2 この法律で「一級建築士」とは、建設大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。
3 この法律で「二級建築士」とは、都道府県知事の免許を受け、二級

建築士の名称を用いて、設計、工事監理等の業務を行う者をいう。
4 この法律で「設計図書」とは、建築物の建築工事実施のために必要な図面（現寸図の類を除く。）及び仕様書を、「設計」とは、設計図書を作成することをいう。

5 この法律で「工事監理」とは、工事設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかないかを確認することをいう。
（建築士でなければできない設計又は工事監理）
第三條 建築物の用途、構造、規模等により、特に建築物としての質を確保する必要があるものについては、建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 前項の建築物の種類及び範囲については、別に法律で定める。

（建築士の免許）
第二章 免許
第四條 一級建築士にならうとする者は、建設大臣の行う一級建築士試験に合格し、建設大臣の免許を受けなければならない。

2 二級建築士にならうとする者は、都道府県知事の行う二級建築士試験に合格し、その都道府県知事の免許を受けなければならない。

3 外国の建築士免許を受けた者が、建設大臣又は都道府県知事が、それぞれ一級建築士又は二級建築士と同等以上の資格を有すると認めるものは、前二項の試験を受けなくても、一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。

（免許の登録）

第五條 一級建築士又は二級建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿又は二級建築士名簿に登録することによつて行う。

2 建設大臣又は都道府県知事は、一級建築士又は二級建築士の免許を與えたときは、それぞれ一級建築士免許証又は二級建築士免許証を交付する。

3 一級建築士又は二級建築士の免許を受けようとする者は、政令の定めるところにより、一級建築士の免許については三千円以内、二級建築士の免許については二千円以内の免許手数料を、それぞれ国庫又は都道府県に納入しなければならない。

4 一級建築士又は二級建築士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他建設省令で定める事項を、翌年一月十五日迄に、一級建築士にあつては、住所地の都道府県知事を經由して建設大臣に、二級建築士にあつては、免許を受けた都道府県知事及び住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

（名簿）

第六條 一級建築士名簿は建設省に、二級建築士名簿は都道府県に、これを備える。

第七條 左の各号の一に該当する者には、一級建築士又は二級建築士の免許を與えない。
一 未成年者
二 禁治産者又は准禁治産者

三 第十條第一項の規定によつて、免許取消の処分を受けてから二年を経過しない者
(相対的欠格事由)

第八條 左の各号の一に該当する者には、一級建築士又は二級建築士の免許を與へないことがある。
一 禁以上の刑に処せられた者
二 建築物の建築に關し罪を犯し罰金の刑に処せられた者
(免許の取消)

第九條 一級建築士又は二級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したときは、それぞれ建設大臣又は免許を與えた都道府県知事は、免許を取消しなければならぬ。第七條第二号に該当するに至つたとき、又は本人から免許取消の申請があつたときも同様とする。

(懲戒)
第十條 一級建築士又は二級建築士がその業務に關して不誠実な行爲をしたときは、又は第八條の各号の一に該当するに至つたときは、それぞれ建設大臣又は免許を與えた都道府県知事は、戒告を與え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取消することができぬ。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、あらかじめ当該一級建築士又は二級建築士について聴問を行い、なお必要があるときは、参考人の意見を聴かなければならぬ。且し、当該一級建築士又は二級建築士が正当な理由がなく聴問に應じないときは、聴問を行わないで当該処分をすることができぬ。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、それぞれ中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会の同意を得なければならぬ。

(省令及び都道府県規則への委任)
第十一條 この章に規定するものの外、一級建築士又は二級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消、免許証の交付、再交付及び返納並びに住所の届出に關して必要な手続は、それぞれ建設省令又は都道府県規則で定める。

第三章 試験
(試験の内容)
第十二條 一級建築士試験及び二級建築士試験は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行ふ。(試験の施行)
第十三條 一級建築士試験又は二級建築士試験は、毎年少くとも一回、それぞれ建設大臣又は都道府県知事が行ふ。

(一級建築士試験の受験資格)
第十四條 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)(又は旧大学令(大正七号勅令第三八十八号)による大学)において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者
二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者
三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
四 建築に關して七年以上の実務の経験を有する者

以上の実務の経験を有する者
二 学校教育法による短期大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して四年以上の実務の経験を有する者
三 二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者
四 建設大臣が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
(二級建築士試験の受験資格)
第十五條 二級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、正規の建築に關する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者
三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
四 建築に關して七年以上の実務の経験を有する者

(受験手数料)
第十六條 一級建築士試験又は二級建築士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ受験手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならぬ。

(省令及び都道府県規則への委任)
第十七條 この章に規定するものの外、一級建築士試験の課目、受験手続その他一級建築士試験に關して必要な事項及び二級建築士試験の基準は、建設省令で定める。
2 この章に規定するものの外、二級建築士試験の科目、受験手続その他二級建築士試験に關して必要な事項は、都道府県規則で定める。

第四章 業務
(業務執行)
第十八條 建築士は、その業務の誠実に、建築物の質の向上に努めなければならない。
2 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は條例の定める建築物に關する基準に適合するようにしなければならない。
3 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおり実施されていなく認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

(設計の変更)
第十九條 一級建築士又は二級建築士は、他の一級建築士又は二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士又は二級建築士の承諾を求めなければならない。但し、承諾を求めない事由があるときは、又は承諾が得られなかつたときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができぬ。

(業務に必要な表示行為)
第二十條 一級建築士又は二級建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士又は二級建築士たる表示をして記名及び印をしなければならぬ。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。
2 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

(その他の業務)
第二十一條 建築士は、設計及び工事監理を行う外、建築工事契約に關する事務、建築工事の指導監督、建築物に關する調査又は鑑定及び建築に關する法令又は條例に基く手続の代理等の業務を行うことができる。

(名称の使用禁止)
第二十二條 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 建築士事務所
(建築士事務所の届出)
第二十三條 一級建築士又は二級建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て設計又は工事監理を行うこと

級建築士又は二級建築士の承諾を求めなければならない。但し、承諾を求めない事由があるときは、又は承諾が得られなかつたときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができぬ。

を業として行うときは、事務所（以下「建築士事務所」という。）を定めて、その所在地の都道府県知事に、それぞれ一級建築士事務所又は二級建築士事務所の開設の届出をしなければならない。法人又は個人が、一級建築士又は二級建築士を使用して、設計又は工事監理を行うことを業として行うときは、同様とする。

2 前項に掲げる者が、建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届出をしなければならない。

（建築士事務所の管理）
第二十四條 一級建築士事務所は、専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士が管理しなければならない。

（業務の報酬）
第二十五條 建設大臣は、中央建築士審議会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

（建築士事務所の監督）
第二十六條 都道府県知事は、建築士事務所が左の各号の一に該当する場合においては、一年以内の期間を定めてその建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。
一 第二十四條の要件を欠くに至つたとき
二 建築士事務所の管理者が第八條の各号の一に該当するに至つたとき
三 建築士事務所が属する一級建築士又は二級建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第八條の各号の一に該当するに至つたとき

2 第十條第二項及び第三項の規定は、都道府県知事が前項の処分（第一号に該当する場合を除く。）をする場合に、これを準用する。（省令への委任）
第二十七條 この章に規定するものの外、建築士事務所の開設、移転、休止及び廃止の届出に関して必要な手続は、建設省令で定める。

第六章 建築士審議会及び試験委員
（建築士審議会）
第二十八條 建設大臣又は都道府県知事の行う処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行はせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に依り、建築士に関する重要事項を調査審議させるために、建設省に中央建築士審議会を、都道府県に都道府県建築士審議会を置く。

2 中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会は、建築士に関する事項について、関係各庁に建議することができる。

（建築士審議会の組織）
第二十九條 中央建築士審議会は、委員十五人以上をもつて、都道府県建築士審議会は、委員十人以上をもつて、組織する。

2 委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては、建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては、都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

3 前項の委員を選挙に当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、委員の半数を超えてはならない。

（委員の任期）
第三十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることのできる。（会長）
第三十一條 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。

（試験委員）
第三十二條 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらせるため、それぞれ建設省に一級建築士試験委員を、都道府県に二級建築士試験委員を置く。

2 一級建築士試験委員は、建設大臣が、二級建築士試験委員は、都道府県知事が、それぞれ建築士のうちから命じ、又は委嘱する。

3 前項の試験委員を選挙に当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、試験委員の半数を超えてはならない。

（不正行為の禁止）
第三十三條 一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて、公正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

（政令への委任）
第三十四條 この章に規定するものの外、中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員に関する必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則
第三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 一級建築士又は二級建築士の免許を受けずに、その業務を行つたとき
二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士又は二級建築士の免許を受けたとき
三 第三十條第一項の規定による業務停止命令に違反したとき
四 第二十四條の規定に違反したとき
五 建築士事務所の開設者として、都道府県知事の命令に違反したとき

る者は、これを三万円以下の罰金に処する。
一 第三十三條の規定に違反したとき
二 第三十三條の規定に違反し、又は不正の採点を漏らし、又は不正の採点をしたとき
第三十七條 第二十三條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則
1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。但し、第二十二條及び第五章の規定は、昭和二十六年七月一日から施行する。
2 昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、建設大臣の選考を受けて、一級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第一項の試験を受けることができる。一級建築士の免許を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して三年以上の実務の経験を有する者
二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して六年以上の実務の経験を有する者
三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者
四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
五 建築に關して十五年以上の実務の経験を有する者

昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受け

て、二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第二項の試験を受けることができ、二級建築士の免許を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して五年以上の実務の経験を有する者
三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者
四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
五 建築に關して五年以上の実務の経験を有する者

て、二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第二項の試験を受けることができ、二級建築士の免許を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して五年以上の実務の経験を有する者
三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者
四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
五 建築に關して五年以上の実務の経験を有する者

昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受け

て、二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたものは、第四條第二項の試験を受けることができ、二級建築士の免許を受けることができる。

一 旧大学令による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者
二 旧専門学校令による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して五年以上の実務の経験を有する者
三 旧中等学校令による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して十年以上の実務の経験を有する者
四 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる学校において、建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に關して前各号に掲げる年数以上の実務の経験を有する者
五 建築に關して五年以上の実務の経験を有する者

昭和二十六年三月三十一日において、左の各号の一に該当する者で、都道府県知事の選考を受け

三條の規定にかかわらず、一級建築士試験及び二級建築士試験は行われない。

中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会の委員を最初に命じ、又は委嘱する場合において、建築士の免許を受けた者がないとせば、第二十九條第二項の規定にかかわらず、関係各庁の職員及び工学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができるとする。

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十條の表中測量審議会の項の次に次の二項を加える。

一級建築士試験委員	建築士に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建築士法（昭和二十五年法律第 号）に基く権限を行うこと。
一級建築士試験に関する事務をつかさどること。	

〔田中角榮君登壇〕

は、辯者の唱導して来たところでありまして、欧米においては、つとに建築士制度を法制化しているのではありません。次に本法案の内容に關し、特徴とする点を二、三点御説明申し上げます。第一に、試験による免許登録制度であります。第二に、建築の設計は建築士に、工事の実施は建設業者にと、おのの責任の所在を明確にすることによりまして、相互に不正、過失の防止をはかることができる点であります。第三に、経過的措施におきましては、附則において、現在の有資格者に対しては、暫定的に試験を用ひず、選考によつて免許を與へる道を開いているのであります。

るに賛成の諸君の起立を求めます。
 (賛成者起立)
○閣議長(岩本信行君) 起立多数。よ
 して本案は委員長報告の通り可決いた
 しました。(拍手)
 これにて議事日程は議了いたしました。
 本日はこれにて散会いたします。
 午後五時六分散会

出席國務大臣
 大藏大臣 池田 勇人君
 逓南産業大臣 林 譲治君
 厚生大臣 小澤 重喜君
 郵政大臣 小澤 重喜君
 電気通信大臣 益谷 秀次君
 建設大臣 益谷 秀次君
 出席政府委員
 外務政務次官 川村 松助君
 文部政務次官 平島 良一君

〔即就省略した報告〕

去る一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一般職の職員に給與に関する法律
去る三日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十五年年度一般会計予算
昭和二十五年年度特別会計予算
昭和二十五年年度政府関係機関予算
昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第一号)

吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る三月三十一日議長において承認した間接信義を去る三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。その旨参議院に通知した。

保険業法等の一部を改正する法律
倉庫業法の一部を改正する法律
去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

厚生事務官 久下 勝次君
厚生事務官 星野毅子郎君
農林政務官 坂本 實君
通商産業事務官 永山 時雄君
資源庁次長 田口 良明君
通商産業事務官 武内 征平君
運輸政務次官 原 健三郎君
電波監理長官 網島 毅君
電氣通信事務官 野村 義男君

石田 博英君
福田 政吉君
松井 久春君
二、去る一日議長において、次の通り
常任委員の補充を指名した。
内閣委員
根本龍太郎君
大石 武一君
人事委員
地方行政委員
水田三喜男君
山口六郎次君
藤枝 泉介君
池田 峯雄君

理事	中川俊思君(理事中川俊	外務委員	沼村英吉君
		大蔵委員	岡田次郎君
		文部委員	梨木作次郎君
		厚生委員	谷口善太郎君
		大和田義榮君	丹羽彪吉君
		佐藤親弘君	福田昌子君
		伊藤憲一君	渡部義通君
		逓送産業委員	尾関義一君
		運輸委員	今泉英雄君
		郵政委員	中川俊思君
		労働委員	
		議院運営委員	
		多武良哲三君	飯塚定輔君
		福田喜東君	麻生太賀吉君
		淺沼稻次郎君	竹村奈良一君
		去る三日厚生委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	
理事	大石武一君(理事大石武		
	一君去る一日委員辭任につきその補欠		

理事 岡 良一君(理事岡良一君去る一日委員辞任につきその補欠)

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大石 武一君 玉置 信一君
地方行政委員 永田 節君

外務委員 岡 良一君
大蔵委員 梨木 作次郎君

厚生委員 大和田 義榮君
丹羽 彪吉君 佐藤 親弘君

農林委員 丹羽 彪吉君 高田 富之君

水産委員 井上 知治君 森下 孝君

郵政委員 今泉 貞雄君
労働委員 中川 俊思君

経済安定委員 米原 好雄君
予算委員 南 好雄君

議院運営委員 岡西 明貞君 倉石 忠雄君

佐々木 秀世君 多武良 哲三君
山本 喜太郎君 福永 健司君

石野 久男君 竹村 宗良一君
山本 猛夫君 竹村 宗良一君

一、去る三日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 丹羽 彪吉君 井上 知治君

地方行政委員 森下 孝君
外務委員 福田 昌子君

大蔵委員 竹村 宗良一君
厚生委員 中川 俊思君

農林委員 今泉 貞雄君 岡 良一君

水産委員 大石 武一君 米原 好雄君

郵政委員 玉置 信一君 永田 節君

労働委員 佐藤 親弘君 大和田 義榮君

議院運営委員 経済安定委員 高田 富之君

吉武 惠市君 渡邊 良夫君
松野 頼三君 本間 俊一君
南 好雄君 高橋 英吉君
黒田 壽男君 梨木 作次郎君

一、去る四日電気通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中村 純一君(理事中村純一君去る三月三十日委員辞任につきその補欠)

地方行政委員

大蔵委員 田中 豊君
厚生委員 西村 直巳君

通商産業委員 伊藤 憲一君
一、去る四日議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 西村 直巳君
大蔵委員 田中 豊君

厚生委員 伊藤 憲一君
通商産業委員 渡部 義通君

一、去る五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会 理事 仲内 憲治君(理事仲内憲治君去る三月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 福田 昌子君(理事福田昌子君去る一日委員辞任につきその補欠)

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 石田 博英君 橋本 龍伍君

運輸委員 岡村 利右衛門君 渡邊 良夫君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 岡村 利右衛門君 渡邊 良夫君

運輸委員 石田 博英君 橋本 龍伍君

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 西村 直巳君
外務委員 岡村 利右衛門君

大蔵委員 渡邊 良夫君
運輸委員 田中 豊君

石田 博英君 橋本 龍伍君
予算委員 岡田 春夫君

井手 光治君

議院運営委員 藤生 太吉君 高橋 英吉君
本間 俊一君 吉武 惠市君
渡邊 良夫君 松野 頼三君
田中 豊君 黒田 壽男君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

外務委員 田中 豊君
大蔵委員 西村 直巳君

厚生委員 橋本 龍伍君
運輸委員 岡村 利右衛門君

予算委員 岡田 春夫君
黒田 壽男君 南 好雄君

議院運営委員 中川 俊思君 福永 健司君

山本 喜太郎君 井手 光治君
山本 猛夫君 三宅 正一君

井上 知治君 石野 久男君
一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山口 喜久一郎君 藤井 平治君

山本 喜太郎君 山口 喜久一郎君
大蔵委員 田中 啓一君

中野 武雄君 宮原 幸三郎君
前田 榮之助君 多武良 哲三君

農林委員 佐々木 秀世君
水産委員 長谷川 四郎君

通商産業委員 多武良 哲三君
中野 武雄君 井上 信賢男君

電気通信委員 池田 正之輔君 福田 繁芳君

山口 喜久一郎君 井上 信賢男君
山口 喜久一郎君 福田 繁芳君

建設委員 宮原 幸三郎君 上林 與市郎君

中野 武雄君 中崎 敏君
議院運営委員 井手 光治君

一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 山口 喜久一郎君 山口 喜久一郎君

人事委員 今村 長太郎君

大蔵委員 藤井 平治君 井上 信賢男君
多武良 哲三君 宮原 幸三郎君
中崎 敏君 中野 武雄君
農林委員 上林 與市郎君

水産委員 福田 繁芳君
通商産業委員 中野 武雄君

池田 正之輔君

多武良 哲三君 田中 啓一君
山口 喜久一郎君 長谷川 四郎君

山口 喜久一郎君 佐々木 秀世君
建設委員 宮崎 靖君 井手 光治君

予算委員 前田 榮之助君 井手 光治君

議院運営委員 岡西 明貞君 石田 博英君

一、去る三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考察特別委員 井手 光治君 福井 勇君

福田 昌子君 内海 安吉君
大西 正男君 大森 玉木君

一、去る三日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

考察特別委員 永田 節君 内海 安吉君

松本 善壽君 井手 光治君
小野 孝君 稲葉 修君

一、去る四日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

災害地対策特別委員会 理事 篠森 順造君(理事小平忠

一、去る三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考察特別委員 黒澤 富次郎君
考察特別委員 松本 善壽君

一、去る三日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

考察特別委員 菅家 喜六君
考察特別委員 木村 公平君

一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考察特別委員 佐々木 盛雄君 永田 節君

丹羽 彪吉君

考察特別委員 佐々木 盛雄君
丹羽 彪吉君
一、去る六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考察特別委員 佐々木 盛雄君
考察特別委員 永田 節君

丹羽 彪吉君

一、去る六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考察特別委員 菅家 喜六君 橋本 登美三郎君
黒澤 富次郎君

一、去る六日特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

考察特別委員会 理事 菅家 喜六君(理事菅家喜六君去る四日委員辞任につきその補欠)

一、去る一日議員から提出した議案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律案(星島二郎君外四名提出)

一、去る一日議員から次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律案(星島二郎君外四名提出)

一、去る一日予備審査のため本院から送付された次の議案を受領した。

精神衛生法案

一、去る一日委員会に付託された議案は次の通りである。

精神衛生法案(中山壽彦君外十四名提出、参法第三号(予))

一、去る一日予備審査のため本院議員提出案を参議院に送付した。

一般職の職員の給与に関する法律案(星島二郎君外四名提出)

一、去る一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律案

一、去る一日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律案

一、去る三日委員長から提出した議案

〔別紙〕

衆議院議員菊田アサノ君提出国立相模原病院の強迫退院に関する質問に対する答弁書

国立相模原病院では、御質問にあるような強迫退院に関する問題は、単なる風説でありまして、本風説の起りました原因は、同病院で最近入院料の徴収できない、無料入院患者を調査したところ、約九〇名の入院料未支拂者は、強迫退院されるものと推測した結果によるものと思われま

す。なお、この機会に同病院の実情を申し上げますと、同病院は、各病院より転送して来る四肢損傷等障害程度の高い者を多く収容している関係上、患者が常に輻輳しており、その内には病状がすでに治癒又は固定して医療の必要がなくなつた者もおりますので、その人達に退院を勧告するにもかかわらず、退院に伴ひ直面する住宅の拂底、就職の困難、職業能力の欠損等のため生活不安を予想して退院をせよ、とよしてゐる者が少くありません。これ等の者につき、同病院としては各患者の居住地（定着地）都道府県又は市町村に対し、就職斡旋、住宅供與、生活保護法による保護施設への收容等患者個々の退院不能の事由に応じ受入態勢を整へ退院のできるよう交渉につとめていますが、何分にも各都道府県にわたつてのこととして、その交渉連絡が容易でなく、退院の処置が円滑に行われられない関係上病院本来の事務に支障を来たしている実状であります。

右答弁する。

少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問主意書

家庭裁判所が、少年法第二十五條第二項第三号の措置をとる場合（いわゆる試験観察）、補導委託先は、非行少年の所収の日を逐つて惡質化するに伴ひ、補導を自ら体極めて困難な事情にあるが、他面その経営も極めて困難な状態に放置されている。

補導委託先が事実上団体である場合、たとへば神奈川県小田原市所在、住居園（除岡和文氏経営）の如きは、司法少年保護団体が廃止されてから、社会事業団体としても認められず、事実上団体でありながら、団体としての法的根拠がないため、家庭裁判所は、個人委託の手續をとらざるを得ない。

従つてこの種の団体は、共同募金の配分、ララ物資の配給等の支援も受けることができない。よつてこの種事実上の団体は、社会事業法の精神解釈あるいは法規改正等の方法により、これを早急に社会事業団体と認め、その経営を助長すべきものと思ふが、政府のこれに対する対策如何、質問する。

昭和二十五年三月二十八日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議員床次徳二君提出少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員床次徳二君提出少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問に対する答弁書

少年法第二十五條第二項第三号による補導委託の措置は、本来家庭裁判所が同法第二十四條第一項に基づく保護処分を決定するために必要があるため、事案の調査徹底を図るため相当の期間少年調査官（旧少年保護司）の觀察に付する、いわゆる試験観察の措置にあわせて行ふ暫定的な補導委託であつて、旧少年法に規定された終局的保護処分たる少年保護団体に終する委託処分とはその趣を異にするものであるが、新少年法及び少年院法の施行後、法務府所管の少年観護所の施設が順調に充實しないため、家庭裁判所は少年法第十七條による観護の措置を十分に活用することができず、やむを得ず応急暫定的な措置として同法第二十五條第二項第三号により各地において利用可能な施設、団体又は個人を右の補導委託先に充て来つたのであつて、その存立の法的根拠薄弱な状態にある質問の団体を利用することは適切であるかどうかについては十分に検討の余地が存するけれども、この点については法務府において、極力少年観護所の拡充に努力してゐるので、漸次問題は解決せられつつあるのであるが、今後とも一層その整備充実に努力する存念である。右答弁する。

郵便事務の能率化に関する質問主意書

郵便事務の能率化と国民大衆の便益増進のために、次の質問をする。

一 郵便貯金は、創設以来すでに七十余年の久しきにわたつてゐるにもかかわらず、今なお郵便貯金の通帳の記載方は、預入郵便高欄と掛出記入欄のみあつて差引残高欄がない。これに差引残高欄を設けたならば、郵便貯金の国民的性格にかんがみ、事務の能率化と国民大衆の受ける便益はすこぶる大きいと思ふ。政府の見解如何。

二 先般來郵便の宛名記載方について、單に受取人の住所のみならず、その住所を所管する配達局名の記載を要請してゐるのは、集配事務の内部的技術的知識を一般国民大衆に転嫁せんとするもので、ひとり通信従業員専門的知識及び熟練した技師の保持者たるの訪りを傷つけるのみならず、国民大衆に無用の煩雜さを強いてゐる疑いがあるから、急速にこれを廃止する意思はないかどうか。

昭和二十五年三月二十八日 内閣総理大臣 吉田 茂 衆議院議員床次徳二君提出郵便事務の能率化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滿尾君亮君提出郵便事務の能率化に関する質問に対する答弁書

一 郵便貯金通帳に現在高欄を設けることは、主意識の通り、一預金者側にとつては、一見して貯金の現在高を知ることで、極めて非常に便利であり、二郵便局側にとつても、貯金の拂ふ額を取り扱う場合において、そのつど現在高を算出する煩を省くことができる。三、もしばその実施方について考究されて來たのであるが、

反面、一郵便貯金は、一冊の通帳で全国總ての郵便局で預入をすることができ、従つてその原簿は、郵便局に置かないで、地方貯金局に置かれてゐること、二郵便局における郵便貯金の即時拂は、必ずしも常に通帳の貯金現在高の全部について取り扱われるのではなく、他の郵便局で取り扱つた預入金額の拂もどしには、一定の制限があること。

三 貯金利子は、地方貯金局で計算されて毎年元金に加えられるものであるため、通帳の貯金現在高は、必ずしも原簿の貯金現在高に一致しないこと。四 郵便局における預入のつど通帳に貯金現在高を記載すること、これをあらたに始めるためには、相当の手段が増加し、定員を増さなければならぬこと。

五 通帳に貯金現在高を記載することによつて、計算相違等の場合に郵便局に原簿がないため、かえつて拂もどし上の事故を誘発するおそれがあること。六、終結後においては、預金者の住所も安定せず、その利用する郵便局も一定していなかつたこと、郵便局員の素養が比較的低下してゐたこと、紙の需給が乏しがつたこと等の理由で、まだ実施の運びに至らなかつたものである。しかしながら、郵便貯金の使命は、国民の経済生活の安定のため、簡易確実な貯蓄手段を提供することにあるのであつて、これがために、国民に對するサービスの改善といふことに重点をおくべきことは、當然である。従つて終戦以來、先ず戦時中に混亂した事業の内部事務を整理すること及び郵便局従事員の素質の向上を図ることに努めてきたが、現在その成果は次第に挙がりつつあるので、今後は、事業のサービスの改善に積極的な推進を期することができると考へてゐる。

質問の主意は、預金者の住所が漸次安定し、利用郵便局も一定してきた今日においては、有意義であり、且つ、実現が可能と考えられるので、前述の難点については、これを克服するように更に一層の研究を行い、趣旨に副いたいと考へてゐる。

二

現在、市区町村の行政区画と郵便局の集配区画との一致してゐないのが、全国において、郵便局数の約七〇パーセントに達してゐる。そのため、郵便物の区分処理を複雑化し、誤区分、遅達等の原因となつてゐる。このような欠陥を是正するには、従事員の技術向上によらねばならぬことは勿論であるが、これをもちつては、お完壁を期し得られないものがある。なお完壁を期して配達局名を記載することに、より、更に一層の正確且つ迅速な処理を図るようになっている次第であつて、これを廃止しようとする考へはない。

郵便事業の円滑な運行を図るためには、その性質上からしては、利用者との積極的な協力にまかすべからぬ点が多いのであつて、配達局名記載の措置をとつたことも右のような趣旨から、一般の協力をお願いしてゐるので、内部事情を一

般利用者に転嫁しようとする意図
によつたわけではない。

なお、配達局名の記載が先行されるようにするためには、必ずつて、差出人がその住所に必ず局名を記載することによつて、お互に配達局名を知り合うようにすることが肝要と認められるので、各郵便局をして、区内居住者に対し、正しい局名記載方について、周知、且つ勸奨に努めさせている次第である。

以上の趣旨を了承せられ、配達局名の記載に積極的な協力を願つてやまな。

右答弁する。

される。かかる実情にかんがみ、右公団手持品の放出については、その時期と方法に關し、政府當局において充分考慮し、放出による業界に對する影響を最小限度に止めるよう措置すべきであると思ふが、これが對策如何。

右質問する。

昭和二十五年三月二十八日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長長幣原喜重郎殿
衆議院議員長谷川四郎君提出輸出帶
貨絹、人絹織物の国内放出措置に關
する質問に對し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

昭和二十五年三月二十八日
内閣総理大臣 吉田

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員長谷川四郎君提出輸出滞
貨絹、人絹織物の国内放出措置に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕
衆議院議員長谷川四郎君提出輸出
滞貨絹、人絹織物の国内放出措置

最低放出価格表

に關する質問に対する答弁書
纖維貿易公團保有の絹織物千余万ヤール及び人絹織物二千四百余万ヤールの処分に関しては、これを急迫に放出する場合は国内生産者を圧迫するのみならず輸出を阻害することもあるもので、次の如き方法によりこれが処分を行うことに決定し、その旨新聞発表をなした。すなわち今後における纖維貿易公團の纖維製品の放出については、最低低生産コストを勘案した最低放出価格を嚴守し、この価格以上で公團から買取を希望するものについては、入札又は隨意契約により隨時販売する方針をとることにした。

右答弁する。

農業計画の違法割当に関する第三
回質問主意書

前二回にわたる内閣の答弁書によつて、たとえば茨城県鉾田町及び同県行方郡延方村のごとく、その割当が違法であり、町村当局もその違法を認めて、これに代る方法として自主供出を要望している事態にあるとすることは、その割当が無効であり、従つて食糧緊急措置令による收用対象とならないことは明白にされたが、町村当局が取り消さないものは有効だろうとする答弁と、なお前回の質問に直接答えていない点とについて重ねて質問したい。

一 農業計画において供出数量のみを示して生産数量その他を示さなない点、計画作成に当つて生産者の

が食糧緊急措置令の收用の対象になるかどうか。さきの答弁書はこれに答えていないが、この点を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年三月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出農業計画の違法割当に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山口武秀君提出農業計画の違法割当に関する第三回質問に対する答弁書

一 食糧確保臨時措置法は、供出割当の手續を定めたものであるから、市町村長は同法の定める手

衆議院議員山口武秀君提出農

別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕
衆議院議員山口武秀君提出農業計
画の違法割当に関する第三回質問
に対する答弁書

食糧確保臨時

を、計画作成に当つて生産者の

當の手續を定めたものであるから、市町村長は同法の定める手

品名	目	單位	原価(コスト) 円銭
綿織物	二〇三	一ヤール	五二・五三
	二〇二		五六・六〇
	二〇一		四六・〇八
	二〇四		四四・七二
	二〇五		六〇・六一
	二〇二五		五四・一六
人絹織物	人平一号		三〇・九五
	縞物		四〇・九五
	塩瀬一号		四〇・九八
	羽二重		八一・六八
絹織物	二〇番手(チーズ)	一ポンド	一五六・四七
縫糸	綿糸五〇番手八〇碼	一グロス	四〇・八五四三
タオル先晒	二〇八一	一ダース	四〇・九七八
毛巾	二〇八二	一枚	八八・二四一
ベフトスブレフト	五二吋×七四吋		五九・〇〇〇
	八〇吋×一〇五吋		四四・六七〇
人絹靴下	男物一〇〇匁	一ダース	四四・一六
	女物八五匁		三八・三六〇
	子供		三一・〇一六
綿靴下	一三〇匁		二六・一六六
丸首シャツ	二三五A未晒		三七・五八〇
	二三五B晒		六四・九八〇
	四W晒		七五・二四〇
ボロシヤツ	一四〇B晒		一、三三・八〇
ランニングシヤツ	六		五六・四三八〇
首鹿の子シヤツ			八五・一五八
註	品質の低下したもの又は国内用に向かないものに対しては別途考慮する。		

食糧確保臨時措置法は、その目的を、従来行われてきた供出制度を公正且つ計画的にするものと規定している。

その主たる内容は、計画に生産者の意見を反映させることと、事前割当の点にあつた。そうすると、事前割当において生産数量その他を示すこと、計画を公表すること、割当作成に當つて生産者の意見を徴する点、當つて割当への異議申立等は、食糧法の基幹をなすことになる。

それらの違法は、食糧法の根本のすべを否定していることになるが、それでもなお政府はこれを訓示の規定違反というのか。それでもたつて、訓示の規定違反というならば、その理由を万人の納得のできるように説明されたい。

二 訓示の規定云々の問題は、他のとき明らかにするつもりであるが、「一応有効と解釈すべきであらう。」といううなあいまいな場合にも、割当が法律上の手続も要件もそなえていない場合に、その割当

をしない点、計画作成に當つて供出数量の意見を徴さない点、計画作成に當つて生産者の意見を徴さない点、計画の公表をしない点等は違法の行為であるから、市町村長は速やかにそのような農業計画の指示を取消し、改めて法律の定める手続により割当をしなければならぬ。政府としてその旨繰り返し都道府県知事に通達を発し末端を指導している。しかしながら農業計画において供出数量のみを示して生産数量その他を示さない点、計画作成に當つて生産者の意見を徴さない点等は條理上も行政行為を無効ならしめない程度の瑕疵であるから、直ちにこれを無効とすることは行政行為の性質からしてもできないことは前回に回答した通りである。

二 市町村長が瑕疵ある割当の取消を行ふまで、その割当は有効であるから食糧緊急措置令の收用の対象となる。

右答弁する。

国家公務員宿舍の家賃値上げに関する質問主意書
国家公務員の国設宿舍料は、目下政府で政令により全国平均坪当たり約百

円に改正しようとする準備中の由であるが、たとえ船舶大学職員は船員教育の特殊性から学生を全部寮におき、日常起居の間も常に接触指導を必要とし、これに附随していろいろ業務があり、又特殊な教育機関であるため職員は全国各地から集り、赴任に際しては自家を手離し、学校の地理的条件からしても職員の大分が学校内の国設宿舎に居住しなければ職務の遂行は望めないという条件にある。

いま六、三〇七円ベリスによつて生計が破局の危機に迫り込まれていて、国家公務員に對して、前記政令が施行され、坪当り約百円という一般国民相互で行われている賃貸料よりも遙かに高額な宿舎料を課せられると、その職務遂行はおろか、職員家族の生命を維持することすら困難な状態となることは明らかである。従つて国家公務員宿舎の家賃の値上げは行ふべきでないと思ふが政府の見解如何。

昭和二十五年三月二十八日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員春日正一君提出国家公務員宿舎の家賃値上げに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員春日正一君提出国家公務員宿舎の家賃値上げに関する質問に對する答弁書

一 質問主意書に「国家公務員宿舎の家賃に關しての政令とは、昭和二十四年五月三十一日公布の「国家公務員のための国設宿舎に關する法律」を実施するための政令であるが、公務員宿舎の使用料については同法第三條第三項に「有料宿舎は完全な合理的な使用料を徴収して貸與するものであり、国家公務員の報酬の一部として貸與するものではないので、使用料の基準は、主として、同一の大きさ、場所及び條件の民間宿舎に對する法定又は公定の標準家賃を考慮して

定めるものとする。」とあり、且つ、国設宿舎設置の目的が「国の事務、事業を円滑ならしめることであつて、公務員の福利厚生を目的としたものではないので、近く公布される政令においては、有料宿舎の使用料の基準は左の如く定めたいと考えている。

二 即ち都道府県ごとに、三種の区域別（大都市、その他の市、町村）に定め、その額は公営住宅（地方公共団体が一般に賃貸する住宅）の使用料の、当該宿舎設置の年以前五年間（昭和二十四年度以前に設置された既存宿舎については昭和二十四年度以前五年間）の各年ごとの平均額を加えた総額を五で除した額の二倍とする。

三 右の基準によれば、現在各省別に徴収している国設宿舎の使用料は、或る程度増額するものもあるが、これは前述の通り法律に明記してある根本精神からいつてやむを得ないものと思ふ。しかし、この計算方法に則つて、本年度新設の宿舎について使用料の基準を算定した結果は質問主意書にある如き一坪百円という高額には決してならない見込みであつて、更に寮（各世帯ごとの炊事施設を有しない宿舎）及び損耗の程度著しい宿舎については減額し、又公用部分については控除することになっている。右のような次第であるから、公務員宿舎の使用料は、質問主意書にある「坪当り約百円」という一般国民相互で行われている賃貸料よりも遙かに高額な使用料」にはならないと考へる。

右答弁する。

衆議院會議録第二十六号（その一）中
正誤
頁 段 行 誤
三六 二四 第二項中 第二項中「第二号乃至第四号」を「第三号乃至第五号」に改め、

〇〇 一二 但書
〇〇 二三 但書
〇〇 二四 但書
〇〇 二五 但書
〇〇 二六 但書
〇〇 二七 但書
〇〇 二八 但書
〇〇 二九 但書
〇〇 三〇 但書
〇〇 三一 但書
〇〇 三二 但書
〇〇 三三 但書
〇〇 三四 但書
〇〇 三五 但書
〇〇 三六 但書
〇〇 三七 但書
〇〇 三八 但書
〇〇 三九 但書
〇〇 四〇 但書
〇〇 四一 但書
〇〇 四二 但書
〇〇 四三 但書
〇〇 四四 但書
〇〇 四五 但書
〇〇 四六 但書
〇〇 四七 但書
〇〇 四八 但書
〇〇 四九 但書
〇〇 五〇 但書
〇〇 五一 但書
〇〇 五二 但書
〇〇 五三 但書
〇〇 五四 但書
〇〇 五五 但書
〇〇 五六 但書
〇〇 五七 但書
〇〇 五八 但書
〇〇 五九 但書
〇〇 六〇 但書
〇〇 六一 但書
〇〇 六二 但書
〇〇 六三 但書
〇〇 六四 但書
〇〇 六五 但書
〇〇 六六 但書
〇〇 六七 但書
〇〇 六八 但書
〇〇 六九 但書
〇〇 七〇 但書
〇〇 七一 但書
〇〇 七二 但書
〇〇 七三 但書
〇〇 七四 但書
〇〇 七五 但書
〇〇 七六 但書
〇〇 七七 但書
〇〇 七八 但書
〇〇 七九 但書
〇〇 八〇 但書
〇〇 八一 但書
〇〇 八二 但書
〇〇 八三 但書
〇〇 八四 但書
〇〇 八五 但書
〇〇 八六 但書
〇〇 八七 但書
〇〇 八八 但書
〇〇 八九 但書
〇〇 九〇 但書
〇〇 九一 但書
〇〇 九二 但書
〇〇 九三 但書
〇〇 九四 但書
〇〇 九五 但書
〇〇 九六 但書
〇〇 九七 但書
〇〇 九八 但書
〇〇 九九 但書
〇〇 一〇〇 但書

衆議院會議録第二十六号（その二）中
正誤
頁 段 行 誤
四六 二六 第四十七條 第四十六條の
の三
衆議院會議録第三十号中正誤
頁 段 行 誤
五五 三五 第五點 第五

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

衆議院會議録第三十一号中正誤
頁 段 行 誤
六〇 三六 陰されて 隠されて
六〇 三五 採択 採決
六〇 三四 の次に「第二十一條第三項を削る。」を挿入

二八 第十六條の 委員は、
三 七 定めるもの 本則中第十六
の外、 條の
一六 外二十七名 定めるものを
外四十三名 除く外、

三六 二六 起立多数 起立多数。
三六 二七 住宅公社 住宅公社
三六 二八 起立多数 起立多数
三六 二九 起立多数 起立多数
三六 三〇 起立多数 起立多数
三六 三一 起立多数 起立多数
三六 三二 起立多数 起立多数
三六 三三 起立多数 起立多数
三六 三四 起立多数 起立多数
三六 三五 起立多数 起立多数
三六 三六 起立多数 起立多数
三六 三七 起立多数 起立多数
三六 三八 起立多数 起立多数
三六 三九 起立多数 起立多数
三六 四〇 起立多数 起立多数
三六 四一 起立多数 起立多数
三六 四二 起立多数 起立多数
三六 四三 起立多数 起立多数
三六 四四 起立多数 起立多数
三六 四五 起立多数 起立多数
三六 四六 起立多数 起立多数
三六 四七 起立多数 起立多数
三六 四八 起立多数 起立多数
三六 四九 起立多数 起立多数
三六 五〇 起立多数 起立多数
三六 五一 起立多数 起立多数
三六 五二 起立多数 起立多数
三六 五三 起立多数 起立多数
三六 五四 起立多数 起立多数
三六 五五 起立多数 起立多数
三六 五六 起立多数 起立多数
三六 五七 起立多数 起立多数
三六 五八 起立多数 起立多数
三六 五九 起立多数 起立多数
三六 六〇 起立多数 起立多数
三六 六一 起立多数 起立多数
三六 六二 起立多数 起立多数
三六 六三 起立多数 起立多数
三六 六四 起立多数 起立多数
三六 六五 起立多数 起立多数
三六 六六 起立多数 起立多数
三六 六七 起立多数 起立多数
三六 六八 起立多数 起立多数
三六 六九 起立多数 起立多数
三六 七〇 起立多数 起立多数
三六 七一 起立多数 起立多数
三六 七二 起立多数 起立多数
三六 七三 起立多数 起立多数
三六 七四 起立多数 起立多数
三六 七五 起立多数 起立多数
三六 七六 起立多数 起立多数
三六 七七 起立多数 起立多数
三六 七八 起立多数 起立多数
三六 七九 起立多数 起立多数
三六 八〇 起立多数 起立多数
三六 八一 起立多数 起立多数
三六 八二 起立多数 起立多数
三六 八三 起立多数 起立多数
三六 八四 起立多数 起立多数
三六 八五 起立多数 起立多数
三六 八六 起立多数 起立多数
三六 八七 起立多数 起立多数
三六 八八 起立多数 起立多数
三六 八九 起立多数 起立多数
三六 九〇 起立多数 起立多数
三六 九一 起立多数 起立多数
三六 九二 起立多数 起立多数
三六 九三 起立多数 起立多数
三六 九四 起立多数 起立多数
三六 九五 起立多数 起立多数
三六 九六 起立多数 起立多数
三六 九七 起立多数 起立多数
三六 九八 起立多数 起立多数
三六 九九 起立多数 起立多数
三六 一〇〇 起立多数 起立多数

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

運輸省 運輸調整部
大臣官房 國有鐵道部
鐵道局 民營鐵道部
自動車局 整備部

定価 一部 六円五十銭
送料 実費
発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三二 印刷 市
振替東京一九〇〇 官報課